

那智勝浦町地域防災計画

基本計画編

平成 22 年度

那智勝浦町

目 次

第1編 総 則

第1章 目 的	1
第2章 計 画	1
第3章 計画の修正	1
第4章 用語と県防災計画の準用	1
第5章 那智勝浦町防災行政の基本方針	2
第6章 防災機関の実施責任と業務大綱	4
第7章 那智勝浦町の概況	9
第1節 位置と面積	9
第2節 地 形	9
第3節 交 通	10
第4節 沿革、人口	10
第5節 気象概況	11
第6節 地 質	11
第7節 災害の危険性と特性	11
第8節 災害記録	12
第8章 地震被害想定	15

第2編 災害予防計画

第1章 河川防災計画	17
第2章 砂防防災計画	19
第3章 山地防災計画	20
第4章 地すべり防止計画	21
第5章 急傾斜地崩壊防止計画	22
第6章 ため池防災計画	23
第7章 海岸防災計画	24
第8章 港湾防災計画	25
第9章 漁港防災計画	26
第10章 道路防災計画	27
第11章 火災予防計画	28
第1節 火災予防計画	28
第2節 林野火災予防計画	31
第12章 建造物災害予防計画	32
第13章 市街地防災化計画	34

第14章	宅地災害予防計画	36
第15章	文化財施設予防計画	37
第16章	危険物施設等災害予防計画	38
第1節	危険物災害予防計画	38
第2節	高圧ガス災害予防計画	39
第17章	上水道施設災害予防計画	40
第18章	下水道施設災害予防計画	42
第19章	公共的施設災害予防計画	43
第1節	電力施設災害予防計画	43
第2節	通信施設災害予防計画	46
第3節	鉄道施設災害予防計画	49
第20章	農林水産関係災害予防計画	50
第21章	公安関係災害予防計画	51
第1節	警察予防計画	51
第2節	海上公安予防計画	52
第22章	地震防災施設整備計画	53
第23章	防災行政無線整備計画	55
第24章	避難施設整備計画	56
第25章	応急物資等整備計画	57
第26章	緊急輸送体制整備計画	58
第27章	防災訓練計画	59
第28章	防災知識普及計画	60
第29章	自主防災組織整備計画	62
第30章	医療体制整備計画	63
第31章	災害時要援護者対策計画	64
第32章	ボランティア活動環境整備計画	65

第3編 災害応急対策計画

第1章	防災組織計画	66
第1節	組織計画	66
第2節	動員計画	73
第2章	情報計画	74
第1節	気象警報等の情報伝達計画	74
第2節	地震、津波の情報計画	78
第3節	注意報・警報の伝達経路	82
第4節	被害状況の収集計画	85

第5節	災害通信計画	88
第6節	災害広報計画	89
第7節	生活関連総合相談計画	90
第3章	防除計画	91
第1節	消防計画	91
第2節	水防計画	98
第1	水防計画	98
第2	小匠防災ダム	109
第3節	土砂災害対策計画	112
第4章	り災者救助保護計画	114
第1節	災害救助法の適用基準	114
第2節	避難計画	116
第3節	食糧供給計画	120
第4節	給水計画	123
第5節	物資供給計画	125
第6節	住宅対策計画	126
第7節	医療助産計画	128
第8節	り災者救出計画	131
第9節	住宅等の障害物除去計画	133
第10節	遺体搜索処理計画	134
第11節	災害弔慰金支給及び援護資金等貸付計画	137
第12節	被災者生活再建支援法の適用計画	140
第5章	保健衛生計画	143
第1節	防疫計画	143
第2節	清掃計画	146
第3節	食品衛生計画	148
第4節	保健師活動計画	149
第6章	公共土木施設等応急対策計画	150
第7章	農林水産関係災害応急対策計画	151
第1節	農林関係災害応急対策計画	151
第2節	水産関係災害応急対策計画	156
第8章	上水道災害応急対策計画	157
第9章	下水道災害応急対策計画	158
第10章	公共的施設等災害応急対策計画	159
第1節	電力施設災害応急対策計画	159
第2節	通信施設災害応急対策計画	161
第3節	鉄道施設災害応急対策計画	162
第11章	在港船舶対策計画	165
第12章	林野火災応急対策計画	166

第13章	危険物災害応急対策計画	168
第1節	危険物施設災害応急対策計画	168
第2節	高圧ガス災害応急対策計画	169
第3節	危険物等輸送車両災害応急対策計画	169
第14章	災害警備計画	170
第1節	警察警備計画	170
第2節	海上公安警備計画	171
第15章	文教対策計画	173
第1節	小中学校計画	173
第2節	学校給食関係の計画	174
第3節	社会教育施設関係の計画	174
第4節	学用品支給計画	174
第5節	保育所の計画	176
第16章	災害対策要員の計画	177
第1節	災害対策要員の動員計画	177
第2節	奉仕団の編成及び活動計画	177
第3節	対策要員雇用計画	178
第17章	道路、船舶交通応急対策計画	180
第1節	道路交通規制計画	180
第2節	船舶航行規制計画	183
第18章	輸送計画	184
第19章	自衛隊等の派遣要請等の計画	186
第20章	県防災ヘリコプター要請計画	189

第4編 災害復旧計画

第1章	施設災害復旧事業計画	190
第2章	災害復旧資金計画	192
第3章	り災証明書発行	194

第5編 地震防災対策推進計画

第1章	地震防災対策推進計画	195
-----	------------	-----

第 1 編

総 則

第 1 章 目 的

この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき、那智勝浦町防災会議(資料編 01-01-01 参照)が作成する計画であって県、町、指定行政機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその有する機能を有効に発揮して、町域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、町土並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 章 計 画

この計画は那智勝浦町において、想定される災害に対して次の事項を定める。

(1) 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、また、災害が発生した場合にその被害を最小限に食い止めるための事前措置について定める。

(2) 災害応急対策計画

風水害、震災等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の拡大を防止するための応急的な措置について定める。

(3) 災害復旧計画

災害復旧の実施にあたっての基本的な方針について定める。

第 3 章 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 4 2 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

第 4 章 用語と県防災計画等の準用

1 . この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの該当各号に定めるところによるものとする。

- (1) 基本法 災害対策基本法
- (2) 救助法 災害救助法
- (3) 県本部 (長) 和歌山県災害対策本部 (長)
- (4) 県支部 (長) 和歌山県災害対策本部東牟婁支部 (長)
- (5) 本部 (長) 那智勝浦町災害対策本部 (長)
- (6) 県計画 和歌山県地域防災計画
- (7) 計画 那智勝浦町地域防災計画
- (8) その他の用語については、災害対策基本法の例による。

2 . 大規模地震対策特別措置法に基づき、設置する警戒本部及びその運用要領等は、この計画を準用し、該当用語を適宜読みかえる。

3 . この計画に定めた以外に必要とする事項が生じたときは、県計画を準用する。

第5章 那智勝浦町防災行政の基本方針

自然災害及び地域開発に伴う環境の変化や都市構造の複雑化などによる多種多様な災害に対処するため、治山治水をはじめとする防災施設の整備、情報伝達網の充実、災害時における緊急輸送路の確保を図るとともに、県、町、防災関係機関及び町民が一体となって総合的な防災体制を推進する。

1. 町土保全施設の整備

(1) 治山

緊急かつ計画的に荒廃地及び荒廃危険地の施設整備を進める。

緊急かつ重点的に山地災害危険地区の施設整備を進めるとともに、災害予測技術の確立に努める。

森林の有する公益的機能を高度に発揮するため、保安林の整備を推進する。

(2) 治水

河川・砂防の基本施設及び地域防災施設については、所要の安全度をおおむね確保する。

治水安全度を向上するため、防災施設の整備を推進するとともに土地利用のあり方、避難誘導についても検討し、流域を一体とした総合的な治水施策を進める。

防災施設の整備にあたっては、河川空間の活用を求める声が高まりつつあることから、歴史・伝統・地域文化に根ざした活動の場、レクリエーション活動の場として、ゆとりとうるおいのある豊かな水辺環境を創造する。

雨量・水位・水質等の情報の効果的な活用を図り、住民にわかりやすい情報の提供を行う。

(3) 海岸

既往最大波浪（伊勢湾台風級）に対する安全度の向上をめざした緊急度の高い海岸において海岸保全施設を整備し、所要の安全度をおおむね確保する。

熊野灘に面する変化に富んだ雄大な海岸線は国民共有の貴重な財産であるという認識のもとに、歴史・景観を踏まえて社会の要請に対応するためのストック整備を行う。

余暇の活動の多様化に伴い、海や海浜に親しむ人口が増加しているため海岸を面的な空間としてとらえ、生活空間・レクリエーション空間など多面的な利用を誘導するとともに、災害に対し抵抗力の強い海岸として整備を図る。

2. 防災活動の強化

町土並びに住民の生命・身体及び財産を災害から守る防災対策の基本となる那智勝浦町地域防災計画・那智勝浦町水防計画等各種防災計画に常に検討を加え、防災体制の整備と強化を図る。

災害に関する情報、被害発生時の被害状況を迅速・的確に伝達するため情報伝達網の整備を促進する。

円滑な防災活動が実施できるよう、災害用ヘリポートの指定など、きめ細かい防災体制の強化を図る。

広報紙、報道機関、講演会、学校教育などのあらゆる手段や機会を利用して、防災知識の普及に努める。

防災関係機関が一体となって、地域ぐるみの各種防災訓練を実施する。

第6章 防災関係機関の実施責任と業務大綱

那智勝浦町の区域を管轄し、もしくは、区域内に所在する地方行政機関、指定公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、所管事項について、おおむね次の事務、又は業務を処理するものとし、その際相互に協力するよう努めなければならない。

実施責任

1. 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2. 県

県は、町を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

3. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

(主要連絡先については、資料編 01-02-01 を参照)

処理すべき事務又は業務の大綱

1. 町

(1) 那智勝浦町

町防災会議に関する事務

防災に関する施設、組織の整備と訓練

災害に関する情報伝達、収集及び被害の調査報告

災害防除と拡大の防止

救助、防疫等、り災者の救助保護

災害復旧資材の確保と物価の安定
り災者に対する融資等の対策
災害時における文教対策
被災町営施設の応急対策
災害対策要員の動員並びに雇用
災害時における交通、輸送の確保
被災施設の復旧
町内関係団体が実施する災害応急対策等の調整

2. 県

(1)和歌山県

和歌山県防災会議に関する事務
防災に関する施設、組織の整備と訓練
災害に関する情報伝達、収集及び被害の調査報告
災害防除と拡大の防止
救助、防疫等、り災者の救助保護
災害復旧資材の確保と物価の安定
り災者に対する融資等の対策
被災県営施設の応急対策
災害時における文教対策
災害時における公安対策
災害対策要員の動員並びに雇用
災害時における交通、輸送の確保
被災施設の復旧
市町村が処理する事務、事業の指導、斡旋等

3. 警察

(1)新宮警察署 勝浦幹部交番

災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
避難誘導、被災者の救出その他人命保護の措置
交通規制及び緊急輸送路の確保
犯罪の予防、取締り、その他社会秩序の維持
その他災害時における警察活動

4. 自衛隊

(1)陸上自衛隊第37普通科連隊

人員の救助、消防、水防及び救援物資の輸送並びに通路の応急啓開
応急救援、防疫、給水、入浴支援及び通信支援

5. 指定地方行政機関

(1) 農林水産省近畿農政局 和歌山農政事務所

災害時における主要食糧の応急対策

(2) 田辺海上保安部 串本海上保安署

海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災地変その他救済を必要とする場合の海上における救助及び防災活動

災害時における港内及び付近海上における船舶交通安全の確保、整頓及び指示、誘導並びに災害の拡大防止

災害時における海上緊急輸送及び治安の維持

海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に関する障害を除去するものの監督

(3) 和歌山森林管理署

国有保安林、治山施設、地すべり防止施設等の整備

国有林における予防治山施設による災害予防

国有林における荒廃地の災害復旧

災害対策復旧用資材の供給

森林火災予防対策

(4) 近畿運輸局 勝浦海事事務所

災害時の緊急海上輸送

(5) 近畿地方整備局 新宮国道維持出張所

土木施設の整備と防災管理

被災土木施設の災害復旧

6 . 指定公共機関及び指定地方公共機関

(1) 西日本旅客鉄道株式会社 新宮駅

輸送施設の整備と安全輸送の確保

災害対策用物資の緊急輸送

災害時の応急輸送対策

被災施設の調査と災害復旧

(2) 西日本電信電話株式会社 和歌山支店

電気通信施設の整備と防災管理

災害時における緊急通話の取り扱い

被災施設の調査と災害復旧

(3) 郵政事業株式会社 紀伊勝浦支店

災害時における郵政事業運営の確保並びに災害特別事務の取扱及び援護対策の実施

被災郵政業務施設の復旧

被災地域の地方公共団体に対する簡保積立金の短期融資

民間災害救援隊に対する災害ボランティア口座寄附金の公募・配分に関すること

- (4) 関西電力株式会社 新宮営業所
災害時の電力供給
被災施設の調査と災害復旧
- (5) 日本赤十字社 和歌山県支部
災害時における医療、助産及び被災地での救護医療、助産、救護
災害救助等の協力者の連絡調整
義援金品の募集配布
- (6) 日本放送協会 和歌山放送局
防災知識の普及と警報等の周知徹底
災害状況及び災害対策等の周知徹底
- (7) 東牟婁郡医師会
災害時における医療救護の実施
災害時における防疫の協力
- (8) 熊野交通株式会社
災害時における被災者及び一般利用者の輸送の確保
災害時の緊急輸送

7. その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 病院等経営者
避難施設の整備と避難訓練の実施
被災時の病人等の収容保護
災害時における負傷者等の医療、助産救助
- (2) 農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等
本部が行う農林水産関係の被害調査等応急対策への協力
農林水産物等の災害応急対策についての指導
被災農林漁業者に対する融資又は斡旋
農林漁業共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧
飼料、肥料、その他資材の確保又は斡旋
- (3) 社会福祉施設の経営者
避難施設の整備と避難訓練の実施
災害時における収容者の収容保護
- (4) 商工会等商工業関係団体
本部が行う商工業関係の被害調査等応急対策への協力
救助物資、復旧資材の確保についての協力

- (5) 金融機関
被災事業者に対する資金融資

- (6) 危険物及び高圧ガス施設等管理者
安全管理の徹底
危険物及び高圧ガス施設等の点検

第3節 交通

海岸部を国道42号及びJR紀勢本線が並行して走り、西は和歌山市、京阪神方面、東は新宮市、中京方面へと連絡している。

主要地方道として、県道那智勝浦本宮線、県道那智勝浦熊野川線、県道那智勝浦古座川線の3線があり、隣接の町村と結んでいる。

第4節 沿革、人口

昭和30年に勝浦町、那智町、宇久井村、色川村が合併して那智勝浦町が誕生し、昭和35年に太田村と下里町を編入して今日に至っている。

本町の人口は、平成22年4月現在の住民基本台帳では、17,745人で昭和35年の町制発足時から人口減少が続いており、特に山村部の人口減少が深刻である。

世帯数は、8,462世帯で微増傾向を示し、世帯人員は2.10人と核家族化が進んでいる。

また平均寿命の伸びと出生率の低下、更に65歳以上の高齢者人口が6,019人を数え、全人口に占める割合も33.9%と高齢社会となっている。

人口推移(住民基本台帳)

区 分 年 月	世帯数	人 口			1世帯当り人口 (人)
		総 数	男	女	
平成11年4月	8,470	20,105	9,393	10,712	2.37
平成12年4月	8,525	20,022	9,360	10,662	2.35
平成13年4月	8,567	19,848	9,276	10,572	2.32
平成14年4月	8,617	19,706	9,238	10,468	2.29
平成15年4月	8,586	19,424	9,134	10,290	2.26
平成16年4月	8,593	19,205	9,039	10,166	2.23
平成17年4月	8,569	19,005	8,937	10,068	2.22
平成18年4月	8,557	18,762	8,773	9,989	2.19
平成19年4月	8,497	18,462	8,629	9,833	2.17
平成20年4月	8,451	18,153	8,462	9,691	2.15
平成21年4月	8,480	17,936	8,332	9,604	2.12
平成22年4月	8,462	17,745	8,251	9,494	2.10

地区別人口

平成22年4月1日

地 区 別	世帯数	人 口 (人)		
		総 数	男	女
勝 浦	1,135	2,221	998	1,223
那 智	3,936	8,133	3,784	4,349
色 川	226	427	208	219
宇 久 井	1,255	2,862	1,336	1,526
下 里	1,277	2,802	1,310	1,492
太 田	633	1,300	615	685
計	8,462	17,745	8,251	9,494

第5節 気候概況

日本の気候区細分によると、当地方は南海気候区に属し、この気候区の特徴は、温暖で最も寒い月でも山間部を除いて6 以上を示す。

また、梅雨期や台風期は雨が多く、月量300 mm以上に達し年間降水量は2,000 mm以上で湿潤な気候区である。冬の降水量は一般に少なく、12月又は1月が年間最小に当たり、最も多いのは6月の梅雨期と9月の台風期となっている。

年間降雨量の最も多いのは、山間部の色川地区で年間降水量は4,000 mmに達し、全国でも極めて多い地域となっている。又、集中豪雨に対する警戒が必要なほか、台風常襲地帯であるため高潮に対する警戒も必要である。

平年の年平均気温は、潮岬で16.9 あり、最も寒いのは1月の潮岬7.5 で比較的気候温和といえる。

第6節 地質

町域の地質は、熊野酸性火成岩層、熊野層、牟婁層、沖積層に大別される。

太古に地下のマグマが冷却固結してできた熊野酸性火成岩類(1400万年前)の花崗斑岩は北部地域的那智山、妙法山、小麦平、烏帽子山などの高い山々を形成し、熊野酸性火成岩類の凝灰岩が古座川筋から浦神を経て太地町にかけて円弧状に伸びて分布している。

その他大半の町域は、熊野層群(1600万年前)と呼ばれる砂や泥などが海底に積もってできた推積岩類(水成岩類)が分布し、陸地を形成している。

また熊野層群より古い牟婁層群が宇久井地区に分布している。

熊野層群は、下位の小口累層と上位の三津野累層に大別され、小口累層はさらに下位から下里砂岩淤泥岩層と敷屋淤泥岩層に大別される。

下里、浦神、勝浦、宇久井地区には、粗い泥岩である下里砂岩淤泥岩層が分布し、浦神半島では、淤泥岩と互層して凝灰岩が見られる。

敷屋淤泥岩層は町内に最も広く分布し、ほとんど一様な淤泥岩層が地層をなしている。砂岩、泥岩、角礫岩から成る三津野累層は高津気から井関を経て色川地区にかけて、熊野酸性火成岩類を取り囲むように分布している。

礫砂、砂、泥などの未固結推積の沖積層が去来潟を始め長野川、那智川、二河川、太田川など各河川の川口付近を中心に分布している。

第7節 災害の危険性と特性

本町は、紀伊半島の南東側に位置するため、多雨地帯であるうえ、毎年、梅雨期の集中豪雨に加え、台風上陸経路となることが多く、台風災害常襲地帯となっている。

特に本町は、急峻な谷間の河川沿いに住家及び資産の多くが集積した厳しい地形条件のため、短時間の豪雨による河川の氾濫や低地帯での浸水被害、上流地域の土砂災害が発生しやすい状況にある。

地震被害については、四国沖から東海沖の南海トラフに震源を持ち周期的(100年~150年)に起こる巨大地震により、過去幾度となく大きな被害を受けている。昭和19年の東南海地震の発生から既に65年余りが経過し、南海地震と併せて警戒を要する。

これらの地震は海溝型地震であるため、歴代のどの地震も大きな津波を引き起こしており、海岸線を有する本町では、津波による危険性は極めて高い。

第8節 災害記録

(1) 主な既往風水害 (町誌・被害資料より抜粋)

年月日	災害種別	災害状況
昭和22.7.18-22	豪雨	両太田村大被害、色川総雨量470ミ
23.9.16	タイオン台風	太田大水害
11.16-19	アグネス台風	両太田村三度泥海化
24.7.5-6	豪雨	太田川堤防決壊両太田村泥海化、橋ほとんど流出、田畑の流出埋没91ha・下和田、小匠被害甚大
25.9.3	ジェーン台風	紀伊水道を北上し大暴風・にわか雨性の豪雨が数日続く 色川総雨量412.8ミ
29.6.22-23	豪雨	那智川未曾有の水位(平常時より5.5m増水)、下流決壊、大谷橋流出、二ノ瀬橋落橋、振ヶ瀬川各所で決壊・長谷川筋決壊・井関八反田大被害 ひょうたん池決壊し湯川地区床上浸水 二河川約5m増水護岸数箇所決壊。 死者6、家屋全壊3、家屋半壊7、床上浸水224、床下浸水593
29.9.17-18	台風14号	集中豪雨、大野で山崩れ1戸埋没・総雨量398ミ、最大時間雨量72.1ミ、 太田川水位6.15m
34.9.23-26	伊勢湾台風	潮岬の西に上陸、瞬間最大風速(潮岬)48.5m、降雨量は沿岸で200-300ミ、 山間部400-600ミに達した。 死者1、重傷4、家屋全壊17、家屋流出5、家屋半壊106、床上浸水240、 床下浸水582、非住家50、他 被害額 459,613千円
36.9.16	第2室戸台風	強風を伴い、室戸岬西方に上陸し紀伊水道を北上 家屋全壊33、非住家41、他
42.10.27	台風34号	東方海上を、瞬間風速40mを越える暴風雨を伴い通過、沿岸部で被害大。死者1、家屋全壊2、家屋半壊3、床上浸水269、床下浸水1,154、非住家被害13、漁船沈破損57、他 被害額 667,687千円
47.9.16	台風20号	暴風により全域で屋根瓦破損・住家半壊3、床下浸水15 (浦神、勝浦)、漁船沈破損5、他 被害額 59,146千円
50.11.7	龍巻	低気圧通過により宇久井地区で突風(龍巻)発生・家屋破損33棟
54.11.9-10	豪雨	集中豪雨・床上浸水3、床下浸水25(市野々、浜ノ宮、湯川、中里南大居)、他・小匠ダム総雨量433ミ 被害額 26,290千円
57.7.25	豪雨	集中豪雨 床下浸水6(猪飼)、他・小匠ダム総雨量298ミ 被害額 19,200千円
61.9.17	豪雨	秋雨前線により床上浸水2(宇久井)、床下浸水5(朝日)、他 被害額 5,250千円
63.9.6	豪雨	雷を伴い記録的な激しい集中豪雨・降雨量小匠ダム204ミ、最大時間雨量(色川、小匠ダム96ミ)、那智川、監川、井関、中村地区避難者(307名300人)・床上浸水98、床下浸水195、他 被害額 303,370千円
63.9.25	豪雨	秋雨前線による集中豪雨 床下浸水15(猪飼、他) 被害額 72,360千円
平成2.9.19	台風第19号	白浜町付近に上陸、紀伊半島を横断・最大風速50mを越える記録的暴風・家屋破損、電柱倒壊、風倒木等全域で被害大 負傷者1、住家全壊2、半壊26、一部破損2,265、他 被害額2,107,000千円

年 月 日	災 害 種 別	被 害 状 況
2 . 9 . 3 0	台風第 2 0 号	白河町付近に上陸台風19号とほつ司コース・断続的豪雨と強風・住家半壊3、一部破損329、床上浸水2、床下真浸水19・他 被害額 228,782千円
2 . 1 1 . 3 0	台風第 2 8 号	季節外れの台風19、20、21号に続き白河町付近上陸・床下浸水4戸他 被害額 193,253千円
3 . 9 . 1 9	台風第 1 8 号	台風の北上に伴い秋雨前線が活性化・総雨量大野407ミリ 床上浸水2戸、床下浸水10戸他 被害額 66,829千円
5 . 9 . 9	台風第 1 4 号	住家一部破損2戸、床下浸水2戸他 被害額 15,905千円
6 . 9 . 2 9	台風第 2 6 号	県南部に上陸し北上・住家一部破損59、床下浸水1・他 被害額 63,302千円
1 0 . 9 . 2 2	台風第 7 号	御坊市付近に上陸北上・強風により負傷者2、住家一部破損11・他 被害額 20,290千円
1 0 . 9 . 2 4	豪 雨	秋雨前線停滞による集中豪雨・降水量大野383ミリ、最大時間雨量大野77ミリ、ダム最高水位56.79m、出合最高水位6.79m 床上浸水2戸、床下15戸、他 被害額 210,609千円
1 3 . 8 . 2 1	台風第 1 1 号	19:25串本付近へ上陸 色川大野で積算雨量796ミリ、最大時間雨量66ミリ、小匠ダム最高水位58.50mと記録的な大雨をもたらした。 床上浸水145戸、床下浸水111戸他(特に太田地区の被害が大きかった) 被害額 779,694千円
1 3 . 9 . 3 0	豪 雨	秋雨前線停滞による集中豪雨 市野々で積算雨量285ミリ、最大時間雨量82ミリ、小匠ダム最高水位49.83mを記録した。 床上浸水35戸、床下浸水291戸他(特に那智川流域の被害が大きかった) 被害額 198,311千円

(2) 主な既往地震、津波被害 (町誌、県防災計画より抜粋)

西 暦	年 月 日	地 震 名	災 害 状 況	
(1707)	宝永 3 . 10 . 28	宝永東海・南海地震	M8 . 4	熊野地方震度 6
(1854)	安政 元 . 12 . 23	安政東海地震	M8 . 4	熊野地方震度 5
	" 12 . 24	安政南海地震	M8 . 4	熊野地方震度 6
(1944)	昭和19 . 12 . 7	東南海地震	M7 . 9	熊野地方震度 5 津波高約 5 m (天満)
(1946)	昭和21 . 12 . 21	南海道地震	M8 . 0	熊野地方震度 6 津波高約 3 m (勝浦)

東南海地震 昭和19年12月7日(33.8°N、136.6°E)

13時36分頃三重、愛知、静岡三県を中心として大地震が起こり、津波を伴い被害大であった。震源は志摩半島南々東20kmと推定されている。

熊野灘沿岸は発震後10~20分で津波に見舞われ、波高は3~5mに及び本町は甚大な被害を受けた。

項目 旧町村名	死亡		軽傷者		行方不明		り災者	全壊家屋		半壊家屋		流失家屋		浸水家屋	
	男	女	男	女	男	女		住	非	住	非	住	非	住	非
宇久井村														5	5
那智町	5	5					1,676	9	8	46	228	134	69	186	50
勝浦町	5	18	3	2	2	2	3,050	7		40		10		621	160
下里町							1,000	11		34		5		145	20
合計	10	23	3	2	2	2	5,726	27	8	120	228	149	69	957	235

那智町の被害はほとんど大字天満に起こったもので、天満駅から勝浦駅にいたる天満の大部分は、津波に襲われ波高約5mと推定された。堤防は2カ所で延長20mにわたって決壊し、他にも破損箇所あり、鉄道線路は勝浦、天満両駅のほとんど全部が海と反対側へ押し流された。

勝浦湾に面した家は、湾内の水面が漸次ふくれ上がり、一時床上浸水程度となったが直ちに退き始めた。しかし、天満を襲った大津波は、勝浦の背後より襲いかかったため、この方面の人命被害が多かった。

南海道地震 昭和21年12月21日(33.0°N、135.6°E)

4時19分過ぎ、県全域は突如地震に襲われ、大津波を伴い沿岸地域に大惨事を引き起こした。

震源は潮岬南々西50km沖合にあり、有感範囲は東北北部及び北海道を除く日本の全域にわたった。県北部では、地震後40分ないし1時間後、第1回の津波が来襲したという所が多いが、県南部海岸では、数分後に早くも来襲した。大津波は少なくとも3回以上あり、第3波が最も大きく、波高の最高は2~3mのものが最も多かった。なかでも串本方面は甚だしく、路上1.5mに達し、死者9人、負傷者100人、浸水家屋6,000戸に及び袋港では家屋の過半数を損じ荒廃した。

また、新宮市は地盤軟弱のため多くの倒壊家屋があり、そのうえ大火を起こし、焼失家屋2,399戸に及び惨状を極めた。

町内では、津波による被害は少なかったが、家屋や道路、農地の傾斜、ひび割れ、石垣の崩壊などの被害があった。

県内の被害は次のとおりである。

死者195人、行方不明74人、負傷者562人、家屋全壊969戸、同半壊2,442戸、同流失325戸、同浸水14,102戸、同全焼2,399戸、その他

第 8 章 地震被害想定（被害の予測）

和歌山県では、平成 16 年度から 2 ケ年にわたって最新のデータを収集し、地震動の予測を行った。

地震動の予測結果は資料編 01-03-01、液状化危険度の予測結果は資料編 01-03-02 に記載する。

1．想定地震と発生時刻及び季節の設定

(1) 想定地震は、次の 3 つを設定

	東海・東南海・南海地震同時発生	中央構造線の地震	田辺市付近の地震
地震の規模 (マグニチュード)	M8.6相当	M8.0相当	M6.9相当
震源断層の位置	駿河トラフ～南海トラフ	中央構造線 (淡路島南沖～和歌山・奈良県境付近)	田辺市～旧本宮町
震源断層の深さ	約10～30km	4～14km	4～12.6 km

(2) 時刻及び季節

季節あるいは時刻が被害予測に大きい影響を与える火災や人的被害を検討するため、時刻及び季節について、次の 3 通りの組合せで予測を行った。

1. 冬 5 時 多くの人が自宅で就寝中であり、火気の使用が少ない時間帯
2. 冬 18 時 炊事や暖房で火気の使用頻度が高くなる季節、時間帯
3. 夏 12 時 海岸沿いには多くの海水浴客が集まり、市街地などにも通勤・通学している人や買い物客等が集まっている季節、時間帯

2．地震動及び液状化危険度の予測結果

特 徴

東海・東南海・南海地震同時発生

田辺市周辺の低地及び串本町等で震度 7、県南部の海岸沿いの多くの箇所で震度 6 強と予測された。海岸付近の低地などで液状化の危険性が極めて高くなる場所が多く、低地のほとんどで高い液状化危険度となった。

中央構造線の地震（淡路島南沖～和歌山・奈良県境付近の活断層による地震）

和歌山平野の広い範囲で震度 7 が見られたほか、県北部を中心に強い揺れが予測された。震源断層に近い、和歌山市、海南市などの低地で極めて高い液状化危険度が予測された。

田辺市付近の地震

震度 6 強になっている箇所がわずかにあるが、田辺市付近の低地の多くは震度 6 弱と予測され、地震動の強い範囲は限られている。他の想定地震に比べると地震の揺れの大きさが小さく、また、揺れの継続時間も短いため、田辺市付近の低地の一部で液状化危険度が高いという結果になっている。

3. 被害の予測

東海・東南海・南海地震同時発生の場合

1. 建物被害・火災予測

紀南では強い地震動のため多くの市町で30%程度の建物が全壊になると予測された。また、津波による被害は旧田辺市、旧串本町・旧古座町、那智勝浦町等の紀南の沿岸市町村の他、湾奥に低地の広がる旧海南市で多大な被害が予測された。

旧串本町では、地震動・液状化・がけ崩れ・津波・火災による被害もあわせた全壊・焼失率が60%に達した。

全県で8万5千～10万5千棟程度の全壊・焼失被害が予測された。

被害の予測は、資料編01-04-01を参照

2. 死者数予測

紀南を中心として建物倒壊及び津波による人的被害が多く予測された。夏のケースでは海水浴客の死者も多く出ると予測された。冬5時のケースでの死者数が最も多く、全県で約5千人の死者が予測された。

被害の予測は、資料編01-04-02を参照

3. 負傷者数予測

紀南を中心として負傷者（重傷者、中等傷者）が多いと予測された。多くの住民が自宅にいる冬5時で建物倒壊による負傷者数が多くなった。冬18時のケースでは、大規模な延焼火災の発生が予測された旧田辺市や旧串本市などで負傷者数が多いと予測された。

被害の予測は、資料編01-04-03を参照

4. 要救助者数予測

紀南を中心として要救助者数が多いと予測されたほか、人口の多い和歌山市や御坊市などでも要救助者が多くなり、全県で8千5百人から1万人前後の要救助者が予測された。

被害の予測は、資料編01-04-03を参照

第 2 編

災 害 予 防 計 画

第1章 河川防災計画

現況

本町は、町土の9割が山地で占められ、那智川、太田川を始め21の二級河川が南流し熊野灘に注いでいる。その多くは急峻な河川が占め、集中豪雨や台風時は洪水、内水氾濫等の被害が発生しやすい状態にあり、被害抑制のためには河川整備が重要である。

方針

本計画及び那智勝浦町水防計画により、重要水防箇所を中心に河川改良・水防施設の充実を図り、災害予防に必要な措置を講じる。

計画

1. 保全事業の推進

二級河川は県の整備計画に基づき改修事業が進められているが、町は、堤防の決壊、溢水等により被害の恐れのある箇所については、県に対して改修を要請していく。

町の管理する普通河川については、流下能力向上のために道路改良事業及び他の事業との調整を図り整備に努める。又現在、改修中のものは改修事業を促進し、計画的な改修及び維持管理に努める。

2. 河川施設の点検、整備

河川管理者は、水防施設の破損による氾濫防止と治水機能維持のため施設の点検、整備を行う。又平常時から河川堤防その他関係工作物等を巡視、点検を行い予防対策を実施する。

3. 水防資器材の充実・整備

円滑な災害応急対策のため、水防資器材の充実に努める。

4. 水防上の注意箇所

(1)重要水防箇所

町内の河川で重要な水防箇所は、資料編 02-01-01 のとおりである。

(2)注意を要する水防箇所

町内の河川で水防上重要と思われ注意を要する箇所は、資料編 02-01-02 のとおりである。

(3)水防上影響のある橋梁

桁下高が低く冠水により水没する恐れがあり、水防活動に際して特に注意をしなければならない箇所、及び水防上巡回を要する橋梁は、資料編 02-01-03 のとおりである。

(4)ダム、水こう門

水防上重要なダム・水こう門、その他の水こう門は、資料編 02-01-04 のとおりである。

5 . 資機材の備蓄状況

水防資機材の備蓄状況は、資料編 02-01-05 のとおりである。

6 . 水位・雨量観測所

水位・雨量観測所は、資料編 02-01-06 のとおりである。

第2章 砂防防災計画

現 況

本町は、多雨地帯であるうえ、急峻な谷間の河川沿いに住家や資産が集積しており、土石流の危険性は大きい。

保全対象人家戸数5戸以上の土石流危険渓流が85渓流存在しており、うち31渓流が砂防指定地となっている。(土石流危険渓流は、資料編02-02-01のとおり)

方 針

土石流等の災害を未然に防止又は軽減するため法指定並びに砂防工事の実施を促進し、安全で安心できる地域づくりを行う。

また、土石流等の災害に対する警戒避難活動に資するため、周辺住民等に対する情報提供等を進める。

計 画

土石流等の土砂災害を防止するため、土砂流出の恐れのある渓流や地区を調査し、県に対して砂防指定の申請を行い緊急度の高いところから植林、砂防堰堤等の事業推進を要請する。また未整備土石流危険渓流については、周辺住民に対して、土石流危険渓流である旨の表示等周知・公表に努め、関係機関と協力して警戒避難体制の整備を図る。

業 務

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等については、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めると共に、土砂災害に関する情報の伝達方法や避難場所に関する事項等について、住民に周知する。

第3章 山地防災計画

現 況

本町は、9割を険しい山々で覆われ、年間降水量も大きいことから、山崩れや土石流等の山地災害の危険性は大きく、崩壊の危険性のある箇所が309箇所、土砂流出の危険性のある箇所は257箇所存在している。(山腹崩壊危険地区は資料編02-03-01、崩壊土砂流出危険地区は資料編02-03-02のとおり)

方 針

山地災害を未然に防止又は軽減するため法指定並びに治山事業等の防災工事の実施を推進し、安全で安心できる地域づくりを行う。

また、山地災害に対する警戒避難活動に資するため、周辺住民等に対する情報提供等を進める。

計 画

集落に近接した山地災害の防止、荒廃山地の復旧等を重点的に、危険度、緊急性の高い箇所から各種治山事業の推進を要請するとともに、梅雨、台風時期においては、既存施設の点検を行う他、森林の維持育成に努める。

また、周辺住民等に対して、山地災害危険地区である旨の表示等周知・公表に努め、関係機関と協力して警戒避難体制の整備を図る。

第4章 地すべり防止計画

現 況

町内には、地すべり危険箇所が14箇所（農林水産省所管2ヶ所、国土交通省所管12ヶ所）存在し、うち1箇所が地すべり防止区域に指定されている。

（地すべり危険箇所は資料編 02-04-00 のとおり）

方 針

地すべり災害を未然に防止又は軽減するため、法指定並びに地すべり防止工事の実施を推進し、安全で安心できる地域づくりを行う。

また、地すべり災害に対する警戒避難活動に資するため、周辺住民等に対する情報提供等を進める。

計 画

山地に起因する地すべり災害を防止するため、集落に近接した山地災害の防止、荒廃山地の復旧等を重点的に、危険度、緊急性の高い箇所から各種事業の実施を要請するとともに、梅雨、台風時期においては、既存施設の点検を行う他、森林の育成に努める。

また、周辺住民等に対して、地すべり危険地区である旨の表示等周知・公表に努め、関係機関と協力して警戒避難体制の整備を図る。

業 務

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等については、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めると共に、土砂災害に関する情報の伝達方法や避難場所に関する事項等について、住民に周知する。

第5章 急傾斜地崩壊防止計画

現 況

町内には保全対象人家5戸以上等の急傾斜地崩壊危険箇所が160箇所存在し、うち44箇所が急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。

(急傾斜地危険箇所は資料編02-05-00のとおり)

方 針

がけ崩れ災害から住民の生命を保護するため、法指定並びに急傾斜地崩壊防止工事の実施を推進し、安全で安心できる地域づくりを行う。

また、がけ崩れ災害に対する警戒避難活動に資するため、周辺住民等に対する情報提供等を進める。

計 画

豪雨等により災害が誘発される恐れがある急傾斜地、がけ地の崩壊を防止するため危険度の高い急傾斜地については、急傾斜地崩壊危険区域の指定の促進と拡大及び災害危険区域の指定を行い、急傾斜地崩壊防止工事の促進を図るとともに、既設、新規対策工に対して津波及び洪水時の緊急避難路としての階段や斜路の設置に努める。

また、周辺住民等に対して、急傾斜地崩壊危険区域である旨の表示等周知・公表に努め、関係機関と協力して警戒避難体制の整備を図る。

業 務

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等については、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めると共に、土砂災害に関する情報の伝達方法や避難場所に関する事項等について、住民に周知する。

第6章 ため池防災計画

現 況

町内には、農業用ため池が大小併せて18存在し、いずれも築造された年代が古く年々老朽化が進行している。特に水防上注意すべきため池は、資料編02-06-00のとおり。

方 針

ため池の崩壊は、農業関係のみならず、人命・家屋・公共施設等に被害がおよぶことがあるため管理体制の強化を図り、老朽箇所や危険箇所の防災事業実施を推進し、安全で安心できる地域づくりを行う。

計 画

定期的な調査点検を実施し、老朽箇所や災害の発生が予想される注意すべき区域について、ため池整備事業等による防災事業の実施を推進する。

また、土地利用の変化や兼業化、高齢化により管理体制の弱体化が進むと考えられ、管理関係機関に対して適切な維持管理及び管理体制の強化を図る。

第7章 海岸防災計画

現 況

本町の海岸線は48.15 kmにおよび、典型的なリアス式海岸線となっている。

太平洋に臨んでいるため、これまでも東南海地震、南海道地震による津波や台風時の高潮により大きな被害を受けている。

(海岸重要水防区域は資料編 02-07-00 のとおり)

方 針

本計画及び那智勝浦町水防計画により、重要水防箇所やその他水害の発生が予想される区域について、海岸保全事業等による恒久施設の推進及び水防施設の充実を図り、災害予防に必要な措置を講じる。

また、津波災害に対する警戒避難活動に資するため、周辺住民等に対する情報提供等を進める。

計 画

海岸保全区域は、県の整備計画に基づき改修事業が進められているが、町は堤防の決壊、越波等により被害の恐れのある箇所について、平時から堤防その他工作物等を巡視、点検を行い保全事業の推進及び改修を要請していく。

また、津波災害時の早期避難を実行するため、警戒避難体制の整備並びに津波に対する知識の普及を図る。

第 8 章 港湾防災計画

現 況

本町には、県が管理する地方港湾として新宮港（本町と新宮市にまたがっている）、宇久井港、勝浦港、浦神港の 4 港がある。

方 針

本町の立地上、陸路が途絶えた場合のり災者の避難、救援物資等の海上緊急輸送の拠点としての災害対策施設の整備を促進する。

計 画

災害時の安全で確実な大量輸送機能等、港湾施設が有する優位性を最大限に生かすべく、耐震強化岸壁の整備並びに既存港湾施設の耐震性の強化を促進する。

また、4 港湾の背後地については、狭隘な道路が多く通常時においても車輛の相互交通が不可能な道路形態が主流をなしている。

このため、火災時の緊急車輛対策、又災害時の緊急避難路及び緊急輸送道路の必要地区の点検等を行い、紀南地方唯一の広域幹線道路である国道 4 2 号へのアクセス、津波発生時の高台等への緊急誘導施策として道路事業における道路整備はもとより、各種事業と調整を図り総合的な整備を考慮し複合的な施設整備を推進し、災害時の住民避難、救援物資及び人員並びに復旧資機材の大量輸送等、施設の充実強化を推進するとともに、その活用を図る。

港 湾

港 名	種 別	設 立 年 月 日	所 在 地
浦 神 港	地 方	S 2 8 . 8 . 1	浦 神
勝 浦 港	地方（避難）	S 2 8 . 8 . 1	勝 浦
宇 久 井 港	地 方	S 2 8 . 8 . 1	宇 久 井
新 宮 港	地 方	S 4 5 . 3 . 1 2	宇 久 井、新 宮 市

第9章 漁港防災計画

現 況

町内の漁港は、第3種漁港1、第1種漁港3の計4港があり、漁港整備長期計画に基づき整備を促進しているところであり、係留施設等基本的な施設は整備されているが、荒天時の係留が困難なところ、砂の堆積により干潮時の大型船の入出港に支障をきたしているところがある。

方 針

本町の立地上、陸路が途絶えた場合のり災者の避難、救援物資等の海上緊急輸送の拠点としての災害対策施設の整備を推進する。そのため、水産基盤整備事業により、漁港および漁村の整備を図る。

計 画

津波災害時における最も有効な防災手段は早期の避難であるため、警戒避難体制の整備、避難施設の整備、津波に対する知識の普及を図るとともに、災害時の安全で確実な大量輸送機能等、漁港施設が有する優位性を最大限に生かすべく、既存漁港施設の耐震化を図るとともに、勝浦漁港に設置する人工地盤を地震津波時の緊急避難場所として活用する。

また、勝浦漁港、宇久井漁港の背後地については、狭隘な道路が多く通常時においても車輛の相互交通が不可能な道路形態が主流をなしている。

このため、火災時の緊急車輛対策、又災害時の緊急避難路及び緊急輸送道路の必要地区の点検等を行い、紀南地方唯一の広域幹線道路である国道42号へのアクセス、津波発生時の高台等への緊急誘導施策として道路整備を実施する。また、各種事業と調整を図りつつ、総合的・複合的な施設整備を推進し、災害時の住民避難、救援物資及び人員並びに復旧資機材の大量輸送等、施設の充実強化を推進するとともに、その活用を図る。

漁 港

漁 港 名	種 別	所 在 地
勝 浦 漁 港	第 3 種 漁 港	勝 浦
宇 久 井 漁 港	第 1 種 漁 港	宇 久 井
那 智 漁 港	〃	浜ノ宮
小 金 島 漁 港	〃	大勝浦

第 10 章 道路防災計画

現 況

本町の道路は、国道 42 号、県道 10 路線、町道 770 路線、総延長 440 km で形成されており、すべての道路で線形不良、幅員狭小、無歩道の区間がみられる。

国道 42 号は、紀南地域唯一の広域幹線道路であり、その重要性は特に高い。

また、主要県道（4 路線）は、近隣市町村との連絡道路の役割をはたしているが、未開通区間、未改良区間の整備が急がれる。

（主な道路状況は資料編 02-08-00 のとおり）

方 針

道路、橋梁は、人や物資の交通基盤であるだけでなく、災害時の避難、救護、救援、消防活動等災害に対処するための緊急道路として、また火災の延焼防止など、多様な機能を有しており、これらの整備、改良にあたっては、防災面に十分配慮した施策を推進する。

また、道の駅「なち」は緊急一次輸送道路である国道 42 号沿いに位置しており、面積も約 4,700 m²と広いため、防災上の重要拠点として有効利用が考えられる。

計 画

1．主要道路、橋梁の整備

- (1) 災害時における避難路及び災害応急対策のための、緊急車両、輸送車両等が通行する緊急幹線道路として、計画的に改良、改善を図る。
- (2) 道路、橋梁等に必要な施設を施して安全性の向上を図る。
- (3) 崖崩れ、土石流からの保全に務める。
- (4) 河川沿いの道路においては、洪水による侵食防止工事及び冠水防止工事を推進する。
- (5) 国道 42 号、及び主要県道へのアクセス道路の整備を図り緊急幹線道路の確保に務める。
- (6) 橋梁は、耐震基準を充たしていないもの、特に重要性の高いものから耐震補強工事又は架け替えを実施し、防災対策上からの安全に配慮する。

2．生活道路の整備

- (1) 防災対策、安全対策に配慮し、狭隘道路の解消に務める。
- (2) 道路の構造は、避難時の安全性を確保したものとする。

3．道路、橋梁のチェック体制の確立

- (1) 道路危険箇所、橋梁の荷重制限必要箇所等、道路、橋梁全般にわたっての点検を定期的に行い、問題のある箇所は、重要性の高いものから早急に改善を施すものとする。
- (2) 災害発生時の要調査箇所を予め定めておく。

第 1 1 章 火災予防計画

第 1 節 火災予防計画

現 況

本町の消防体制は、消防本部 1、消防署 1、消防団 1(8 分団)、消防職員 39 名、消防団員 264 名により組織されている。

火災件数は、年々減少気味であるが特定防火対象物の旅館、ホテルが多いことから思わぬ被害に拡大する可能性がある。

方 針

火災予防については、火災予防思想の普及高揚を図ると共に、消防組織の確立と消防施設、設備の拡充強化、防火施設整備等の予防業務を推進し、もって住民の生命、財産の保護に万全を期するものとする。なお、この計画の運用は、消防法、那智勝浦町火災予防条例等の関係法令、条例に基づくものとする。

計 画

1 . 予防啓発の強化

町民に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底については、次の方法により行うものとする。

- (1) 法で設置が義務づけられた住宅用火災警報器の普及啓発を実施するとともに、秋・春 2 回の火災予防運動及び文化財防火デー、山火事予防運動を通じ火災予防思想の普及徹底を図る。
- (2) 火災警報を発した場合、広報車又は防災行政無線及び有線放送を通じて火災予防を周知徹底させる。
(火災警報を一般住民に周知させるときは、町火災予防条例に定める禁止行為についてもあわせて広報するよう努める。)

2 . 予防査察体制の充実強化

次により消防機関の予防査察体制の強化を図る。

- (1) 秋・春 2 回の火災予防運動期間中に予防査察を実施する。
- (2) 火災警報発令中には、火を使用する施設、設備及び物品を重点に予防査察を実施する。
- (3) その他、必要に応じ特別査察を実施する。

3 . 防火対象物に対する火災予防の徹底

消防法第 8 条により、防火管理者を選任しなければならない防火対象物及び同法第 17 条の規定により消防用設備を設置することを義務づけられている防火対象物の関係者に対し、次の措置をとる。

- (1) 消防法、町火災予防条例に基づき学校、病院、事業所、興行場等多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物について、防火管理の徹底を期するため立入検査を励行し、また通報、避難、消火等の訓練の実施及び消防計画の作成の指導を強化する。

(2) 消防法第8条に規定する防火対象物には必ず防火管理者を設置させ、その有資格者を養成するため、防火管理者資格附与講習会の開催、また防火管理者に対し講習会を開催することにより、その資質の向上を図るとともに、消防計画の作成、防火避難訓練の実施、自衛消防組織の充実、促進、消防用設備等の設備点検及び火気の使用について十分な指導を行う。

また人命及び財産に多大の損害をもたらすのみならず、大きな社会不安を醸成し、国民全体に深刻な影響を及ぼすほどの大惨事となる可能性の非常に高い旅館、ホテル等特定防火対象物の安全対策については、上記の事項を徹底させるほか、「防火対象物定期点検報告制度」や「自主点検報告表示制度」に基づく表示を推進し、さらに宿泊客に対する予防知識の啓発、避難経路等の周知徹底について強力な指導を行うとともに、毎年数回予防査察を実施して出火防止に努め安全対策の万全を期する。

(3) 消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、また消防法第17条の14の規定による消防用設備等工事着工の届出、町火災予防条例の定める防火対象物用途開始届出の際の指導を的確に行い、建築面からの火災予防の強化を期する。

4．消防団組織の充実強化

消防団は、消火活動はもちろんのこと、大規模災害時の救助救出活動、災害防衛活動など非常に重要な役割を果たしており、地域に密着した組織として、住民に対するきめ細かい予防活動、啓発活動等幅広い分野でも活躍している。

その一方で、若年層の意識の希薄化や過疎地域における若年層の減少等により、団員の減少、高齢化の問題も生じており、消防団の充実強化を一層推進していくことが問題となっている。

このため、消防大会、ポンプ操法大会等の開催による地域住民の理解と認識を深めるとともに、今後も若年層への積極的な参加の促進と消防団活動の安全確保に努め、消防団の充実強化に取り組んでいく。

5．自主防災組織の育成強化

(1) 幼年消防クラブ、少年消防クラブ及び婦人消防クラブ等の育成強化を図る。

(2) 地域に組織されている自主防災組織の育成強化を図る。

(3) 火災予防思想の普及及び家庭等における防火知識の向上を図るため、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人消防クラブ、自主防災組織等を通じ防火研修会の開催、その他防火思想の向上のための必要な事業を行う。

6．初期消火活動体制の強化

出火時の初期消火に重点を置き、住民及び自主防災組織等の消火活動体制（初期消火）の強化及び家庭での消火器の普及を図る。

7．消防体制の充実強化

次により消防体制の充実強化を推進する。

(1) 消防ポンプ自動車等消防施設の更新増強等により、消防力の充実強化を図る。

- (2) 消防水利の確保及び水利の多元化のため、防火水槽等の整備並びに自然水利の活用を図る。
- (3) 高度化、多様化する消防業務に対応するための十分な消防職員の確保と育成を図る。

第2節 林野火災予防計画

現 況

林野火災の発生件数は少ないが、林野面積は16,102haと町面積の87.8%にのぼり、林野火災が発生すると被害が多方面に及ぶことが危惧される。

方 針

林野火災の発生を未然に防止し、また火災が発生した場合、被害の拡大防止を図るため火災予防及び消防体制の整備充実を図る。

計 画

1．消防計画の樹立

消防区域に関係ある森林管理署、森林組合、関係団体、隣接市町村等と消防計画に必要な事項について協議し、次の事項について計画する林野火災消防計画を樹立するものとする。

消防方針

特別警戒区域

特別警戒時期

特別警戒実施計画

消防分担区域

火災防御訓練

出動計画

資機材整備計画

防御鎮圧要領

2．共助協力体制の整備拡充

林野火災の予防、警戒、鎮圧活動は、森林関係機関、山林所有者、山林作業従事者、入林入山者、その他地域住民の協力によるところが多く、特に鎮圧活動には消防区域の接する市町村消防隊の相互協力によって目的を達することが多いので、これらの関係機関及び団体と共助協力体制の整備充実留意するものとする。

3．教育訓練の実施

消防職団員に対して、林野火災の鎮圧要領等の教育訓練を実施するものとする。

火入許可地域の火入の際の総合防御訓練

遠距離送水訓練及び防火線構築要領の習得訓練

幹部の指揮能力を養成するための図上訓練

4．資機材の充実

林野火災消火用機材及び消火薬剤の充実を図る。

第 1 2 章 建造物災害予防計画

現 況

町の主要施設の多くは昭和 56 年以前に建築されたものが多く、災害時の避難所などの防災拠点となるため、安全性の確保が重要である。

方 針

風水害、大火災、地震等による建築物災害を予防するため建築物の耐火、耐震化を図るとともに、防災施設の整備等の指導、勧奨を行い、個々の建造物の防災性の向上に務める。

特に地震防災対策の推進を図るため、「那智勝浦町耐震化促進計画」に定めるとおり建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る。

計 画

1 . 公共建築物

庁舎、学校、保育所、公民館、病院等多人数を収容する公共建築物は、災害時に拠点施設、避難救護施設としての役割も担うため、早急に防災診断を実施し、不適格建造物に対しては、耐火、耐震工事の施工や建て替えを行う。又、これらの施設の整備にあたっては、防災機能の向上を目指し、次の対策を促進する。

- (1) 既存の木造建造物の不燃堅牢化
- (2) 新築、増改築時の耐火、耐震建築物の促進
- (3) 停電時に備えた自家発電機等の設置
- (4) 火災報知器、消火栓等消防設備の整備
- (5) 2 階以上の建築物に対する耐火、耐震構造整備
- (6) 避難、救護施設としての使用時に備えた災害時要援護者のためのバリアフリーの推進
- (7) 既存不適格建築物の改修計画の策定

2 . 一般建築物に対する指導等

一般建築物の耐火、耐震性の向上の促進については、建築基準法に基づき、次の対策を促進する。

(1) 建築基準法の遵守

新築住宅に対しては、建築基準法の遵守について措置を促す。又、既存住宅のうち違反の著しいものは、県と共に必要な措置を促す。

(2) 一般住宅に対する防災意識の普及

関係機関と連携しポスターや印刷物の作成、広報の協力、講演会の開催等により建築物に関する災害予防の知識の普及を図る。

(3) 防災診断の実施及び指導

関係団体と協力して、個々の建築物の防火、耐震診断の実施を勧奨し、補修、改築等の指導を行う。

(4) 消防設備関係の法令普及

東牟婁振興局の協力を得て、建築士事務所協会、建築業協会等関係団体に対し、消防法並びに建築基準法に規定する消防設備の法令の説明会等を行い、法令の規定を履行させる。

(5) 特殊建築物の防災指導

学校、病院、公衆浴場、スーパーマーケット等の公衆の出入りする特殊建築物については、被災した場合の人身への危険性が高いことから、建築基準法第12条の定期報告制度の活用により、違反の有無、老朽化、避難路の状況等について、防災上必要な指導を行う。

第 1 3 章 市街地防災化計画

現 況

本町では、昭和 58 年に町中心部である勝浦地区全域と那智地区及び宇久井地区の一部の合計 1,164ha が都市計画区域に指定されている。

これは本町行政区域の 6.3%にあたり、居住する人口は、総人口の 64%となる。

この区域内では、臨港地区が指定されているが、用途地域の指定はされていない。

方 針

観光・リゾートのまちとして、都市基盤施設の整備や建築物の耐震化、不燃化を推進し、安全な市街地環境の実現を図る。

計 画

- 1 .都市計画道路網の整備を推進することにより、災害時の各種活動の円滑化と市街地の延焼防止を図る。
- 2 .都市公園緑地の整備を推進することにより、安全な避難地を確保するとともに公園緑地の多機能性を生かし、防災に対応した質的充実を図る。
- 3 .地震や火災に際して避難困難な市街地を形成している地区に防災公園、避難路等を整備する。

都市計画道路の現況

H22.3.31

都市計画道路名	計画延長(m)	幅員(m)	改良済延長(m)	既成済延長(m)
那智勝浦新宮道路	11,500	22	11,500	0
天満丹敷浦線	310	16`22	0	0
湯川浜の宮線	2,512	15	800	1,712
那智駅前線	61	15	0	0
去来潟線	210	15	210	0
勝浦臨海線	1,950	15	1,410	0
勝浦丹敷浦線	280	12	0	0
神明港線	540	11`12	540	0
那智勝浦線	830	11	830	0
勝浦港線	720	14	688	0
神角入船小坂線	2,160	8	1,600	100
神明去来潟線	500	8	200	300
天満駅下奥地道線	241	8	0	0
夏山湯川線	844	8	844	0
勝浦湯川駅前線	2,430	12	400	400
15路線	25,088		19,022	2,512

都市計画公園の現況

都市計画公園名	種 別	計画面積(ha)	開設面積(ha)
北 浜 公 園	街 区	0.14	0.14
築 地 公 園	"	0.14	0.14
朝 日 公 園	"	0.48	0.48
駿 田 公 園	"	0.15	0.15
天 満 公 園	近 隣	3.00	1.70
勝 浦 公 園	総 合	5.20	0.00
那智勝浦海浜公園	"	11.20	5.50
7か所		20.31	8.11

第 1 4 章 宅地災害予防計画

現 況

本町では、昭和 48 年に町中心部である勝浦地区全域と那智地区及び宇久井地区の一部の合計 1,681.6ha が宅地造成工事規制区域に指定されている。

方 針

都市計画法に基づく開発許可制度、宅地造成等規制法により、法制度の周知徹底を通じて、安全かつ良好な宅地の確保を図る。

計 画

都市計画区域内で一定規模以上の開発行為及び宅地造成等工事規制区域内の宅地造成工事については、災害防止に重点をおき、がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊、調整池の堤防決壊等の災害を未然に防止する。

また、5 月及び 9 月の宅地防災月間に規制区域内の巡視、啓発活動を実施する。

第 1 5 章 文化財施設災害予防計画

現 況

本町を含めた熊野地域は、古き信仰の聖地であり貴重な文化財は数多い。特に平成 16 年 7 月には本町の文化財も含まれている「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録され、国内外の注目が高い。

本町には、現在、国指定 16 件、県指定 51 件、登録有形文化財 1 件にのぼる有形・無形の文化財が存在しており、世界遺産対象物件(コア)周辺の緩衝地帯(バッファ・ゾーン)2 地区が町景観保全地区となっている。そのほとんどは有名社寺の所有物であり、法令に則って管理されている。

(文化財一覧は資料編 02-09-00 のとおり)

方 針

世界遺産をはじめとする文化財は、貴重な国民的財産であるとともに、人類全体の財産であり、後世に伝えるためには万全の配慮が必要である。

予想される災害に対して予防対策を計画し、施設整備を図るとともに、文化財保護思想の普及、現地指導を強化し、その保護に万全を尽くしていく。

計 画

1．保護思想の普及

文化財保護強調週間、文化財保護強調月間、文化財防火デー等の行事を通じて、文化財所有者、町民に対して、文化財愛護思想の高揚を図る。

2．自衛消防隊等の育成

自衛消防隊による訓練を実施し、その育成を図るとともに消防関係機関と地域の自主防災組織との連携を強化し、保護体制を確立する。

3．火気の使用制限区域の設定

文化財保護対象物付近において、たき火及び喫煙を制限する区域を指定し、立札による掲示を行い、町民及び観光客等に周知することによって出火防止を図る。

4．防火管理体制の確立

防火管理者に対し、地震対策及び防火管理体制の確立を指導するとともに、防火研究会、講演会等を通じ、防火管理業務が適切に実行されるよう指導する。

5．文化財防災施設の整備拡充

文化財保護対象物に対して、警報設備、耐震補強、消火設備、避雷設備、防火壁、防災道路、保存庫等の設置及び改修を行い、施設・設備の整備拡充を図る。

6．文化財の被災状況の報告

文化財の所有者又は管理者は、災害により文化財が被災した場合は、その被災状況を直ちに町教育委員会に報告する。

町教育委員会は、管内の文化財の被災状況を取りまとめて、県教育委員会に報告する。

第 1 6 章 危険物施設等災害予防計画

第 1 節 危険物災害予防計画

現 況

産業活動の進展や生活様式の高度化などにより、危険物等の取扱量は増加している。
本町には、54 の危険物事業所があり、宇久井地区には、紀南地方最大の貯蔵所を有している。

方 針

危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、関連機関と連携して、保安体制の強化、法令の定めるところにより、適正な施設の維持管理及び貯蔵取り扱い基準の指導等、保安措置を講じるとともに保安教育及び訓練の徹底、自衛消防組織の育成及び防火思想の普及啓発の徹底を図る。

計 画

1 . 保安教育の実施

危険物施設従事者等の保安管理の向上を図るため、関係機関と協力して講習会等を開催し、保安教育を実施する。

2 . 立入り調査

危険物施設の立入り調査を実施し、安全管理等適正な施設の維持管理を図るよう指導する。

3 . 自衛消防組織の強化促進

自衛消防隊の組織化を推進し自主的な災害予防体制の確立を図る。

4 . 化学消防機材の整備

危険物事業所における必要機材の備蓄を推進し、消防本部に化学車等必要機材の整備を図り、化学消防力の強化を促進する。

危険物貯蔵所

H18.4.1

製造所	貯 蔵 所							
	屋 内 貯蔵所	屋外タンク 貯蔵所	準特定	屋内タンク 貯蔵所	地下タンク 貯蔵所	簡易タンク 貯蔵所	移動タンク 貯蔵所	屋 外 貯蔵所
0	7	15	1	4	28	1	30	2

危険物取扱所

給 油 取扱所	取 扱 所					一 般 取扱所	事 業 所
	第 1 種販売 取 扱 所	第 2 種販売 取 扱 所	移 送 取扱所	特 定			
20	0	0	0	0	0	10	54

第2節 高圧ガス等災害予防計画

現況

近年、高圧ガスは在宅医療酸素やスクーバダイビング用圧縮空気等、住民の身近で使用される傾向にある。

また、液化石油ガス（LPG）は、町内の大多数の家庭で使用されている。

方針

高圧ガス、液化石油ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、啓発の強化を図るとともに高圧ガス及び液化石油ガスの保安に関する自主的な活動の促進を図り、災害予防対策を推進する。

計画

1. 保安思想の啓発

- (1) 高圧ガス保安法の周知徹底
- (2) 各種講習会、研修会の開催
- (3) 高圧ガス取扱いの指導
- (4) 高圧ガス保安活動促進週間における各種事業の開催
- (5) LPGガス消費者安全月間における啓発活動の実施

2. 規制の強化

- (1) 製造施設、貯蔵所又は消費場所等の保安検査及び立入検査の実施
- (2) 各事業所における実態把握と各種保安指導の実施

3. 自主保安活動の促進

- (1) 各事業所における定期自主検査と自主保安体制の確立
- (2) 自主保安教育の実施徹底
- (3) 有資格者の充実と資質の向上
- (4) 各事業所における防災活動、応急措置訓練の実施徹底
- (5) 安全器具等の設置促進
- (6) 和歌山県高圧ガス地域防災協議会、及び和歌山県エルピーガス協会の自主保安活動の促進

高圧ガス・液化石油ガス関係事業所（県所管）

高圧ガス保安法令									液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法令	
液化石油ガス保安規制			一般高圧ガス保安規制			一般規・液化併用		コンビ則		
製造	販売	貯蔵	製造	販売	貯蔵	製造	販売	製造	販売	法定供給設備
4	13	—	7	3	2	—	—	—	14	

第 17 章 上水道施設災害予防計画

現 況

本町における水道事業は、勝浦地区と那智地区を給水区域とする上水道事業と、宇久井、下里太田、浦神の 3 地区の簡易水道事業があり、合わせて普及率は 96.4%である。

那智山地区は、給水区域に入っているが、一部区域では未給水となっている。また、小匠地区、高津気地区、及び狗子川地区は、飲料水供給施設で給水されているが、色川地区には、給水施設がなく自己水源で生活用水を確保している。

方 針

災害による給配水施設の被害を軽減し、かつ飲料水を確保するため、日頃より浄・配水施設、導水管、送・配水管等の整備点検を実施し、円滑な給配水に努める。

計 画

1．水道施設の整備

日本水道協会が制定した「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等に基づいて、施設の耐震化等防災設計の向上を図るとともに、次の事項を推進する。

- (1) 既設石綿セメント管等経年管については積極的に布設替えを進める。
- (2) 配水管のループ化等管網の整備に努める。
- (3) 取水場、導水入管、浄水池、管理棟、電気・機械・計装設備等の維持管理に努め、施設の向上に努める。
- (4) 塩素については、災害等による危険を防止するため、巡視点検等必要な措置を講じる。
- (5) 配水管事故に伴う断水に即応できるよう、日頃より配水管図の整備に努める。
- (6) 貯水池及び導水管、送水管等の配水施設については、定期的な点検を行うとともに配水池における給水量及び水位を監視（記録）し、事故の未然防止と早期発見に努める。
- (7) 貯水量の増大を目的とした、配水池や飲料水兼用耐震性貯水層の整備推進に努める。

2．給水用資機材の整備点検

災害時における給水施設の被災により一時的に送水不能となったり、あるいは飲料水の汚染等により飲料水を供給することができなくなる事態に備えて、日頃から給水用資機材を整備する。

3．復旧資機材の備蓄

災害により被災した施設を速やかに応急復旧できるよう、復旧資機材の備蓄や管理図書の整備に努める。

4．協力体制の整備

指定水道工事店及び他市町村との協力体制を確立し、災害時の応急給水に万全を期す。

5．緊急措置訓練

緊急時の措置に万全を期すため、平日昼間及び休日、夜間の被災を想定し、参集、情報の収集、伝達、供給に関する緊急操作、早期措置、広報等を含む訓練を実施するとともに、町民に対し、飲料水（3日分）の自主的備蓄の啓発に努める。

給水タンク及び給水器具

給水タンク	20 基	1.0 m ³ / 3 基	0.5 m ³ / 17 基
ポリ容器	2,000 個	10 /2,000 個(水道課 1,000 個・総務課 1,000 個)	

水道施設

施設名	取水量 (日最大)	施設	所在地
太田川浄水場	15,000 m ³	取水源・浄水池・配水池・管理棟	南大居
市野々浄水場	4,500 m ³	取水源・浄水池・配水池・管理棟	市野々
尾後水源地	375 m ³	水源地・配水池・管理棟	宇久井
長野水源地	1,000 m ³	水源地・配水池・管理棟	宇久井
市屋水源地	956 m ³	水源地・配水池・管理棟	市屋
下和田水源地(太田分)	744 m ³	水源地・配水池・管理棟	下和田
下和田水源地(浦神分)	630 m ³	水源地・配水池・管理棟	下和田
浦神水源地(予備)	480 m ³	水源地・配水池・管理棟	浦神
計	23,685 m ³		

第 18 章 下水道等施設災害予防計画

現 況

本町の公共下水道は、平成 10 年に那智山地区で供用開始されており、市街地の浸水対策については、高岸都市下水路で対応している。

方 針

下水道等は町民が快適で衛生的な生活環境の確保に欠かせないものであり、整備を推進するとともに適正な維持管理に努める。

計 画

1．施設の整備

下水処理設備、下水管等について、日頃から巡回点検を行い、老朽箇所の補修等改良に努め、その機能を維持する。

(1) 災害復旧機器、資材の備蓄

日頃から資機材の充実を図るとともに、被災した場合又は緊急時に備え、機器、資材を備蓄し、合わせてメーカー等の在庫情報を収集しておくものとする。

又、避難者等のために、仮設トイレ、流し類等の備蓄に努める。

(2) 消毒体制

衛生面上による消毒作業の実施体制の整備

(3) 応援体制

管理清掃業者、調査業者等と緊急時のために協定を結び、応援体制の強化を図る

(4) 災害時の体制

災害による停電を想定し、自家発電機の導入、または緊急搬入を図る。

2．災害危険箇所の調査

(1) 地震または水害により施設に被害をもたらす恐れがある場合は、災害危険箇所の緊急調査を行うものとする。また、平素から災害危険箇所の把握に努める。

(2) 下水道の未整備地区等浸水危険箇所について、河川、水路管理者等と連携して浸水危険箇所を把握し、それぞれの箇所ごとの予防措置に努める。

第 1 9 章 公共的施設災害予防計画

第 1 節 電力施設災害予防計画（関西電力株式会社 新宮営業所）

現 況

本町の電力施設は、関西電力(株)新宮営業所が受持ち、平時時から保安規程を始め関係諸規定等に基づいて施設の管理・維持改良及び巡視点検等を実施し、災害時にも安定した電力の供給に努めている。

方 針

電力施設の災害を防止し、又、発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に常に努力を傾注する。

計 画

1．電力施設の予防措置

(1) 水害対策

送電設備

- ・ 架空電線路 土砂崩れ、洗掘などが起こるおそれのあるルート変更、擁壁、石積み強化等を実施する。
- ・ 地中電線路 ケーブルヘッドの位置の適正化による防水対策を実施する。

変電設備

浸冠水の恐れのある箇所は、床面の嵩上げ、窓の改良、出入口の角落し、防水扉の取付、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器の嵩上げを実施する。

また、屋外機器は、基本的に嵩上げを行うが、嵩上げ困難なものは防水耐水構造化、又は防水壁等を組み合わせて対処する。

(2) 風害対策

各施設とも計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を充分考慮するとともに既設設備の弱体箇所は補強等により対処する。

(3) 塩害対策

送電設備

耐塩がいし又はがいし増結で対処するとともに、必要に応じがいし清掃を実施する。

変電設備

活線がいし洗浄装置を設置し、台風期の前後にがいし洗浄を行なうとともに、特に必要な箇所は、がいしにシリコン塗布を行い塩害防止に努める。

配電設備

耐塩用がいし、耐塩用変圧器及び耐塩用開閉器等を使用して対処する。

(4) 雷害対策

送電設備

架空地線の設置、防絡装置の取付け、接地抵抗の低減等を行なうとともに、電力線溶断防止のためクランプの圧縮化、アーマロッドの取付け等を行なう。

また、気象通報等により雷害を予知した場合は系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努める。

変電設備

耐雷しゃへい及び避雷器を重点的に設置する。また、重要系統の保護継電装置を強化する。

配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。

(5) 土砂崩れ対策

送電線路における土砂崩れ対策は、地形、地質、などを考慮して、状況により擁壁、石積み、排水溝などの対策を実施する。

また、災害期前後には、巡視点検の強化、社外モニターの活用などにより被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土地造成などの人為的誘因による土砂崩れを防止するため平素から関係業者へのPRを徹底する。

(6) 地震対策

送電設備

・ 架空電線路 電気設備の技術基準に規程されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

・ 地中電線路 終端接続箱、給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。

洞道は土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。

また、地盤条件に応じて、可とう継手や可とう性のある管路を採用するなど、耐震性を考慮した設計とする。

変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

配電設備

・ 架空電線路 電気設備の技術基準に規程されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

・ 地中電線路 地盤条件に応じて、可とう継手や可とう性のある管路を採用するなど、耐震性を考慮した設計とする。

通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

2. 災害対策用資機材等の確保及び整備

(1) 災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品の確保に努める。

(2) 災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、船艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

- (3) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念に整備点検を行い、非常事態に備える。
- (4) 食糧・医療・医薬品等の保有量を定めその確保を図る。
- (5) 災害対策用資機材等の仮置場について、あらかじめ公共用地等の候補地について、町防災会議の協力を得て非常事態下の用地確保の円滑化を図る。

3．広報活動

(1) 電気事故PR

災害による断線、電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故の防止を図るほか電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

- ・無断昇柱、無断工事をしないこと。
- ・電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、すみやかに当社事業所に通報すること。
- ・断線垂下している電線には絶対さわらないこと。
- ・浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
- ・屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- ・電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
- ・その他事故防止のため留意すべき事項

(2) PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

(3) 停電関連

病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備等の設置を要請する。

第2節 通信施設災害予防計画（西日本電信電話株式会社 和歌山支店）

現 況

本町の通信施設は、NTT西日本(株)和歌山支店が受持ち、平時から保安規定を始め関係諸規定等に基づいて施設の管理・維持改良及び巡視点検等を実施し、災害時にも安定した通信の維持に努めている。

方 針

電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信を疎通させるよう、次の各項の防災対策の推進と、防災体制の確立を図る。

- (1) 平素から、設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備を構築する。
- (2) 電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上。
- (3) 災害時に重要通信を疎通させるための通信手段を確保。
- (4) 被災通信設備の早期復旧。
- (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、お客様、国、地方自治体、ライフライン事業者及び報道機関等と連携を図る。

計 画

1. 防災に関する社外関係機関との連絡調整

防災業務が円滑かつ効果的に行われるよう、平素から社外関係機関と次のとおり密接な連絡を行う。

- (1) 必要に応じて当該区域を管轄する次の社外関係機関と防災計画に関し、連絡調整を図る。

県・町・警察・消防・水防及び海上保安の機関・地方郵政局・地方電気通信監理局・気象台又は測候所・行政機関・報道機関・非常通信協議会・電力会社・交通運輸機関・自衛隊及びその他の必要な機関

- (2) 平常時には各支店等で当該地方公共団体の防災会議と、また災害時には当該地方公共団体の災害対策本部等と密接な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。

地方防災会議等への参加

地方防災会議等には、委員及び幹事を推薦し積極的に参加する。

災害対策本部との協調

この計画が円滑・適切に行われるようあらかじめ定められた対策要員を派遣し、次の事項に関して協調する。

- ・ 災害に関する情報の提供及び収集
- ・ 災害応急復旧及び災害復旧
- ・ 資材及び物資対策
- ・ 交通及び輸送対策

自衛隊等への支援要請

自衛隊への支援要請は、県知事又は市町村長に対して行う。

- (3) 電力、燃料、水道、輸送等のライフライン事業者と協調し、商用電源の供給、自家発電用エンジン燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を整備しておく。

- (4) テレビ、ラジオなどの放送事業者及び自治体防災無線運用者と協調し、「ふくそうに伴う電話の自粛のお願い」や「災害用伝言ダイヤルの提供案内」等の放送が、迅速、かつ円滑に実施できる協力体制を整備しておく。
- (5) グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備しておく。
- (6) 国及び地方公共団体が被災地近傍に設置する地元密着型の地域情報ステーションの設置に協力し、被災地における情報流通を支援するため被災地情報ネットワークの構築及び運営等について連携を図る。

2. 電気通信設備等の高信頼化

- (1) 豪雨、洪水、高潮又は津波等の恐れがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行う。
- (2) 暴風の恐れがある地域にある電気通信設備等について、耐風構造化を行う。
- (3) 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

3. 電気通信システムの高信頼化

- (1) 主要な伝送路を多ルート構成或いはループ構成とする。
- (2) 主要な中継交換機を分散設置する。
- (3) 通信ケーブルの地中化を推進する。
- (4) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- (5) 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

4. 災害対策用機器及び車両の配備

災害発生時において、通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するためあらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて次に掲げる機器及び車両等を配備する。

- (1) 非常用衛星通信装置
- (2) 非常用無線装置
- (3) 非常用交換装置
- (4) 非常用伝送装置
- (5) 非常用電源装置
- (6) 応急ケーブル
- (7) 災害対策指揮車
- (8) 特殊車両
- (9) 携帯電話サービスカー
- (10) その他の応急復旧用諸装置

5. 災害対策用資機材及び物資の確保と輸送

- (1) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- (2) 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくものとする。

6 . 通信施設災害対策機器配備状況

(平成 14 年 4 月現在)

	宇 須	京 橋	加 太	湯 浅	御 坊	田 辺	串 本	新 宮	岩 出	計
T Z - 6 8	10					7		10		27
T Z - 4 0 3	3	1			1	5		8		18
K U - 1 C H			1	3	1	5	2	4	1	17
1 1 P - 1 2 M								4		4
1 1 P - 5 0 M	4									4
1 5 P - 1 2 M	4									4
1 5 P - 5 0 M	4									4

第3節 鉄道施設災害予防計画（西日本旅客鉄道株式会社 紀伊勝浦駅）

現 況

海岸部をJR紀勢本線が国道42号線と並行して走り、西は和歌山市、京阪方面、東は新宮市、中京方面へと連絡している。

本町には、宇久井駅、那智駅、天満駅、紀伊勝浦駅、湯川駅、下里駅、浦神駅がある。

方 針

列車運転の安全確保を確立して輸送業務を災害から未然に防止し、地震等災害時においても常に健全な状態を保持できるよう、早期復旧及び輸送の確保を図って社会的使命を果たす。

また、災害の発生するおそれがある場合の警戒体制を予め策定しておき、更に線路施設等の被災状況を的確に把握して、広域災害に対処する体制を確立して輸送の円滑化を図る。

計 画

災害を防止するため、おおむね次の各号に掲げる事項について計画実施する。

- (1) 橋梁の維持、補修並びに改良強化
- (2) 河川改修に伴う橋梁改良
- (3) トンネルの維持改修及び改良強化
- (4) 法面、土留の維持及び改良強化
- (5) 落石防止設備の強化
- (6) 建物設備の維持、修繕
- (7) 電力、通信設備の維持、補修
- (8) 空高不足による橋桁衝撃事故防止及び自動車転落事故防止の推進
- (9) 線路周辺の環境条件の変化による災害予防の強化
- (10) 鉄道事故及び災害応急処理要領に基づく、旅客対応支援体制の推進
- (11) 台風並びに豪雨時等における線路警戒体制の確立
- (12) その他防災上必要な設備改良

第20章 農林水産関係予防計画

現況

農林水産業は町の経済を支える基幹産業であり、特に水産業は生鮮マグロ水揚げ日本一を誇る。

農林業は、町土の保全の上からもその果たす役割は大きいですが、後継者の不足、高齢化、過疎化等により、近年の著しい社会情勢の変化の中、様々な対策が必要である。

方針

風水害、地震等による被害を予防するため、農林水産施設の改修及び整備を図るとともに、被害予防措置等の指導を積極的に行う。

計画

農業対策

1. 農業用施設

(1) 農地の湛水防除

低湿地域農地の湛水を防除し、災害時の被害を軽減するため、農業用水路の整備を図り、また排水能力の向上を図る農業用排水路の改修を促進する。

(2) 農業用溜池

余水吐の整備、堤体の補強改修を推進する。

(3) 農業用河川工作物

水害、地震等による農業用河川工作物の被害防止のため、改修等の改善措置を講じるものとする。

(4) その他農業用施設

農道、農舎、畜舎、栽培施設等の農用施設については、改修、整備及び補強等の推進を図る。

2. 農産物

気象災害による被害の軽減を図るため、気象情報の迅速な伝達及び防災営農技術の指導に努める。

林業対策

1. 林業施設

林道については、側溝、暗きょ等排水施設の清掃整備、法面の保護、崩壊防止等に努める。

2. 林産物

林産物の種類及び災害種別による予防措置並びに対策について指導する。

水産業対策

1. 水産施設

風水害、地震等による被害防止のため、水産施設の改修、整備並びに補強等の推進を図る。

2. 水産物

資源管理型漁業への転換にともない、新技術に対応した防災知識の普及、啓発に努め、漁業協同組合等関連機関との連絡協力体制を推進する。

第 2 1 章 公安関係災害予防計画

方 針

災害の発生又は被害の拡大を未然に防止するための公安関係災害予防計画は、次によるものとする。

この計画の実施に当たっては、他の機関の行う防災業務との調整を図り、総合的な防災業務の推進に寄与するよう努める。

第 1 節 警察予防計画 新宮警察署

(1) 警備体制の整備

情報・通信体制の確立

災害情報の迅速な収集と伝達・広報、迅速正確な被害実態の把握、関係機関との連携強化のため、多角的な情報・通信体制の整備充実に努める。

装備資機材の整備

災害警備に必要な装備資機材を警察本部、警察署、交番・駐在所の特性に応じて整備充実に努める。

警察職員等の教養訓練の実施

災害警備に関して、警察職員の教養訓練を計画的に実施するとともに、必要により関係機関及び住民と協力して総合的な訓練を行う。

なお、総合的な訓練においては、効果的な実施を図るため必要に応じ、基本法第 4 8 条第 2 項による交通規制を行うものとする。

(2) 施設・宿舍等の整備

災害発生時における救助活動の拠点として、耐震性強度のある警察庁舎、交番・駐在所、職員宿舍（初動措置要員確保）の整備充実に努める。

(3) 危険地域の調査及び避難場所等の周知徹底

関係機関と協力し、水害、山（崖）くずれ等の発生するおそれのある地域及び津波の被害予想地域、危険が予想されるため池その他地震に伴う災害が発生する恐れのある地域（箇所）の調査を行い、危険地域住民に対し、災害発生時の避難場所、避難経路等の周知徹底を図る。

(4) 交通確保に関する体制及び施設の整備

交通規制計画の策定・交通管制施設の整備及び緊急通行車両に係る確認手続き、運転者のとるべき措置の周知徹底に努める。

(5) 住民の防災意識の高揚

地域住民、企業等の参加による防災訓練、防災講習会の実施や防災広報を積極的に行い住民の防災意識の高揚と災害時要援護者に対する支援意識の普及に努める。

(6) 関係機関等の連携強化

関係機関・団体等との連携を密にし、相互協力・支援体制の強化に努める。

(7) ボランティアの受入れのための環境の整備

被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を行うボランティア関係組織・団体との連携を図るとともに、必要に応じこれらの中核組織に対する装備資機材の整備を図る。

第2節 海上公安予防計画 串本海上保安署

(1) 施設等の整備

防災活動を迅速かつ確実に実施するため、次の施設を整備増強する。
船舶、航空機の整備増強、性能の改善、化学消防船等の増強
器材等の整備増強
通信施設の整備増強、専用有線電話回線の増強、携帯用無線機の増強

(2) 調査研究

防災活動を適切かつ効果的に実施するため、次の関係資料の収集及び調査研究を行う。
災害発生状況及び災害の教訓等に関する資料
災害発生の予想に関する資料
港湾状況
防災施設、器材等の種類、分布等の状況

(3) 関係機関との連絡協力体制

災害予防のため、関係行政、民間団体との連絡を強化し、相互に協力するよう努める。

(4) 研修・訓練

平常勤務を通じて、職員に対し、防災に関する指導を行うとともに、随時次の研修訓練を実施する。

災害関係法令及び、その運用に関する知識並びに海上災害の専門知識に関する研修
非常呼集、防火、搜索救助、警報伝達、物資の緊急輸送、流出油事故対策等の防災に関する訓練
防災訓練への参加

(5) 防災思想の啓蒙

各種船舶に対する海難防止運動を実施するほか、随時海難防止講習会を開催し、資料の配布、スライド映写等により海上災害防止思想の普及に努め、また巡視船艇職員により一般船舶への臨船指導を強化する。

(6) 避難港及び避泊地の状況

本町沿岸には、大型船の避泊する広さをもつ港湾がなく、台風時は、南寄りのうねり、波浪が侵入し、避泊には不適當である。各港の状況は次のとおりである。

港名	概要
勝浦港	台風時、東のうねりの余波が進入するが、500トン未満の避難港として適している。
宇久井港	南東方が開いており、台風時うねりが侵入する。
浦神港	3方を山に囲まれ、台風時東の波浪が侵入する。

第 2 2 章 地震防災施設整備計画

現 況

和歌山県の南方海域には、巨大地震を引き起こす南海トラフが位置し、100 年から 150 年周期で再来するといわれており、過去幾多の被害を受けている。

近年においては、昭和 19 年の東南海地震、昭和 21 年の南海道地震により大きな被害をうけており、発生から既に半世紀が経過している。

今後は、計画的に地震防災施設を整備することが重要である。

方 針

地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 1 1 1 号）に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」及び「緊急防災基盤整備事業計画」に基づき、計画的かつ重点的に地震防災施設の整備を図る。

計 画

- 1 . 大規模地震発生時において避難施設を確保出来るよう、安全性の確認や避難施設の見直しを行い、必要に応じて耐震診断や耐震改修を行う。
- 2 . 災害時において、安全に避難できるよう避難路の整備を行う。
- 3 . 県の「地震防災緊急事業五箇年計画」に準じて、次に掲げる施設の整備を図る。

避難地

避難路

消防用施設

消防活動が困難である区域の解消に資する道路

緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設
又は漁港施設

共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設

医療法第 3 1 条規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

公立の盲学校、ろう学校又は養護学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

第 7 号から前号までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建築物のうち、地震防災上補強を要するもの

津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸法第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設又は河川法第 3 条第 2 項に規定する河川管理施設

砂防法第 1 条に規定する砂防設備、森林法第 4 1 条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法第 2 条第 2 項第 1 号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの

地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害
情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保する
ために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉
庫
負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における
応急的な措置に必要な設備又は資機材
老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
前各号に掲げるもののほか、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるも
の

- 4 . 「緊急防災基盤整備事業計画」を策定し、次に掲げる事業の実施を図る。
 - 公共施設等の耐震改修
 - 防災基盤整備

第 2 3 章 防災行政無線整備計画

現 況

町防災行政無線施設は、昭和 59 年度から 4 年をかけて整備を行ったが、機器の老朽化に伴い、平成 17 年に同報系の親局設備、中継局設備を更新し、併せて緊急防災情報システムを新規導入した。

方 針

緊急時、災害発生時に迅速、かつ確実に災害情報を提供することで、住民の生命、財産を保全できるよう、防災行政無線システムの充実を図る。

また、緊急防災情報システムにより、緊急情報の早期伝達を目指す。

計 画

災害時の初動・応急・復旧活動を円滑に実施するため、各防災関係機関を有機的に結ぶ県防災行政無線を活用するとともに、町民全てに迅速で的確な情報を提供できるよう、難聴地域の解消及び防災行政無線を利用した防災ネットワークの構築に努める。

町防災行政無線

(同報系)

基地局	1局	本庁
遠隔局	1局	消防本部
中継局	1局	妙法山
屋外子局	79局	各地区
戸別受信局	237局	出先機関・消防機関・難聴地域等

(移動系)

基地局	1局	本庁
中継局	1局	妙法山
集落可搬式無線局	6局	出張所(宇久井、下里、太田、色川) 温泉病院・小匠ダム
車載無線局	4局	公用車(総務課、建設課、産業課、水道課)

資料編 02-10-00 参照

第 2 4 章 避難施設整備計画

方 針

災害発生時において円滑に避難者を保護できるよう、避難所を指定し、住民に対して周知する。また、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て、避難所運営体制の確立を図る。

計 画

避難所の指定

避難所は、小中学校、保育所、公民館等の公共施設を中心に、地区の実情を考慮し安全に避難者を収容できる施設とする。

又、災害発生場所、規模及び災害発生時必要に応じて避難所とする。

(避難所一覧は資料編 02-11-00 のとおり)

避難所の整備

中核避難所は、地区の防災拠点と位置づけて各種防災施設及び防災機能の整備を図る。また、災害形態に応じた指定の見直しを行い、円滑な収容と安全確保に努めるものとする。

1 . 安全確保

施設の耐震診断を実施し、問題のある施設については、事業計画をたてて耐震化の実施を図る。

2 . 避難路整備

被災地から避難所及び避難所から避難施設までの避難が安全に行われるよう、道路改良等総合的な避難路の整備に努める。

避難所の周知

災害時に速やかに避難ができるよう次の方法により町民への周知を行う。

- 1 町発行の広報誌等に掲載する。
- 2 避難所を記したマップ等を作成し、各戸に配布する。
- 3 町防災訓練、自主防災組織や自治会の訓練において周知を図る。
- 4 観光客、外国人等地理に不案内な者に対する案内標識や誘導標識の設置に努める。

第 2 5 章 応急物資等整備計画

方 針

災害に際し、災害対策基本法及び災害救助法その他により実施する災害応急対策を円滑に実施できることを目的として、救助物資の備蓄及び流通備蓄の推進並びに備蓄倉庫の整備に努めるものとする。

計 画

1．被服、寝具等生活必需品

生活必需品については、その耐用年数等にかんがみ多量の備蓄を行うことは困難であることから、被災時において必要な物資は、町内流通業者を中心に調達することを原則とし、今後調達に関する協定の締結を図るものとする。

2．医薬品

災害時に必要な医薬品としては、抗生物質、血液製剤などが考えられるが、品質管理の観点から、常時多量備蓄は困難であり、医薬品販売業者を通じ迅速かつ円滑な供給を図るものとする。

3．備蓄倉庫の整備

災害発生時に迅速に対処するため、備蓄倉庫の整備を図る。

4．家庭における備蓄推進

各家庭において3日分程度の食糧及び飲料水の備蓄推進を図る。

備蓄状況

災害用備蓄物資の保管状況は資料編 02-12-00 のとおり

第 2 6 章 緊急輸送体制の整備

方 針

災害応急活動を円滑に実施するため、あらかじめ緊急輸送道路の利活用計画や緊急通行車両を事前に届出するとともに、災害時に迅速かつ確に緊急輸送が実施できるよう整備を図る。

計 画

1．緊急輸送道路

(1) 緊急輸送道路の確保

災害時の緊急輸送活動の円滑化を図るため、隣接市町村及び町災害対策本部、消防署、勝浦幹部交番、中核避難所、医療施設等防災拠点となる施設を有効的に連携できる路線として、国道 42 号及び那智勝浦新宮道路が緊急輸送道路に指定されている。

緊急輸送道路については、災害時有効に利用し得るよう、関係機関及び町民等に周知を図る。

効率的な緊急輸送を実施するため警察と協議の上、緊急通行車両用の赤色灯やステッカー、通行禁止等の看板などを事前に整備する。

(2) 緊急通行車両の事前届出

災害時の応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するため、町有車両を緊急通行車両として新宮警察署長を經由し、県公安委員会へ事前届出を行い「緊急通行車両事前届出済書」の交付を受ける。

なお、町有車両の新規購入又は廃車した場合は、その都度届出をするものとする。

2．海上輸送

災害時の緊急海上輸送に備え、海上保安署や県等の関係機関と協議のうえ公共埠頭の位置や運航方法等について定めておくものとする。

(港湾関係は資料編 02-13-01 を参照)

3．航空輸送

災害時の緊急航空輸送に使用するヘリコプターの離着場所及び救助物資投下場所を指定し、必要に応じて増設を図る。

(ヘリコプターに関する事項は資料編 02-13-02 を参照)

第 2 7 章 防災訓練計画

方 針

災害に備えて、防災関係業務に従事する職員の実践的実務の習熟と、防災関係機関の有機的な連携を強化して、応急対策に当たる体制を整備強化するとともに、町民の防災意識の高揚を図るため、防災関係機関が一体となり住民の協力のもとに災害を想定した訓練を実施する。

町民は、これらの機関が実施する訓練に積極的に参加協力することにより、的確な防災対応を体得するよう努めるものとする。

計 画

1 . 総合防災訓練の実施

防災関係機関は、各機関及び町民との緊密な連携協力のもとに、総合的実践的な防災訓練を実施し、防災活動に関する責任の自覚と技術の向上を図る。

2 . 地域訓練の実施

地域住民及び自主防災組織を主体として、避難訓練、救護訓練、初期消火訓練等地域の実情にあった実践的な訓練を実施し、自助・共助について理解を深める。

3 . 訓練の種類

(1) 図上訓練

(2) 実地訓練

非常参集、動員訓練

予警報の伝達、通信連絡訓練

避難訓練

救助、救出訓練

医療、防疫訓練

水防訓練

消防訓練

その他必要な訓練

4 . 防災関係機関、事業所等の訓練

関係機関、事業所及び施設は、単独又は共同して図上もしくは実地に最も効果的な方法で訓練を行うものとする。

なお、学校、病院、福祉施設、旅館等にあっては、収容者等の人命保護を第一とし、避難訓練及び誘導訓練を重視し、防災器具、施設設備の作業操作等必要な訓練を実施するよう努める。

第 2 8 章 防災知識普及計画

方 針

町並びに防災関係機関の関係職員に対して防災教育を実施するとともに、広く町民に対して防災意識の普及に努め、災害予防及び防災体制の充実を図る。

また、障害者、高齢者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者や男女のニーズの違い等に十分配慮した防災教育、防災知識の普及に努める。

計 画

1 . 町職員に対する防災教育

災害時における適切な判断力を養い、本部の円滑な推進を期するため、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

2 . 防災関係機関に対する防災教育

防災関係機関は、防災業務に従事する職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な推進を期するため、次の方法等により、防災教育の普及徹底を図る。

講習会、研修会等の開催

防災活動の手引等印刷物の配付

見学、現地調査等の実施

3 . 町民に対する防災思想の普及

災害時における心得等、防災に関する知識の高揚を図るため、町各部局が適切な方法により下記の媒体等を利用して防災知識の普及に努める。

広報紙、広報車の巡回

防災行政無線放送

防災パンフレット、防災マニュアル、ハザードマップ等の作成及び配布

講演会及び訓練の実施

その他

4 . 広報事項

(1) 地域防災計画の概要

(2) 過去の主な被害事例

(3) 台風、その他に関する事項

気象情報

家屋、屋根、垣根、アンテナ、看板等の補強準備

断水に対する準備

停電に対する準備

火気の点検

崖崩れの点検

(4) 火災に関する事項

火災予防条例等の内容

火災予防運動にかかわる啓発

プロパンガス、電熱器、ガスコンロ等、火災発生の危険性の高い箇所
火遊び、煙草の吸殻、マッチの燃えさし、たき火等に対する注意の喚起
その他火災予防に関する必要な事項

(5) 地震、津波に関する事項

地震及び津波に関する一般知識

家屋等の補強、火気の点検始末

非常携帯品、避難方法、経路、場所等の準備

3日分の水と食糧の備蓄

その他必要な事項

第 2 9 章 自主防災組織整備計画

方 針

災害の未然防止や拡大防止を図るためには、災害発生直後の初期消火、避難誘導、人命救助等が重要であり、行政を中心とした組織的な対応が確立されるまでの初期活動においては、地域住民による自主防災活動に負うところが大きい。

本町においても自主防災組織の整備充実は、防災意識の高揚並びに災害時における人命の安全確保を図るうえからも重要であり育成強化を行う。

また多数の者が出入りし、又は利用する施設、事業所等においても、自主的な防災組織を編成し大規模災害、事故に備える。

計 画

1．住民による組織の育成

講習会や防災訓練等の防災行事を通じ地域住民に対する啓発活動に務め、全町的に自治会を中心とした自主防災組織の育成を図る。

また、自主防災組織連絡協議会を組織し、町全体の自主防災組織の連携を図る。

(1)自主防災組織の活動

	平 常 時 の 活 動	災 害 発 生 時 の 活 動
情報連絡	防災意識の普及及び高揚	情報の収集、伝達、広報
消 火	出火防止及び初期消火の徹底 初期消火訓練	出火防止 初期消火
救出、救護	資機材の備蓄、保守管理 救出及び救護訓練	救出救護
避難誘導	災害時要援護者の把握、避難訓練	避難誘導
給食、給水	給食、給水訓練	給食、給水（避難所運営支援）

(2)活動に対する町の支援

町及び防災機関は、訓練指導及び防災活動の技術的指導・助言を行い、組織的活動を支援すると共に組織の核となるリーダーの育成に努める。

防災体制、対策の充実強化を図るために自主防災組織等が実施する事業を支援する。

2．施設、事業所の防災組織

施設、事業所の代表者及び責任者は、従業員、利用者等の安全を図るとともに、自主的な防災組織を編成し、的確な防災活動を実施するため体制の整備に務める。

危険物等の管理体制を強化する。

防災講習会等に積極的に参加し、従業員の防災意識の高揚を図る。

施設、事業所内における防災訓練を実施する。

地域の自主防災組織等と連絡を密にし、施設、事業所及び周辺地域の安全を確保する。組織の育成にあたり、女性の参加に努める。

第 3 0 章 医療体制整備計画

現 況

本町の医療機関は、地域の中核病院として的那智勝浦町立温泉病院のほか民間病院 1、診療所 1、医院 10 があり、町立温泉病院と近隣では新宮市立医療センターが救急告示病院となっている。(医療関係は、資料編 02-14-00 を参照)

方 針

大規模な災害により、多数の負傷者が発生した場合に備え、予め日本赤十字社、医師会、病院協会、その他医療関係機関等の協力を得て、医療体制の確立に務める。

計 画

1 . 初動医療体制

- (1) 災害時における応急医療活動を迅速かつ確実に実施するため、平常時における救急医療活動を基礎とした組織体制を図る。
- (2) 災害で多くの負傷者が発生した場合には、トリアージ（負傷者選別）を実施し、救急医療処理の迅速化を図る。
- (3) 治療時に不可欠な、水、電源等を即時に確保する対策を促進する。
- (4) 必要に応じ、他の医療施設に広域的医療活動を要請できる後方医療体制の整備を図る。
また救急車、ヘリコプター、船舶等を利用した広域搬送手段について、事前に関係機関と協議する。

2 . 医療品等の確保

- (1) 医療品等は、町立温泉病院における在庫の拡充を図り、あわせて医療品販売業者を通じ迅速かつ円滑な供給を図るものとする。
- (2) 難病患者への医療を確保するために必要な医薬品の確保についての対策を県と協議の上、講ずるものとする。

3 . 医療機関等との連携

- (1) 災害発生時に開設する避難所、救護所等を考慮した郡医師会及び県医療班等の派遣要請、受入体制について、県及び医療関係機関と調整を図る。
- (2) 町域における医療救護の中心施設となる町立温泉病院及び地域の中核施設となる新宮市立医療センター並びに医療関係機関との間に地域の実情に応じたネットワーク等の連携を図る。

第 3 1 章 災害時要援護者対策計画

方 針

災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適正な防災行動をとることが困難である高齢者、障害者、乳幼児、病人、難病等の患者、外国人等災害時要援護者に対し、災害時に迅速、的確な対応を図るための体制整備に努めるものとする。

計 画

1．災害時要援護者の把握体制の整備

- (1) 自治会、民生委員、児童委員、自主防災組織の活動を通じ、高齢者、障害者等の要援護者の状況を把握し、台帳等を作成し、災害時に迅速な対応ができる体制の整備に努めるものとする。
- (2) 障害者に対し適切な情報を提供するため専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の把握に努め、派遣、協力システムを整備する。

2．社会福祉施設、病院等の安全・避難対策

(1) 組織体制の整備

施設利用者の安全を確保するための組織体制の整備
地域住民の連携協力が得られるよう地域に密着した施設づくり

(2) 施設、設備の整備

施設の耐震性、安全性の向上
避難場所、避難誘導方法その他細部にわたる計画の樹立
防災設備、資機材の整備及び避難訓練の実施

3．在宅災害時要援護者対策

- (1) 防災関係機関、自主防災組織等による避難誘導、救助等の体制整備
- (2) 情報伝達、緊急通報システム体制の整備
- (3) 防災製品、防災器具等の普及

4．観光旅行者及び外国人

災害が発生した場合、観光客等の旅行者は、地理に不案内なため被害を受けやすいので、わかりやすい避難施設、場所への誘導標識や外国語表示による誘導標識の設置に努めるものとする。

第 3 2 章 ボランティア活動環境整備計画

方 針

災害時において、町をはじめ防災関係機関は、被災者の救助、救援活動、ライフラインの復旧等の災害応急対策を実施し、町民は、地域社会の中でお互い協力して自主的な防災活動を行うことを要求される。

しかし、行政や町民の対応力を越える災害においては、ボランティアの迅速かつ、きめ細かな対応が必要とされる。

そのため、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携を図るとともに、ボランティアの育成に努め、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備に努めるものとする。

計 画

1．ボランティアの育成

- (1) 防災への理解を深めるとともに技術向上を図るため、防災知識、人命救助等について、情報提供や講習を行う。
- (2) 社会福祉協議会を窓口とし、各ボランティア団体等との協力関係を強化する。
- (3) 町外からのボランティアの受入体制を整備する。
- (4) 自治会、自主防災組織、婦人会等各種団体に、防災活動やボランティアについての情報提供を行い、災害時におけるボランティア活動への参加を促す。

2．ボランティアに協力を求める主な内容

- (1) 救急救助活動
- (2) 物資配送センター支援
- (3) 給水活動支援
- (4) 自宅避難者等の支援
- (5) 収容避難者の支援
- (6) 災害時要援護者の救済、支援
- (7) 清掃作業
- (8) 各種専門技能による支援
- (9) その他

第 3 編

災害応急対策計画

第1章 防災組織計画

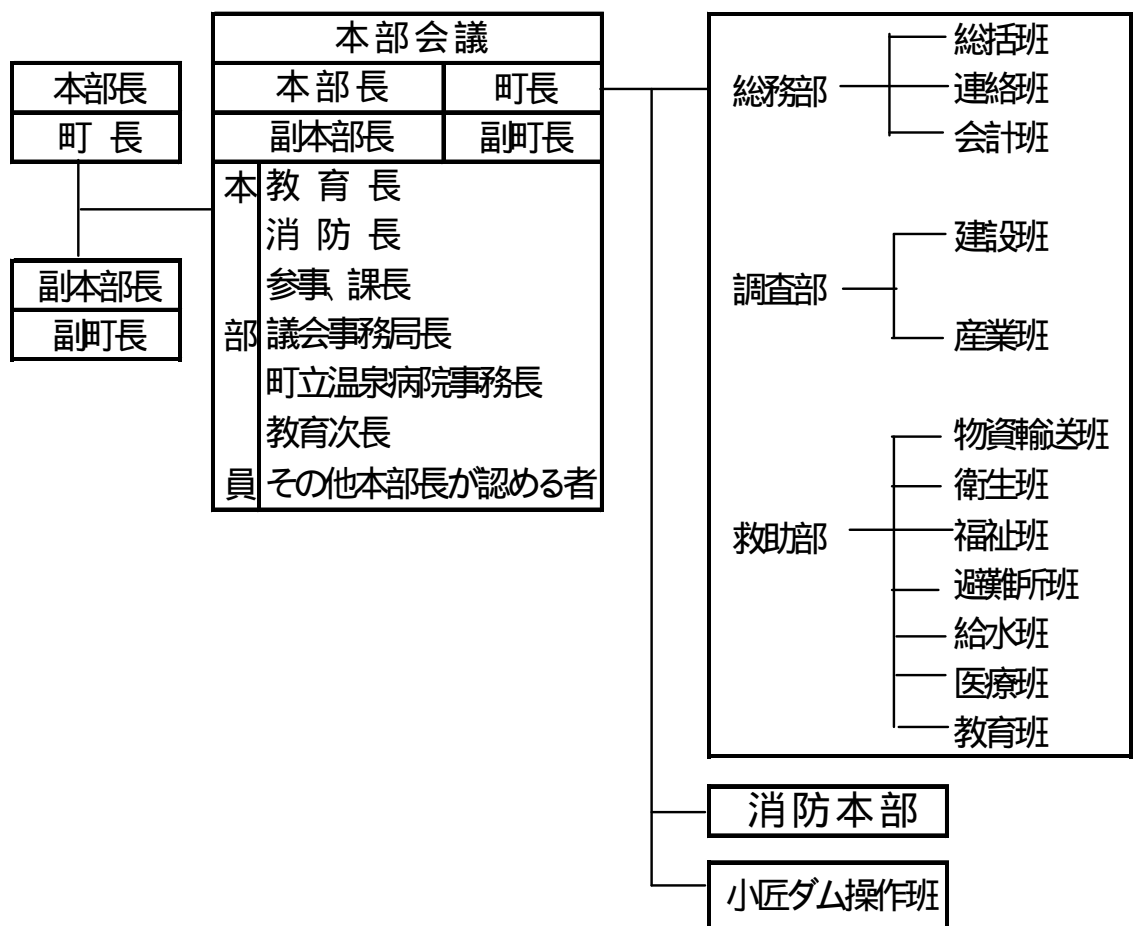
第1節 組織計画

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、町内における災害予防並びに応急対策を実施するため必要があるときは、本計画に定めるところにより「那智勝浦町災害対策本部」を設置する。

1. 組織

災害対策本部の組織は、「那智勝浦町災害対策本部条例」（資料編 03-01-01 参照）及び「那智勝浦町災害対策本部規則」並びに本計画の定めるところによる。

災害対策本部組織



2. 分担任務

本部会議を組織する各部は、当該部に所属する職員が部長（総務部長、調査部長、救助部長）の指示監督により、次の任務を担当する。

部 名	班 名	担当課	分 担 任 務		
			発災当日に対応・・・	発災後3日以内に対応・・・○	
総務部	総括班	総務課	1. 災害対策本部の設置並びに廃止に関する事。		
			2. 職員の動員、派遣に関する事。		
			3. 本部会議に関する事。		
			4. 気象及び地象等の情報の収集に関する事。		
			5. 自衛隊派遣要請に関する事。		
			6. 国、県等関係機関との連絡調整に関する事。		
			7. 避難勧告、指示に関する事。		
			8. 各部との連絡調整及び総括に関する事。		
			9. 被害調査のとりまとめ及び被害報告に関する事。		
			10. 現地調査班の調査事項の指示(人的、住家被害を最優先)		
			11. 現地調査班の編成に関する事。		
			12. 被災現地への応急医療班の派遣に関する事。		
			13. 応急災害用資機材の借上、調達に関する事。		
			14. 本庁舎等の被害状況の収集に関する事。		
			15. 防災行政無線の運用に関する事。		
			16. 公用車の配車に関する事。		
			17. 町長の特命事項の調査に関する事。		
			18. 災害に関する写真等による記録に関する事。		
			19. 災害時における交通防犯に関する事。		
			20. 災害対策に係る財政措置に関する事。		
			21. 隣接市町村等広域応援要請に関する事。		
			22. り災証明に関する事。		
			23. 災害情報誌の発行及びIT災害情報等に関する事。		
総務部	連絡班	総務課 議会事務局	1. 気象及び地象等の情報の伝達に関する事。		
			2. 各出張所・各区長からの各地区の被害状況の収集に関する事。		
			3. 小匠ダム操作班との連絡に関する事。		
			4. 職員の緊急動員の連絡に関する事。		
			5. 電話交換及び災害用電話等の確保に関する事。		
			6. 報道機関等の連絡調整及び災害広報に関する事。		
			7. 見舞者等への応接及び秘書に関する事。	○	
			8. 職員の給食及び衛生管理に関する事。	○	
			9. 町議会との連絡に関する事。	○	
	各出張所			1. 地区内の被害情報の収集及び対策本部との連絡に関する事。	
				2. 緊急避難時等の避難施設の開設に関する事。	
				3. 住民からの相談等の対応に関する事。	
				4. 各部の活動への協力に関する事。	
会計班	会計課		1. 各部班の応援に関する事。		
			2. 災害応急関係経費の支払いに関する事。		
			3. 義援金及び見舞金等の出納に関する事。		
調査部	建設班	建設課	1. 所管施設及び公共土木施設等の被害情報収集に関する事。		
			2. 道路障害物の除去及び道路啓開に関する事。		
			3. 所管工事現場の災害防止に関する事。		
			4. 水防に関する事。		
			5. 所管施設及び公共土木施設等の応急復旧に関する事。		
			6. 危険箇所等巡視並びに二次災害の予防に関する事。	○	
			7. 建物応急危険度判定に関する事。	○	
			8. 応急仮設住宅の設置及び応急修理家屋に関する事。	○	
			9. 倒壊家屋対策に関する事。	○	
			10. ガレキの処理に関する事。	○	
産業班	観光産業課		1. 被害情報収集に関する事。		
			2. 所管施設等の応急復旧に関する事。	○	
	那智駅交流センター 体育文化会館			1. 来客者の安全対策に関する事。	
				2. 所管の被害調査及び報告に関する事。	

部 名	班 名	担当課	分 担 任 務	
			発災当日に対応・・・	発災後3日以内に対応・・・○
調査部	災害の種別、規模等により本部指令に基づき調査班を編成し、現地調査を実施する。 現地調査班は、下記に基づき編成するものとする。			
	総括班	建設課 観光産業課	1. 現地調査班の編成並びに活動計画	
			2. 各地区の現地被害調査及び災害対策の調査(人的、住家被害を最優先)	
			3. 調査事項の指示	
			4. 調査結果の収受、総務部への連絡	
	第1班		宇久井地区の現地調査を分担する。(人的、住家被害を最優先)	
			被害調査並びに災害対策の調査・調査結果の総括班への速報	
	第2班		那智地区の現地調査を分担する。	
			同 上	
	第3班	勝浦地区の現地調査を分担する。		
	同 上			
第4班	色川地区の現地調査を分担する。			
	同 上			
第5班	太田、下里地区の現地調査を分担する。			
	同 上			
第6班	激甚地区及び旅館関係の現地調査を分担する。			
	同 上			
救助部	物資 輸送班	住 民 課	1. 備蓄食糧等資材の輸送に関する事。	
			2. 寝具等の日用必需品の確保、調達、輸送に関する事。	
			3. 炊き出し、食品の供与及び食材等の調達、供給に関する事。	
			4. 救援物資の輸送に関する事。	○
			5. 炊き出しに係るボランティアとの連絡、調整に関する事。	○
			6. 災害ボランティア(個人)窓口の設置に関する事。	○
	衛生班		1. 所管施設の被害情報収集及び応急復旧に関する事。	
			2. 死亡者の火葬業務に関する事。	
			3. じんかい収集及び処理に関する事。	○
			4. し尿収集及び処理に関する事。	○
		5. 災害における公害環境衛生に関する事。	○	
		6. その他環境衛生に関する事。	○	
	クリーンセンター	1. 施設の被害調査及び報告に関する事。		
		2. じんかい収集及び処理に関する事。	○	
		大浦浄苑	1. 施設の被害調査及び報告に関する事。	
			2. し尿処理に関する事。	○
	福祉班	福 祉 課	1. 災害救助法に関する事。	
			2. 所管施設の被害情報収集及び応急復旧に関する事。	
			3. 災害時要援護者対策に関する事。	
			4. 医師会等医療関係機関との連絡に関する事。	
5. 身元不明死亡者の収容及び埋火葬に関する事。				
6. 感染症予防対策に関する事。				
7. 義援金、見舞金等の配分に関する事。				
8. 災害弔慰金に関する事。				
9. 日本赤十字社その他福祉関係団体との連絡調整に関する事。				
10. その他被災者の福祉に関する事。				
各保育所		1. 幼児の安全対策に関する事及び応急保育に関する事。		
		2. 避難施設(保育所)の開設に関する事。		
町民センター		1. 施設の被害調査及び報告に関する事。		
		2. 避難施設(町民センター)の開設に関する事。		
福祉健康 センター	1. 来客者の安全対策に関する事。			
	2. 施設の被害調査及び報告に関する事。			
	3. 避難施設(福祉健康センター)の開設に関する事。			
	4. ボランティア団体との連絡調整に関する事。			
避難所班	税務課を主とした 関係各課	1. 避難所の開設及び避難者、被災者の収容、運営に関する事。		
		2. 救助物資の受給保管及び配分に関する事。	○	

部 名	班 名	担当課	発災当日に対応・・・	
			分 担 任 務	発災後3日以内に対応・・・○
救助部	給水班	水道課	1. 飲料水の確保及び供給に関する事	
			2. 水道施設の被害調査及び応急復旧に関する事	
			3. 広域給水応援の受入れ、調整に関する事	
			4. 応急復旧用機材の調達に関する事	
			5. その他給水に関する事	
	医療班	温泉病院	1. 入院患者・外来患者の安全対策に関する事	
			2. 施設の被害調査及び応急復旧に関する事	
			3. 救急患者の収容に関する事	
			4. 医療材料の調達、供給に関する事	
			5. 被災現地への応急医療班の編成に関する事	
			6. その他病院に関する事	
	教育班	教育委員会	1. 児童生徒の安全対策に関する事	
			2. 所管施設の被害情報収集及び応急復旧に関する事	
			3. 中核避難所の開設及び管理に関する事	
			4. 応急教育に関する事	
5. 学用品の給与に関する事				
6. 文化財の保護に関する事				
7. その他避難所（所管施設）及び文教対策に関する事				
図書館			1. 来客者の安全対策に関する事	
			2. 施設の被害調査及び報告に関する事	
消防本部	総務班 予防班 警防班	消防本部 消 防 署	1. 消防職員の招集及び消防団員の出勤要請に関する事	
			2. 気象情報の収集及び災害状況の報告に関する事	
			3. 消火及び水防並びに救出救助に関する事	
			4. 消防活動状況の把握及び記録に関する事	
			5. 災害情報の収集連絡に関する事	
			6. 災害現場に関する事	
			7. 救急に関する事	
			8. 避難誘導に関する事	
			9. 消防団との連携に関する事	
			10. 自主防災組織に関する事	
			11. 広域消防応援の受入れ、調整に関する事	
			12. その他消防に関する事	
			小匠ダム操作班	
2. 小匠防災ダム施設の被害調査及び応急復旧に関する事				
3. 各部班業務の応援協力に関する事				

(注) 各班は、この分担によるほか、必要に応じ他班の行う事項について応援するものとする。
 なお、本表で定められていない災害応急対策活動等の分担は、本部会議においてその都度定めるものとする。

3. 警戒、配備体制の基準

(1) 警戒体制 (災害対策連絡室)

少数の人員で、主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によって直ちに召集等の活動ができる体制とする。

- ア. 大雨、洪水等の警報が発表されたとき。
 - イ. 台風が当地方に接近する恐れがあり、嚴重な警戒を要すると認められるとき。
 - ウ. 当地方に震度4の地震が発生したとき、又は津波注意報が発表されたとき。
 - エ. 和歌山県水防配備1号、2号が発令されたとき。
 - オ. 総務部長が必要と認めたとき。

(2) 配備体制第1号 (災害対策連絡室)

災害発生のおそれがあるが、時間、規模等事態の推移の把握が困難なときは、避難所開設調査、連絡、資材の点検等災害に対する準備を行う。又、小規模災害が発生したときは、小規模災害対策を実施する。

- ア. 大雨、高潮、洪水、暴風、その他により災害が起る恐れがあるとき。
 - イ. 当地方が台風の暴風雨圏内に入る恐れがあり、かつ災害が起る恐れがあるとき。
 - ウ. 和歌山県水防配備第3号が発令されたとき。
 - エ. 町長が必要と認めたとき。

(3) 配備体制第2号 (災害対策本部)

相当規模の災害が発生し、又は発生する恐れがある時は、災害に対する警戒、又は応急対策を実施する。

- ア. 当地方に、津波警報が発表されたとき。
 - イ. 大雨、高潮、洪水、暴風、その他の警報が発せられて、町長が必要と認めたとき。
 - ウ. その他、町長が必要と認めたとき。

(4) 配備体制第3号 (災害対策本部)

大規模の災害が発生した場合、町は全力を挙げて防災活動を実施する。

- ア. 災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき。
 - イ. 当地方に、震度5(弱)以上の地震が発生したとき。
 - ウ. 当地方に、大津波警報が発表されたとき。
 - エ. 大規模な火事、爆発、水難等が発生し、町長が必要と認めたとき。
 - オ. その他、町長が必要と認めたとき。

4. 災害対策本部(災害対策連絡室)の設置場所

本部の設置は本庁大会議室とする。

ただし、本部(本庁大会議室)が被災により使用出来なくなった場合は、教育センター(52-4686)へ、また、いずれも使用不可能な場合は、西日本電信電話(株)が所有する那智勝浦町別館ビルに災害対策本部を設置する。

5. 震災時等の緊急防災体制

地震及び津波の発生により、組織計画に基づく防災体制がとれない場合、防災関係

職員は、各自在住する地域において現地災害対策本部（緊急防災体制）を確立し現地本部長の指揮のもと災害対策本部との連絡を密にしながら防災活動を実施する。

現 地 災 害 対 策 本 部	設 置 場 所	電 話 番 号
宇久井地区	宇久井小学校	5 4 - 0 0 1 2
那 智地区（那智山～浜ノ宮地区）	了 心 寺	5 2 - 5 3 1 3
那 智地区（天満～朝日地区）	那 智中学校	5 2 - 0 0 7 2
那 智地区（三川地区）	二河区民会館	5 2 - 4 5 8 8
色 川地区	色 川出張所	5 6 - 0 1 0 1
勝 浦地区	勝 浦小学校	5 2 - 0 1 1 6
太 田地区	太 田出張所	5 7 - 0 2 0 1
下 里地区	下 里小学校	5 8 - 0 0 2 1
浦 神地区	海 蔵 寺	5 8 - 0 1 5 7

(注)上記施設への設置が困難な場合は、町が指定する避難場所（施設）へ設置するものとする。

6．災害対策本部設置及び本部運営指揮命令系統

町長（本部長）が不在等の場合、町長権限委譲順位は、副町長（副本部長）、総務部長、調査部長、救助部長とする。

7．災害対策本部の廃止

町長（本部長）は、次の場合に災害対策本部を廃止する。

- (1) 災害発生の恐れが解消したとき。
- (2) 災害応急対策が、おおむね完了したとき。
- (3) その他町長（本部長）が必要なしと認めたとき。

8．開廃の通知

本部を設置したとき、または廃止したときは、役場出先機関及び必要な関係機関にその旨を通知する。

町の体制

那智勝浦町	出 先 機 関	
-------	---------	--

関係機関の連絡体制

和歌山県	東牟婁振興局地域振興部	2 2 - 8 5 5 1
警 察 署	新宮警察署勝浦幹部交番	5 2 - 0 1 1 3

9．災害対策本部（災害対策連絡室）会議の開催

災害応急（防災）対策の基本方針の決定、その他必要な事項を協議するため本部（連絡室）会議を役場大会議室において開催するが、本部（連絡室）会議の内容はおおむね次のとおりとする。

（１）報告事項

気象情報及び災害情報

被害状況について

配備体制について

ア．災害対策本部各部の配備体制

イ．公共機関等の配備体制

各部措置事項について

ア．各部、各班の人員配置調整について

(2) 協議事項

県災害対策本部及び東牟婁支部との調整事項

応急対策への指示

被害状況調査班編成の決定

各部間の調整事項の指示

被害者に対する応急措置の件

自衛隊に対する災害派遣要請の要否

他市町村に対する応援要請の要否

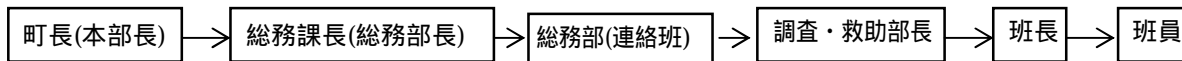
その他

第2節 動員計画

災害が発生する恐れがあるときの警戒体制、又は災害が発生した場合の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、職員の動員を次のとおり行う。

(1) 動員の系統及び伝達

職員の動員は、次の系統で伝達する。



(2) 動員方法

動員の伝達は、次により行う。

勤務時間内においては、庁舎内放送を通じ庁舎内各部に伝達するとともに、出先機関に対して、電話、FAX又は防災無線により伝達するものとする。

勤務時間外に災害の緊急事態が発生したときは、防災担当職員、警備員は、直ちに総務部長に急報すると共に、その指示により関係部長等に通報するものとする。

勤務時間外の職員招集は、電話(非常招集連絡体制)、防災行政無線放送、急使、その他の方法による。

(3) 参集の基準

種 別		参 集 の 基 準	参 集 部 名
配 備 体 制	1号	災害 対 策 連 絡 室	大雨、洪水警報 県水防配備1、2号 震度4、津波注意報
			総務部の必要人員 救助部(部長) 避難所(班長、副班長) 各出張所長 (全職員は待機)
	2号	災害 対 策 本 部	津波警報
3号	大津波警報 震度5(弱)以上		

(注) 震度は、気象庁から発表される和歌山県南部の震度を基準にする。

第2章 情報計画

第1節 気象警報等の情報伝達計画

気象、地象（地震及び火山現象を除く）、高潮、波浪、洪水、津波に関する注意報及び警報等の周知徹底は、本計画による。

1. 注意報及び警報（地震及び火山現象を除く）

注意報

県内どこかに災害の発生する恐れのあるときに、気象業務法に基づき注意を喚起するため和歌山地方気象台が発表するもので、その種類、発表の基準は、別表1のとおりである。

警報

気象業務法に基づき県内のどこかに重大な災害の発生が予想される場合に発表されるもので、その原因となる恐れがある暴風、大雨、高潮、波浪、洪水等については、和歌山地方気象台が発表し、厳重な警戒を要すものである。その種類、発表の基準は別表1のとおりである。

対象区分

和歌山気象台が注意報又は警報を発表する場合は、市町村ごとの気象予報・警報等の発表となる。



(1) 別表1 和歌山気象台が発表する注意報、警報の種類及び発表基準

		種 類	発 表 基 準	
注 意 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	気象注意報	風雪注意報	風雪による被害が予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。雪を伴い平均風速が陸上で12 m/s以上、海上で15 m/s以上になると予想される場合。
			強風注意報	強風による被害が予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。平均風速が陸上で12 m/s以上、海上で15 m/s以上になると予想される場合。
		大雨注意報	大雨によって被害が予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。平地では、1時間雨量が50 mm以上かつ、総雨量が90 mm以上、または、3時間雨量が80 mm以上、山地では、1時間雨量が50 mm以上かつ、総雨量が160 mm以上、または、3時間雨量が100 mm以上になると予想される場合。または、土壌雨量指数が134以上になると予想される場合。	
		大雪注意報	大雪によって被害が予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。24時間の降雪の深さが平地で5 cm以上、山地で20 cm以上になると予想される場合。	
		濃霧注意報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。視程が陸上で、100 m以下、海上で500 m以下になると予想される場合。	
		雷注意報	落雷等により被害が予想される場合。	
		乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。実行湿度60%以下で最小湿度35%以下になると予想される場合。	
		雪崩注意報	なだれが発生して被害があると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。積雪の深さが50 cm以上あり、高野山の最高気温が10℃以上、またはかなりの降雨が予想される場合。	
		着雪注意報	着雪が著しく通信線や送電線等に被害を起こすと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。気温が-2℃～2℃で24時間の降雪の深さが平地で20 cm以上、山地で40 cm以上と予想される場合。	
		霜注意報	3月20日以降最低気温3℃以下で、晩霜によって農作物に著しい被害が予想される場合。	
	低温注意報	低温によって農作物に著しい被害が起こると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。沿岸部で最低気温が-4℃以下と予想される場合。		
		*1 地面現象注意報	大雨、大雪による山くずれ、地すべり等によって、被害が予想される場合。	
		高潮注意報	台風等による海面の異常上昇によって、被害が予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。潮位が東京湾平均海面(T・P)上で、串本町袋港、那智勝浦町浦神港で1.3 m以上になると予想される場合。	
	波浪注意報	波高(有義波高)3 m以上の風波、うねり等によって被害が予想される場合。		

		種 類	発 表 基 準	
注 意 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	*1 浸水注意報	浸水によって被害が予想される場合。	
		洪水注意報	洪水によって被害が予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 新宮・東牟婁の平地では、1時間雨量が50mm以上かつ、総雨量が90mm以上、または、3時間雨量が80mm以上、山地では、1時間雨量が50mm以上かつ、総雨量が160mm以上、または、3時間雨量が100mm以上になると予想される場合。または、太田川流域雨量指数が15、小匠川雨量指数が7以上になると予想される場合。	
	* 2	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。	
		高潮注意報	一般の利用に適合する高潮注意報と同じ。	
		洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。	
		紀の川洪水注意報	紀の川（五條・船戸・三谷のいずれか）の水位が警戒水位を越え、なお水位上昇により災害の発生する恐れがあるとき。	
熊野川洪水注意報	熊野川（成川）の水位が警戒水位を越え、なお水位上昇により災害の発生する恐れがあるとき。			
警 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合。
			暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。雪を伴い、平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上になると予想される場合。
		大雨警報	大雨によって重大な災害が予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。1時間雨量が70mm以上または、土壌雨量指数179以上になると予想される場合。	
		大雪警報	大雪によって重大な災害が予想される場合で、体的には次の条件に該当する場合である。24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で40cm以上になると予想される場合。	
	報 告 す る も の	*1 地面現象警報	大雨、大雪による山くずれ、地すべり等によって、重大な災害のおこるおそれがあると予想される場合。	
		高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって、被害が予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。潮位が東京湾平均海面（T・P）上で、串本町袋港、那智勝浦町浦神港で、1.8m以上になると予想される場合。	
波浪警報		波高（有義波高）6m以上の風波、うねり等によって重大な災害がおこるおそれがあると予想される場合。		

		種 類	発 表 基 準
警	一般の 利用に 適合する もの	* 1 浸水警報	浸水によって重大な災害がおこるおそれがあると予想される場合。
		洪水警報	洪水によって重大な災害がおこるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。1時間雨量が70mm以上または、太田川流域雨量指数が2.5、小匠川流域雨量指数が1.3以上になると予想される場合。
報	* 2	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ。
		高潮警報	一般の利用に適合する高潮警報と同じ。
		洪水警報 紀の川、熊野川 洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。 溢水・氾濫等により、国民の経済上重大な損害を生じるおそれがあるとき。

(注)

発表基準欄に記載した数値は、和歌山県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査してきめたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の具体的な条件である。

ア. 気象官署の値であることを示す。

イ.* 1 この注意報、警報は標題を出さないで、気象注意報、警報に含めて行う。

ウ.* 2 水防活動の利用に適合する注意報、警報は一般の注意報、警報のうち水防に関するものを用い、水防活動の語は用いない。

注意報、警報はその種類にかかわらず解除するまで継続される。

また、新たな注意報、警報が発表される時は、これまで継続中の注意報、警報は更新されて、新たな注意報、警報に切替えられる。

(2) 火災気象通報及び火災警報

火災気象通報

消防法第22条に基づいて和歌山地方気象台が、気象の状況から火災の危険があるときに、その状況を知事に通報する。県(消防防災課)は、これを「気象注意報・警報の伝達経路(県基本計画編)」によって市町村等に伝達する。

火災気象通報を行う場合の基準

実行湿度60%以下で、最小湿度35%以下となり、最大風速8m/s以上の風が吹くと予想されるとき。
平均風速12m/s以上の風が1時間以上連続して吹くと予想されるとき。 但し、降雨、降雪が予想される場合は通報しないこともある。

火災警報

町長は、和歌山地方気象台から火災気象通報を受けたとき、また町長が自ら気象の状況が火災予防上危険であると認めるときには、火災警報を発令し、町火災予防条例で定める火の使用を制限する。

第2節 地震、津波の情報計画

地震、津波に関する注意報、及び警報等の周知徹底は本計画による。

1. 地震情報・津波予報

(1) 津波注意報及び警報

津波警報・注意報は、震央が北海道・本州・四国・九州及び南西諸島の沿岸からおおむね 600 km 以上にある地震による津波については、気象庁本庁が、また、おおむね 600 km 以内にある地震による津波については、気象庁本庁及び管区气象台(近畿・中国・四国地方については大阪管区气象台)が担当し、発表する。

(2) 地震及び津波に関する情報

「震度情報」は、大阪管区气象台が津波予報発表前に防災情報提供装置等を用いて県に通知する。

「震源・震度に関する情報」及び「津波情報」は大阪管区气象台が発表し、和歌山県に関連する場合に和歌山地方气象台から通知する。

「各地の震度に関する情報」は和歌山県に関する場合、和歌山県に関連する事項を必要に応じ付記して、和歌山地方气象台が発表する。

なお、和歌山地方气象台、又は潮岬測候所は、大阪管区气象台との通信が途絶した場合等緊急止むを得ないとき、当該官署の地震観測の結果、収集資料及び状況、その他に基づいて独自に地震情報、地震津波情報又は津波情報を発表することがある。

2. 地震、津波情報の種別及び発表基準

(1) 地震に関する情報の内容

種 類		内 容
震 源 に 関 す る 情 報		震源要素及び地震の規模
震度に関する情報	地 域 震 度	定められた地域における最大の震度(震度3以上)
	市町村震度	観測点のある市町村区域における最大震度
	地 点 震 度	観測点ごとの震度
地 震 回 数 に 関 す る 情 報		時間当りに発生した有感地震、無感地震の回数

(2) 震度情報で用いる和歌山県内の地域名称等

地 域 名 称	市町村名称	震 度 発 表 名 称	備 考
和歌山県北部 (和歌山市、海南市、橋本市 御坊市、有田市、紀の川市 岩出市、海草郡、伊都郡 日高郡、有田郡)	和歌山市	和歌山市一番丁	防災科研
		和歌山市男野芝丁	気象庁震度計
	海南市	海南市日方	県震度計
		海南市下津	〃
	橋本市	橋本市東家	〃
		高野口町名倉	〃
	有田市	有田市箕島	気象庁震度計
		有田市初島町	防災科研
	御坊市	御坊市園	気象庁震度計
		御坊市市役所	防災科研

地域名称	市町村名称	震度発表名称	備考
和歌山県北部 (和歌山市、海南市、橋本市、御坊市、有田市、紀の川市、岩出市、海草郡、伊都郡、日高郡、有田郡)	紀美野町	紀美野町下佐々	県震度計
		紀美野町神野市場	"
	紀の川市	打田町西大井	"
		粉河町粉河	気象庁震度計
		那賀総合センター	防災科研
		桃山町元	県震度計
		貴志川町神戸	"
	岩出市	岩出町西野	"
	かつらぎ町	かつらぎ町丁ノ町	"
		かつらぎ町花園梁瀬	"
	九度山町	九度山町九度山	"
	高野町	高野町役場	防災科研
		高野町高野山中学校	気象庁震度計
	湯浅町	湯浅町湯浅	県震度計
	広川町	広川町広	"
	有田川町	有田川町下津野	"
		有田川町金屋	"
		有田川町清水	防災科研
	美浜町	美浜町和田	県震度計
	日高町	日高町高家	"
	由良町	由良町里	"
	日高川町	日高川町土生	"
		日高川町高津尾	"
日高川町川原河		"	
みなべ町	みなべ町土井	気象庁震度計	
	みなべ町芝	県震度計	
印南町	印南町印南	"	
和歌山県南部 (田辺市、新宮市、西牟婁郡、東牟婁郡)	田辺市	田辺市中屋敷町	県震度計
		田辺市栗栖川	"
		田辺市鮎川	"
		田辺市本宮町本宮	"
		田辺市竜神村西	"
	新宮市	新宮市春日	気象庁震度計
		新宮市磐盾	防災科研
		新宮市熊野川町日足	県震度計
	白浜町	白浜町湯崎	気象庁震度計
		白浜町日置	県震度計
	上富田町	上富田町朝来	"
	すさみ町	すさみ町周参見	防災科研
	串本町	串本町串本	"
		串本町潮岬	気象庁震度計
		串本町古座	県震度計
	古座川町	古座川町峯	気象庁震度計
	北山村	北山村大沼	県震度計
	太地町	太地町役場	"
		太地町太地暖海公園	防災科研
	那智勝浦町	那智勝浦町天満	県震度計

(3) 津波に関する情報の内容

情報の種類	情報の内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	和歌山県に最も早く到達すると予想される津波の到達時刻及び津波の高さを発表するほか、震源要素（注1）及び震源の規模も併せて発表する。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	検潮所（注3）における満潮時刻及び到達すると予想される津波の到達時刻を発表するほか、和歌山県に最も早く到達すると予想される津波の到達時刻も発表する。 また、震源要素（注1）及び震源の規模も併せて発表する。
津波観測に関する情報	検潮所（注3）に最も早く到達した津波の到達時刻と初動方向及び到達した津波の高さの最大値を発表するほか、震源要素（注1）及び震源の規模も併せて発表する。
その他の情報	上記の情報で発表できない防災上有効な情報を発表する。

(4) 津波警報・注意報の種類及びその内容

津波警報・注意報の内容及び津波予報区を平成11年4月から、今までの内容に加え、津波の高さ（注2）をより具体的な数値で発表し、又、津波予報区数を18から66に細分化し、和歌山県の沿岸に津波警報・注意報が発表される場合は、「和歌山県」と表示される。

津報の種類	予報文	発表される津波の高さ	
津波注意報	津波注意	高いところで「0.5m」程度の津波が予想されますので、注意してください。	「0.5m」
津波警報	津波	高いところで「2m」程度の津波が予想されますので、警戒してください。	「1m」「2m」
	大津波	高いところで「3m」程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	「3m」「4m」「6m」「8m」「10m以上」
津波なし	津波の来襲する恐れはありません。		
津波注意解除	津波の心配はなくなりました。		
津波警報解除	津波の危険はなくなりました。		

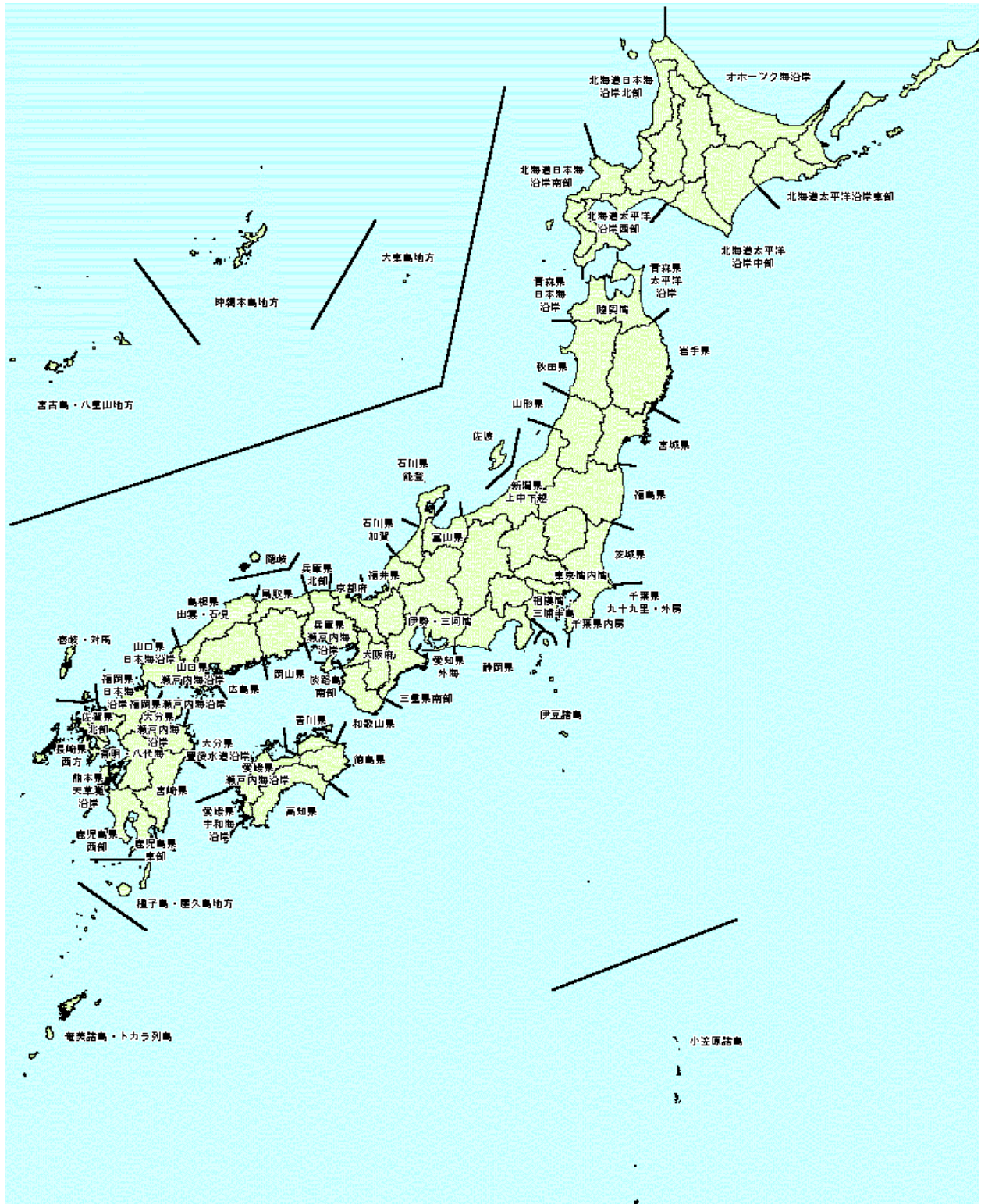
（注1） 震源の緯度・経度並びに地表からの深さ

（注2） 「津波の高さ」とは、当該津波の来襲地域において潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかった場合の潮位（平均したもの。）との差であって津波によって潮位が上昇した高さをいう。

（注3）

検潮所名称	所在地
那智勝浦町浦神	那智勝浦町浦神港
串本町袋港	串本町袋港
白浜町堅田	白浜町堅田漁港
御坊市祓井戸	御坊市名田町野島祓井戸漁港
和歌山	和歌山市和歌山港

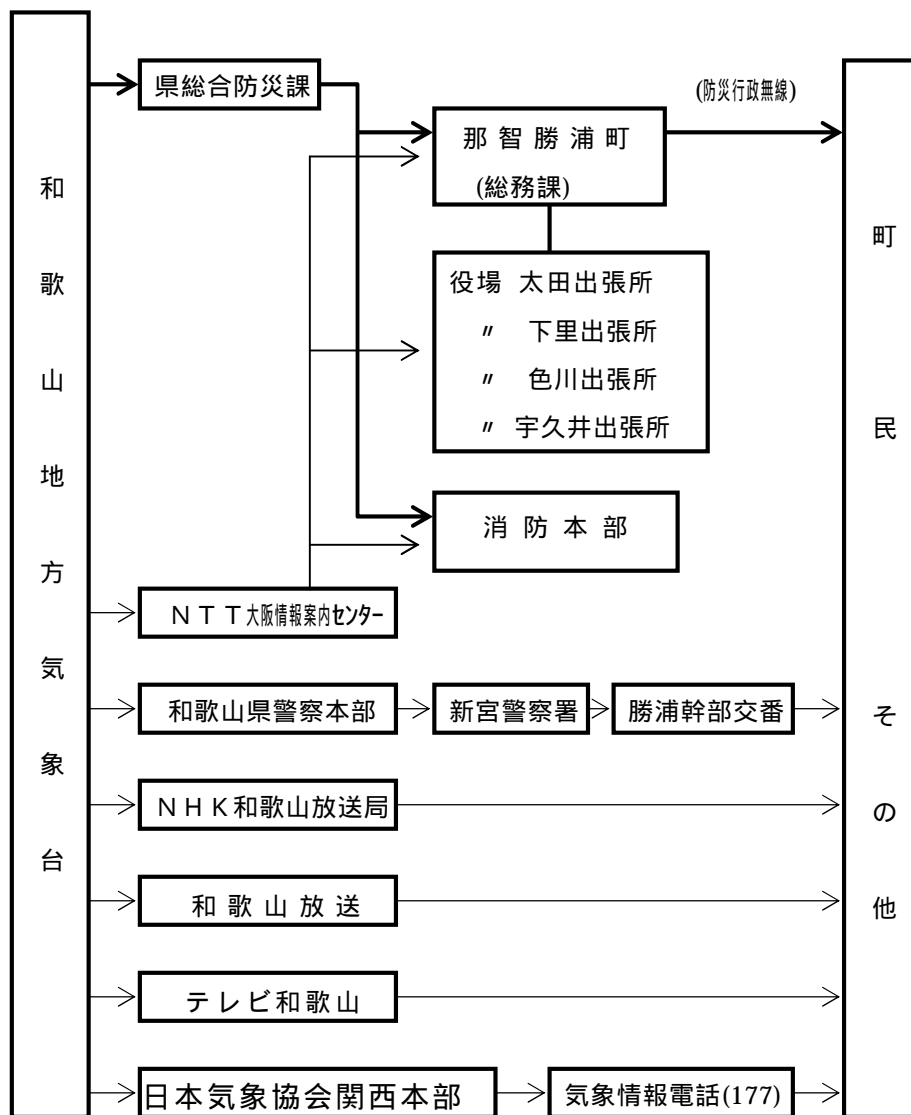
(5) 津波予報区



第3節 注意報・警報の伝達経路

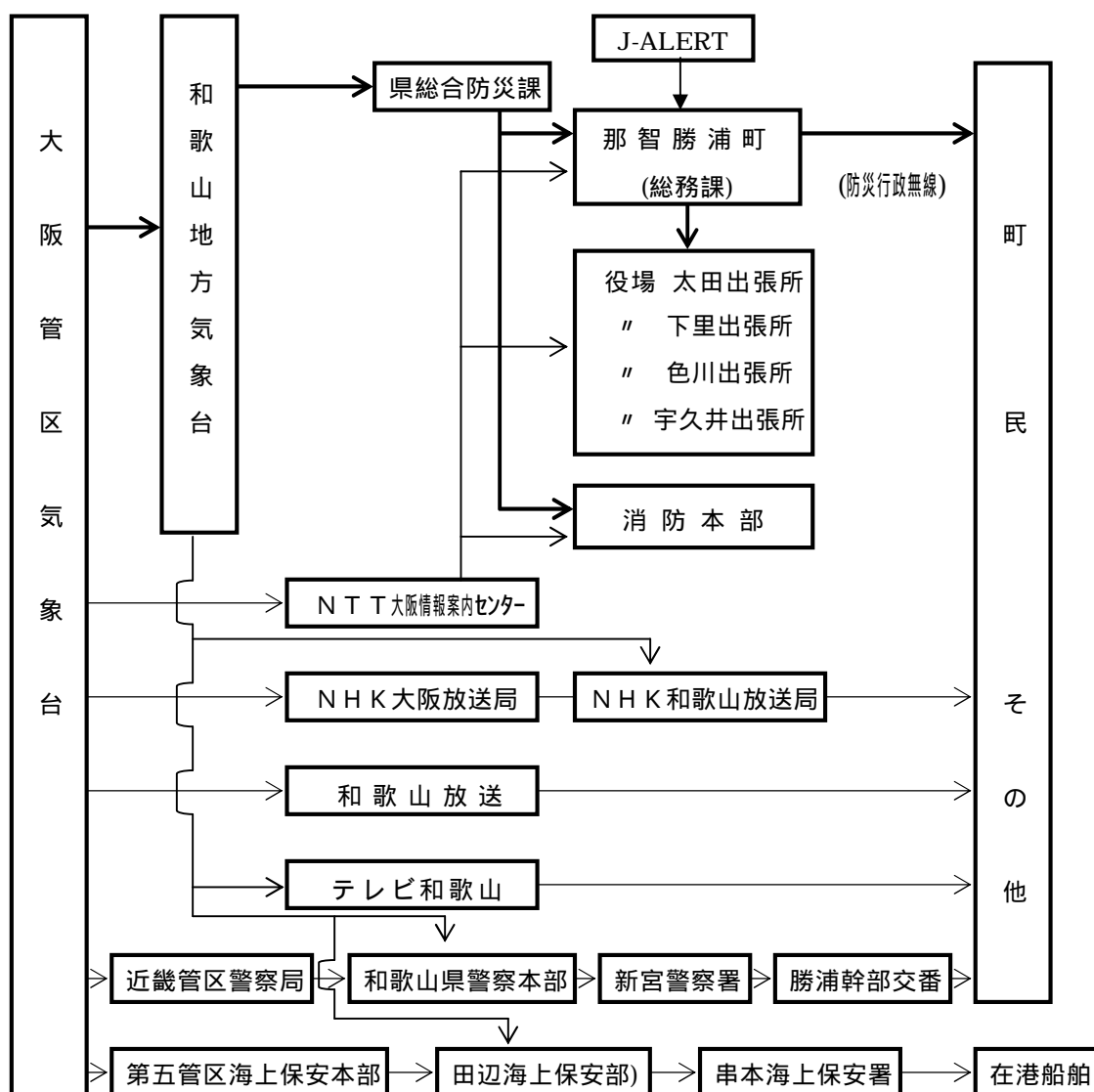
大阪管区气象台・和歌山地方气象台が発表した気象注意報・警報は以下の経路で伝達される。

(1) 気象注意報・警報伝達経路



(注) NTT大阪情報案内センターは、警報のみ伝達

(2) 津波予報等伝達経路



(注) NTT大阪情報案内センターは、警報のみ伝達

(3) 異常現象を発見した者の措置

災害が発生する恐れのある異常な現象を発見したものは、次の方法により関係機関に通報する。

発見者の通報

異常現象を発見したものは、町長、警察官又は海上保安官に通報する。

警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官、又は海上保安官はただちに町長及び所轄警察署長に通報する。

町長の通報

上記 によって異常現象を承知した町長は速やかに和歌山气象台に、また、災害の予想される他の市町村長、並びに関係のある県の地方機関に対して通報する。

和歌山气象台に通報する異常現象は、次に示すものとする。

- イ．水象に関する事項 異常潮位（津波を含む）異常波浪
- ロ．地震に関する事項 群発地震（数日以上にわたり、頻繁に感じるような地震）
と災害を伴う大地震

周知徹底

異常現象を発見し、又は通報を受けたとき、町は関係の各機関と連携し、その現象によって予想される災害地域の住民及び関係機関に周知徹底を図る。

第4節 被害状況の収集計画

地震災害時における被害状況等の収集は、災害応急対策を迅速かつ確実に実施する基礎となるものであり、町長は、災害が発生した場合、又は発生が予想される場合は、速やかに管内の状況を把握して県知事に報告する。

1. 被害情報体制

参集途上による被害情報収集

ア. 勤務時間外に地震が発生した場合、職員は参集途上において、自宅周辺や参集途上の被害状況及び避難状況等を把握し、これをとりまとめ報告する。

イ. 出先機関においては、当該施設状況及び周辺若しくは参集途上の被害状況をとりまとめ報告する。

通報、聴取による被害情報収集

ア. 町内自治会、自主防災組織等からの通報、及び町内自治会、自主防災組織等への問い合わせによる地区情報の収集

イ. 出先機関からの連絡がない場合、問い合わせ等による情報収集

ウ. 防災関係機関等への問い合わせによる情報収集

2. 被害情報収集内容

初期混乱期における応急情報収集は、人命を第一とし、おおむね次のとおりとする。

人的被害及びそれに必要な応急情報等

住家の被害状況

避難施設（場所）、公共施設の状況（公共建築物、学校、病院等）

道路交通状況と交通施設被害

ライフライン施設の状況（電気、電話、水道、下水道等）

延焼火災の動向、危険物施設、土砂災害、河川、溜池等

二次災害による避難勧告、指示の必要性

3. 被害情報の収集責任者

災害時の被害状況の取扱は、災害対策業務執行上極めて重要なものであるから、調査部長が被害情報収集の任にあたるものとする。

4. 被害の収集および調査要領

被害状況等の収集は、地域住民及び防災関係機関からの通報の聴取を行い、直ちに調査班による現地調査を実施する。

また、警察、県機関、及び緒団体等、関係機関との連絡を密に取り被害状況の調査を実施する。

被害調査にあたっては、「被害状況認定及び報告書記入の基準」に基づき判定する。

被害が甚大なため被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは、調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

5. 県への報告

(1) 報告すべき災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常現象、大規模な火事・事故・爆発、放射性物質の大量放出等災害対策基本法第2条第1号に規定する原因により生ずる被害

(2) 報告の基準

災害救助法の適用基準に合致するもの

町災害対策本部を設置したもの

災害が和歌山県以上にまたがるもので、県内における被害は軽微であっても、全国的にみた場合同一災害で大きな被害を生じて居るもの

災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの

災害による被害が当初は軽微であっても、今後 ~ の要件に該当する災害に発展する恐れがあるもの

地震が発生し、新宮・東牟婁管内で震度4以上の記録をしたもの

災害の発生が県下で広域におよび、県地域に相当の被害が発生したと認められるもの

その他災害の状況及びそれがおよぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

(3) 災害報告の種類

和歌山県総合防災情報システムにより、主に次の報告を行う。

被害情報

・直後被害情報

管内で震度4以上の地震が発生した場合、発災後30分以内に被害状況報告を行う。(被害が無い場合でも必ず報告を行う。)

・即報被害情報

第4号様式に基づき被害状況報告を行う。

(被害が無い場合は報告の必要はない。)

対策情報

・避難勧告等

・防災体制状況

災害対策本部の設置等の報告を行う。

(4) 災害報告要領

和歌山県総合防災情報システムの運用基準による。

災害報告事項は、管内警察署(駐在所、交番)を始め関係機関と十分連絡を保った上で行うこととし、特に、町本部においては、防災担当課と被害区分に応じた担当課の連絡を密にする。

被害種別系統

(区 分)	連絡先	電話	F A X
(1) 人的被害及び住宅等一般	振興局 健康福祉部	21-9630	22-6225
(2) 土 木 関 係	振興局 新宮建設部	21-9623	21-9643
(3) 農 業 関 係	振興局 産業振興部	21-9604	21-9640
(4) 耕 地 関 係	振興局 産業振興部	21-9614	21-9642
(5) 林 業 関 係	振興局 産業振興部	21-9612	21-9641
(6) 水 産 関 係	振興局 産業振興部	21-9604	21-9640
(7) 漁 港 関 係	振興局 新宮建設部	21-9623	21-9643
(8) 公 共 施 設 関 係	振興局 地域振興部	21-9605	21-9636
	振興局 健康福祉部	21-9630	22-6225
	振興局 産業振興部	21-9604	21-9640
(9) 教 育 関 係	和歌山県 教育委員会	073-664-3366	073-432-4517
(10) 商 工 関 係	振興局 産業振興部	21-9604	21-9640
(11) 観 光 関 係	振興局 産業振興部	21-9604	21-9640
(12) 自 然 公 園 関 係	振興局 健康保健部	21-9630	21-9639
(13) 衛 生 関 係	振興局 健康保健部	21-9630	21-9639
(14) その他被害状況報告	振興局 地域振興部	21-9606	21-9653
(15) 災害に対し取られた措置の概要	振興局 地域振興部	21-9606	21-9653

第5節 災害通信計画

方針

災害時の通信等の方法は、通信網の被害状況等を早急に把握し、実情に即した方法により行う。

計画

被害状況、その他の状況の災害報告等災害時における非常通信(連絡)は次によるものとする。

1. 普通電話による通信

防災関係機関は、平常時から最寄りのN T Tに連絡し、災害時優先電話を指定しておき、災害時優先電話を利用し関係機関に通報するものとする。

災害時優先電話電話番号

- ・役場本庁 5 2 - 0 5 5 5 5 2 - 0 5 5 6 5 2 - 0 5 5 7
- ・消防本部 5 2 - 4 9 0 0

2. 県防災行政無線電話による通信

普通電話が災害により不通となった場合、県総合防災情報システムにより関係機関に通報するものとする。

県総合防災情報システムの設置場所

- ・役場(総務課・建設課・観光産業課・福祉課)
- ・消防本部

3. 警察電話、警察無線による通信

新宮警察署勝浦幹部交番を通じて通報するものとする。

4. 消防用無線による通信

県内消防共通波を使用し通報するものとする。

5. 電報による通信

災害による緊急を要する電報にあつては、頼信紙の余白欄に「非常」と朱書してN T Tに差出すものとする。

6. 関係機関の通信施設(近畿地方非常通信協議会・・非常通信経路計画)

設置者に協力を求めて、依頼する通信施設。

- ・J R西日本旅客鉄道k . k 新宮駅 2 1 - 5 2 3 4
- ・県赤十字特別救護隊長 雄 正 紘(市野々1875) 5 5 - 0 1 1 8

第6節 災害広報計画

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、町民に対して応急対策あるいは応急復旧等に関する情報を周知し、民心の安定及び被害の拡大防止を図るため、迅速適切な広報活動を行う。

1．広報担当

災害時における広報活動は原則として、総務部連絡班を通じて行うものとする。

2．広報資料の収集

広報資料の収集は、「第4節 被害状況の収集計画」に定めるところによる。

なお、被害調査班は、被害調査と共に災害現場写真を撮影する。

3．広報事項

住民に対する広報事項は、被災者の肉体的・心理的条件を十分考慮し、簡潔にして要領を得たものとする。

特に高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者に配慮し、災害の状況に応じて次による。

気象予警報に関する情報

避難勧告、指示の状況及び避難所、医療救護所の開設状況

被害状況、二次災害に関する情報

災害対策本部の設置及び応急対策実施状況

交通規制及び交通機関の運行状況

ライフラインの被害及び復旧見通し状況

被災者の安否に関する情報

生活情報に関する情報

その他、民心の安定及び社会秩序保持のための必要事項

4．広報手段

住民に対する広報手段は、「第2章 第1節 気象警報の情報計画」に定めるところによるものとし、被害状況に応じて次による。

防災行政無線による広報

有線放送による広報

消防車、広報車及び戸別訪問等による広報

町内会、自主防災組織等による広報

広報紙、チラシ等による広報

ラジオ、テレビ、新聞等報道機関による広報

パソコン通信による広報

放送機関に対する放送要請

放送機関(日本放送協会和歌山放送局・株式会社和歌山放送・株式会社テレビ和歌山・株式会社毎日放送・朝日放送株式会社・関西テレビ放送株式会社・讀賣テレビ放送株式会社)に放送を依頼する場合は、原則として文書により東牟婁振興局を経由して県知事に要請する。

(放送要請様式(別紙2)は資料編 03-02-00 のとおり)

5. 防災行政無線放送例文の作成

住民に迅速適切な広報が行えるよう、あらかじめ関係機関等と調整を図り、又、災害毎及び時間毎の広報用放送例文を作成し、備えておく。

6. 防災関係機関の行う広報

県支部、警察署、関西電力、N T T、放送局等防災関係機関は、本部と調整を図り各種事項等について広報活動を行う。

また、防災関係機関から防災行政無線による放送依頼があれば、本部はこれに協力する。

第7節 生活関連総合相談計画

方針

被災住民の生活上の不安などを解消するため、総合的な相談窓口を設置する。

計画

被災住民から寄せられる様々な相談や問合せに対応するため、国、県、関係機関、関係団体等と連携して合同の相談窓口を設置する。

また、住民からの相談に対し、迅速かつ適切に対応できるよう必要な人員を窓口派遣する。

第3章 防除計画

第1節 消防計画

消防計画は、次のとおりとし、必要な事項は那智勝浦町消防計画に定める。

1. 基本方針

消防計画は、当町の消防機関があらゆる災害に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図ると共に、防災活動に万全を期するものとする。

2. 消防計画の大綱

消防計画は概ね次の事項に基づき計画するものとする。

(1)消防力の整備に関すること

本町における消防の責任(消防組織法第6条)を果たすため次のとおり消防本部、消防署、消防団を設置すると共に、人員、施設、資器材について、消防力の基準(昭和36年8月1日消防庁告示第2号)及び消防水利の基準(昭和39年12月10日消防庁告示第7号)に基づき、計画的に強化充実を図ると共に整備点検計画を策定するものとする。

(2)防災のための調査に関すること

災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の軽減を図るために地理、水利、消防対象物、危険区域等の調査について計画し、消防活動の円滑な推進を図るものとする。

(3)防災教育訓練に関すること

社会経済の進展は、消防活動を複雑多岐にしており、災害の態様に応じた防御訓練計画を樹立すると共に、消防職、団員に対して、消防の責務を正しく認識させると共に、消防人としての人格の向上、学術、技能の修習、体力の練成、規律の保持、協同精神の醸成を図り、もって公正、明朗かつ効率的に職務遂行ができるよう教育訓練計画を策定するものとする。

(4)災害の予防警戒及び防御に関すること

水災、火災、その他の災害の発生前における予防警戒、又は発生後における防御は、消防活動の基本をなすものであるから過去の災害における経験を活かした周密な計画を立て、消防職、団員に対して、これに習熟させておくものとする。

(5)災害時の避難、救助及び救急に関すること

災害時の避難は、住民の身体、生命に影響を及ぼす重要なものであるので十分検討した避難計画を樹立すると共に、災害に際しては、傷病者を迅速に救助し、適切な応急処置及び医療機関への搬送ができる体制をたてておくものとする。

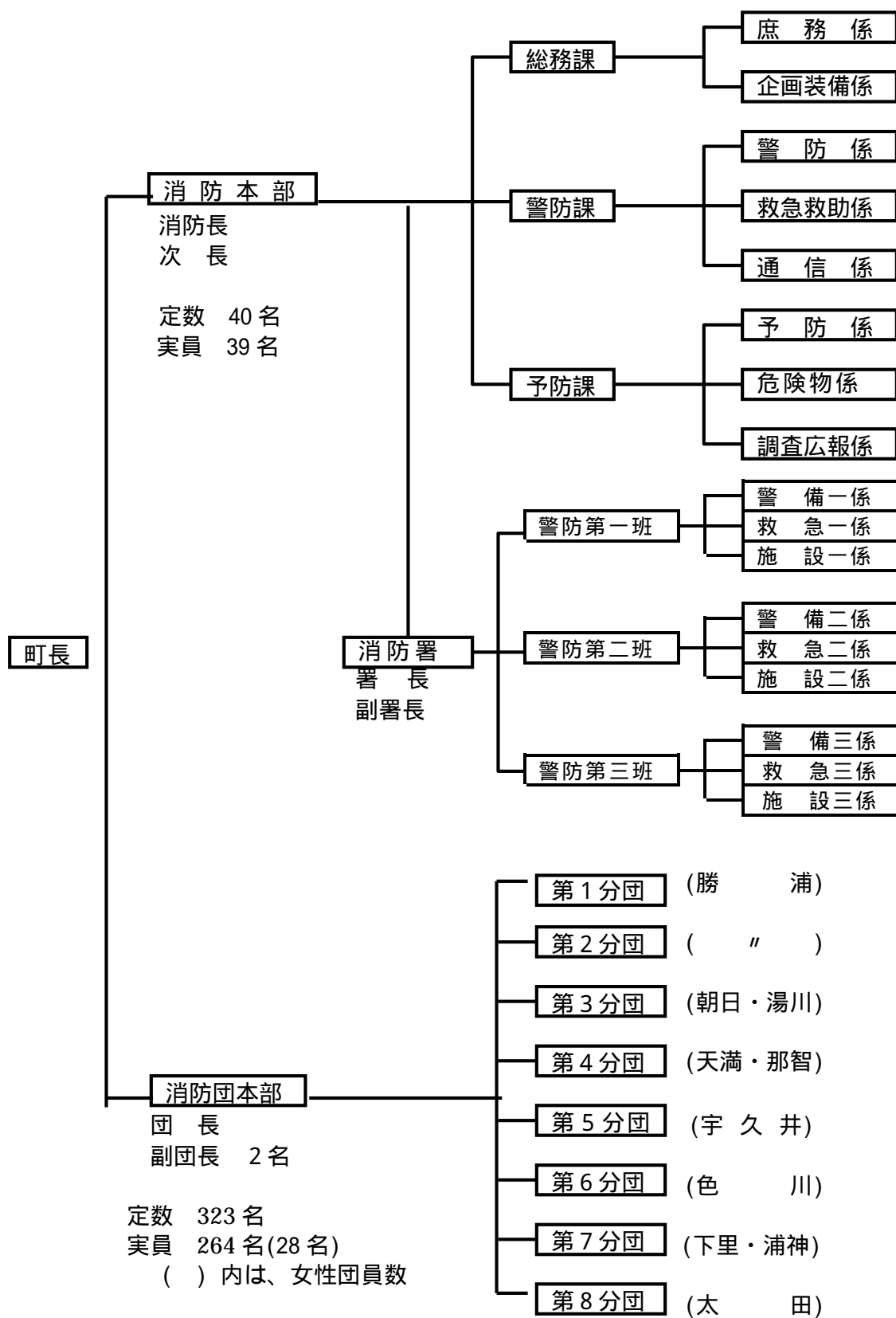
(6)その他災害対策に関すること

消防機関の活動組織の明確化、通報、報告等の情報系統の統制及び応援協力体制の確立等、災害対策に必要な事項を定めておくものとする。

3. 組織人員及び装備

消 防 組 織 図

平成22年4月1日現在



消防水利の状況

平成 22 年 4 月 1 日現在

地区 種別		宇 久 井	那 智	色 川	勝 浦	太 田	下 里	計
消 火 栓	水 利 基準外	59	67	1	6	32	59	224
	水 利 基準該当	54	180	0	68	15	39	356
	小 計	113	247	1	74	47	98	580
貯 水 槽	水 利 基準外	1	1	0	0	1	1	4
	水 利 基準該当	13	14	0	4	5	6	42
	小 計	14	15	0	4	6	7	46
総 数	水 利 基準外	60	68	1	6	33	60	228
	水 利 基準該当	67	194	0	72	20	45	398
	合 計	127	262	1	78	53	105	626

備 考

上表記載の他、次の消防水利施設がある。

1 指定消防水利

- (1) 管内 3 箇所の小学校プール（勝浦小学校、市野々小学校、宇久井小学校）
容量は、各々約 300 t。
- (2) 池 2 箇所（宇久井・橋ノ川地内・那智高原地内公園内）
- (3) 河川 4 箇所（八尺鏡野地内・上長井地内・二河地内 2 ヶ所）

2 那智山地区自然水貯水型消防水利施設

平成 9 年度から平成 12 年度までの 4 ケ年にわたり「防災まちづくり事業」
として実施。

防火水槽 3 基(200t 1・40t 2)消火栓 7 基設置

送水管 696m(100 mm~150 mm)布設

消火管 757m(75 mm~150 mm)布設

主力機械配置表

平成 22 年 4 月 1 日現在

主力 機械 種別		タ ン ク 車	ポ ン プ 車	化 学 車	救 助 工 作 車	司 令 広 報 車	救 急 車	小付 型積 載 車 プ	小 型 ポ ン プ	消 防 艇	計
消 防 本 部	消防本部					2		1			車両 10 機械 2 艇 1
	消 防 署										
		1	2	1	1		2	2	2	1	
	計	1	2	1	1	2	2	2	2	1	13
消 防 団	団本部					1		2	1		車両 18
	第 1 分団	1	1						1		
	第 2 分団		1						1		
	第 3 分団		1					1	2		
	第 4 分団		1					2	3		
	第 5 分団		1						1		
	第 6 分団							2	2		
	第 7 分団		1					2	4		
	第 8 分団		1						2		
	計	1	7			1		9	17		35
合 計		2	9	1	1	3	2	10	19	1	車両 28 機械 19 艇 1

4 . 消防情報の報告

次のいずれかに該当する火災又は事故等が発生した場合には、電話、FAX等によつて、直ちに県へ即報を行うものとする。

火災等即報

(1) 一般基準

死者が 3 人以上生じた火災

死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じた火災

(2) 個別基準

建物火災

特定防火対象物で死者の発生した火災

高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難した火災

大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反对象物の火災

建物焼損延べ面積3,000㎡以上と推定される火災

損害額1億円以上と推定される火災

林野火災

焼損面積10ha以上と推定されるもの

空中消火を要請したもの

住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

交通機関の火災

航空機火災(火災発生のおそれのあるものを含む。)

タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災

トンネル内車両火災

列車火災

その他

その他特殊な出火原因による火災、特殊な態様の火災等、消防上特に参考となるもの

危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの

死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの

負傷者が5人以上発生したもの

周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

500キロリットル以上のタンク火災、爆発又は漏えい事故

海上、河川への危険物等流出事故

高速道路等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

原子力災害

原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質の漏えいがあったもの

放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者から消防機関に通報があったもの

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射能が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

その他の特定事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

一般基準、個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること

救急・救助事故即報

死者5人以上の救急事故

死者が発生しており、かつ死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

要救助者が5人以上の救助事故

覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故

その他、報道機関に取り上げられる等、社会的に影響度が高い救急・救助事故

武力攻撃災害即報

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

災害即報

一般基準

ア 災害救助法の適用に合致するもの

イ 和歌山県又は那智勝浦町が災害対策本部を設置したもの

ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

個別基準

地震 地震が発生し、和歌山県区域内又は那智勝浦町で震度4以上を記録したもの

津波 津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

風水害

ア 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

雪害

ア 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

火山被害

ア 臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制等を行ったもの

イ 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

社会的影響基準

一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

5. 災害広報活動

消防機関による災害に関する警報、避難の指示、応急措置の状況等について消防車による巡回広報をするほか、災害の状況により「第2章第5節災害広報計画」に定めるところにより、速やかに住民に対して周知徹底を図る。

6. 消防相互応援要請

災害が発生した場合、必要に応じ協定に基づき応援要請を行い、迅速的確な対応を図る。

消防相互応援協定

平成 22 年 4 月 1 日現在

名 称	年月日	協 定 市 町 村	協 定 内 容
那智勝浦町・太地町 消防相互応援協定	S61.3.31	那智勝浦町・太地町	火災・水災・救急・その他の災害
紀南消防協定	H8.11.1	那智勝浦町・田辺市・白浜町 すさみ町・串本町・古座川町・ 新宮市・熊野市	自然災害・火災・大規模又は特殊 な事故・消防業務遂行上必要とす る応援（調査及び検査を含む）
和歌山県下消防広域 相互応援協定	H8.3.1	和歌山県下 30 市町村及び 4 消防一部事務組合	自然災害・火災・大規模又は特殊 な事故・上記以外の災害で応援を 必要とする災害
和歌山県防災 ヘリコプター応援協定	H8.3.1	和歌山県下 30 市町村及び 4 消防一部事務組合	消防組織法第 1 条に規定する水火 災又は地震等の災害

その他の協定

平成 22 年 4 月 1 日現在

名 称	年月日	協 定 市 町 村	協 定 内 容
船舶消防等に関する 業務協定	H10.8.1	串本海上保安署	「海上保安庁の機関と消防 機関との業務協定の締結に 関する覚書」に基づき、串 本海上保安署と本町消防本 部が船舶消火活動に関して 協定するとともに救急救助 活動についても協力体制を 確立し、相互の機能を活用 し海上における防災活動の 万全を期する
高野小森川トンネル の非常通報装置等の 通報等に関する協定	H17.4.1	古座川町・串本町	林道小匠小森川線の高野小 森川トンネル内の非常電話 及び非常通報装置の通報先 並びに出動体制の構築

緊急消防援助隊の受援計画

地震、水火災等による大規模な災害が発生し、消防組織法第 24 条の 3 の規定
に基づく緊急消防援助隊の応援を要請する場合は、「和歌山県緊急消防援助隊受
援計画」により要請するものとする。

第2節 水防計画

第1 水防計画

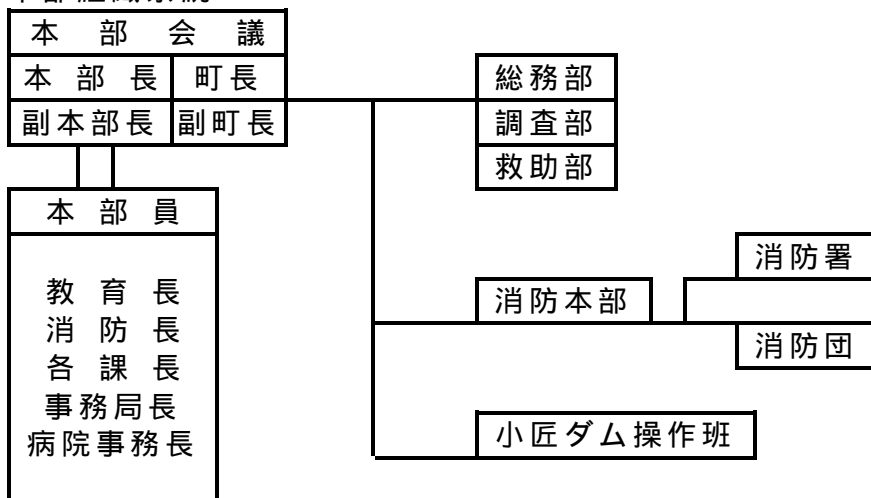
洪水又は高潮等による水災被害を軽減し公共の安全を保持するために必要な事項は、那智勝浦町水防計画による他本計画に定めるものである。

1. 水防の組織

水防法第10条の規定により、知事から洪水・高潮又は水防警報の通知を受けたとき、並びに気象状況の急変により洪水又は高潮による被害が予想されると判断したときは、次の組織により事務を処理する。

なお、本町に災害対策本部が設置された場合は、那智勝浦町災害対策本部としてそのまま吸収され、防災体制組織の一元化を図るものとする。

水防本部組織系統



2. 水防本部事務分担

(1)水防本部員

水防について情勢を判断し、本部長の承認を受けると共に、水防の指揮について、本部長を補佐する。

(2)総務部

関係機関との情報収集、報告及び連絡、水防活動の総合調整、緊急対策及び水防態勢の発令、被害状況の総括等。

(3)調査部

被害状況その他の調査、報告等。

(4)救助部

避難所の開設、被害者の救援、救護、防疫等。

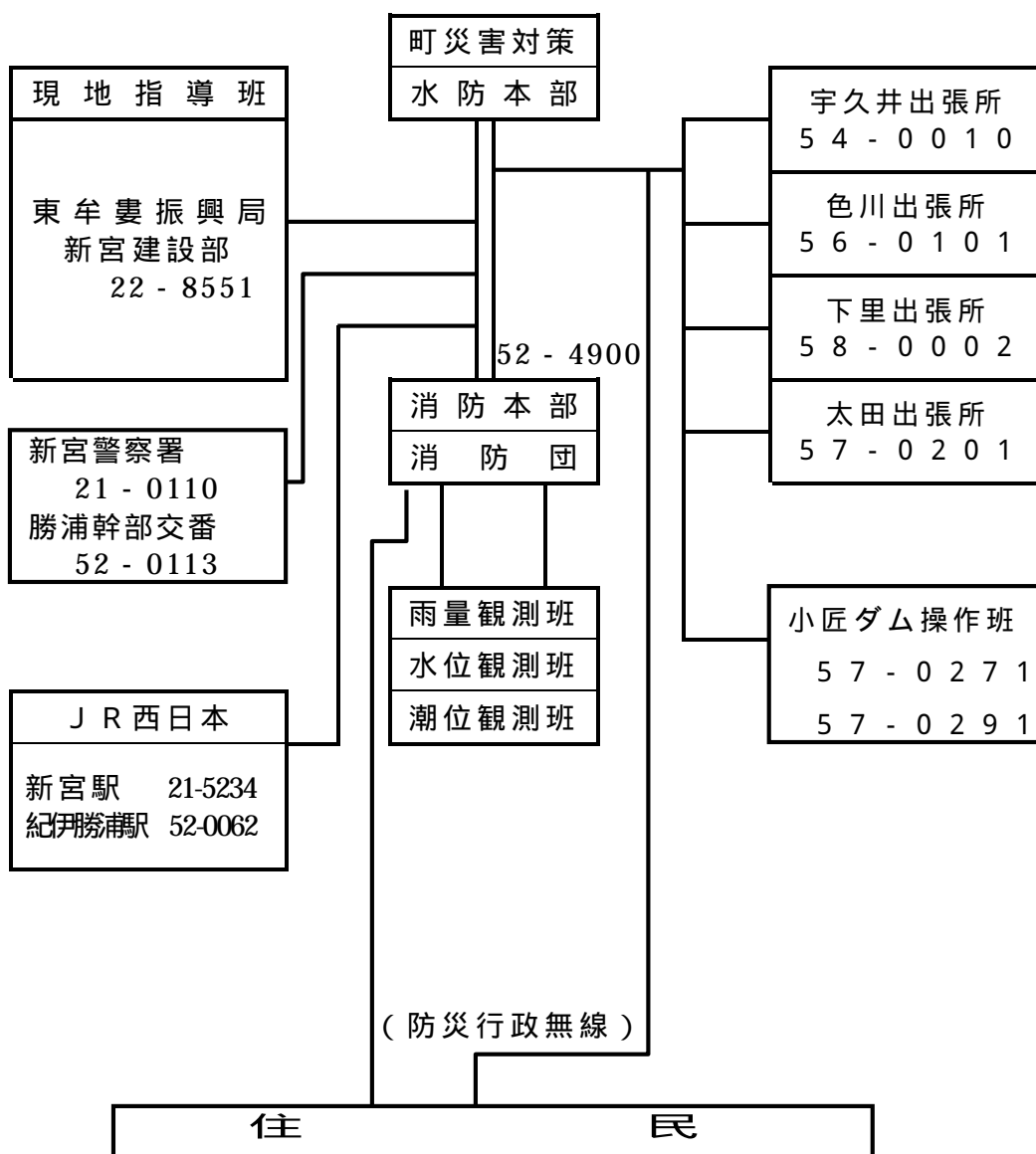
(5)小匠ダム操作班

「小匠防災ため池管理規程」に基づく活動。

(6)消防本部

災害予想地域の調査、雨量、水位、潮位の調査報告、消防団員の招集、水災防御及び救急救助活動。

3 . 水防連絡系統



防災行政無線放送による住民への伝達は、災害広報計画による。

4．水防態勢の発令

非常配備につく時期は、町水防本部長が下記の基準により発令し、新宮建設部長に報告するものとする。

(1)水防非常配備の種類と基準

種 類	配 備 内 容	発令基準（時 期）
水防配備態勢 第1号	少数の人数で主として情報の収集及び連絡に当り、事態の推移によって直ちに招集その他の活動ができる態勢。	今後の気象情報と水位情報に注意し、警戒する必要があるが具体的な水防活動を必要とするに至るまでには、まだかなり時間的に余裕があると認められるとき。
水防配備態勢 第2号	職員の約半数を動員し、水防活動が必要な事態が発生すればそのまま水防活動が遅滞なく遂行できる態勢とする。	水防活動を必要とする事態の発生が予想され約2時間後には水防活動の開始が考えられるとき。
水防配備態勢 第3号	職員の全員を動員する完全な水防態勢。	事態が切迫し、約1時間後には水防活動の必要が予想されるとき、又は、危険性が大で2号配備で処理しかねると認められるとき。

(2)解除

非常配備態勢の解除は、町水防本部長が行う。

ただし、各所属において、水位が警戒水位以下に下がり又は、高潮の恐れがなくなったと認めるときは、本部長の指揮を受けて態勢の縮小、解除をすることができる。

町水防本部長は、前段の解除を行ったときは、その旨新宮建設部長を通じ、県水防本部へ報告するものとする。

5．水防本部の非常配備態勢

(1)水防本部の非常配備態勢

水防本部の非常配備発令は、災害対策本部の「職員の防災組織計画」の組織活動に基づくものとする。

(2)消防本部の非常配備態勢

消防長が別に定める非常配備発令によるものとし、種類と基準は次のとおりとする。

消防本部の非常配備の種類と基準

種類	配備内容	発令基準
第1号	幹部職員の招集	洪水予報
第2号	一部職員の招集	水防警報、水防活動 2時間前
第3号	全職員	町水防管理者の発令 水防活動1時間前

(3)消防団の非常配備態勢

消防団の非常配備発令は、次の場合に発令するものとする。

ア.町水防管理者自らの判断により必要と認める場合

イ.水防警報指定河川にあっては、知事からその警報事項の伝達を受けた場合

ウ.緊急にその必要があるとして知事からの指示があった場合

消防団の非常配備の種類と発令時間

種類	配備内容	発令時期
待機	消防団員の連絡員を各屯所に詰めさせ、団長はその後の情勢を把握することに努め、一般団員は直ちに次の段階に移り得るような状態におくものとする。	水防管理者が必要と認めたとき。 洪水予報が発せられたとき。
準備	所定の詰所に集合し、資器材の整備点検、作業人員の配備計画等に当りダム、水こう門、ため池等の水防上重要な工作物のある箇所への出動、又、水位観測、堤防監視のため一部団員を出動	河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。 潮位が満潮位をこえ上昇のおそれがあるとき。 地震により、堤防・護岸等からの漏水、決壊などの危険が予想される時。
出動	全員が指定の詰所に集合し、警戒する。	河川の水位が警戒水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。 潮位が満潮位をこえ上昇のおそれがあるとき。 地震により、堤防等の漏水、決壊などの被害が予想される時。
解除	水防活動の終了に関するもの。	洪水、高潮、漏水等の危険がなくなったとき。

6．地震により行う水防活動

地震（津波）により堤防、護岸、水門、樋門など、河川・海岸・ため池等施設に被害が生じ、また、生じる恐れがあるときで、水防活動を行う必要がある場合に町水防管理者は以下の措置をとるものとする。

被害が生じる恐れがあるとき

和歌山県に津波警報が発表されたとき、または町内で震度 4 以上の地震が観測されたとき。

水防活動を行う必要があるとき

地震により被害を受け、堤防、護岸、ため池等の施設から河川水等の浸水があったとき、または、浸水が予想されるとき。

津波による浸水に備えて行う水防活動

警戒、情報連絡及び収集、漏水及び浸水防止の措置など。

(1)町水防本部

自らの判断で河川、海岸、ため池等の付近の住民などに危険を通知し、状況によっては、住民などに対し安全な場所に避難するよう勧告又は命令するとともに、東牟婁振興局新宮建設部へその旨を連絡する。

管内の監視・警戒、水門等管理者への連絡通報。

水防活動に必要な資器材の点検整備。

管理する水門、閘門、防潮扉の迅速な操作及び防潮扉等の管理者に対する門扉操作の応援。

他市町村間における相互協力及び応援。

(2)県水防本部

県内被害の情報収集のための配備態勢。

市町村が行う水防活動が十分に行われるよう情報の連絡調整及び指導。

7．気象予報、警報

(1)気象予報、警報の種類と基準

和歌山気象台から発表される予警報で水防活動に適合するものは、第 2 編第 2 章第 1 節気象警報等の情報計画によるものとする。

(2)伝達経路

和歌山気象台から県水防機関を通じ町水防本部（災害対策本部）に伝達される経路、及び町民に伝達する経路は、第 3 編第 2 章第 6 節災害広報計画によるものとする。

8．雨量、水位、潮位の観測通報

(1)雨量の観測、情報収集、通報

消防長は、町水防本部と連絡を密にし、常に的確な気象情報の把握に努めるとともに、絶えず次のとおり本部に報告しなければならない。

定時報告（毎時）

ア．総雨量が 80 ミリに達したとき

イ．時間雨量が 20 ミリを越えたとき

町雨量局

観測所名	所在地	管理者名	観測者名	電話番号
役場本庁	埴築地	那智勝浦町	町職員(建設課)	52 - 0555
消防本部	埴朝日	〃	消防職員	52 - 4900
磯太田出張所	埴南大居	〃	町職員(出張所)	57 - 0201
市野々浄水場	埴市野々	〃	町職員(水道課)	55 - 0061
太田川浄水場	埴南大居	〃	町職員(水道課)	57 - 0867
小匠ダム	埴小匠	和歌山県	町職員(出張所)	小匠ダムテレメータ-
大野	埴大野	〃	〃	57 - 0201
檉山	古座川町	〃	〃	57 - 0291

県雨量局(新宮建設部)

勝浦	埴築地	和歌山県	新宮建設部(自動)	
高津気	埴高津気	〃	〃	22 - 8551
市野々	埴市野々	〃	〃	21 - 9623
西中野川	埴西中野川	〃	〃	
中里	埴南大居	〃	〃	
下里	埴八尺鏡野	〃	〃	
浦神(東)	埴浦神	〃	〃	
浦神(西)	埴浦神	〃	〃	
直柱	埴直柱	〃	〃	

県雨量局(串本建設部)

大山	串本町	和歌山県	串本建設部(自動)	0735-62
重畳山	〃	〃	〃	- 0755

(2)水位の観測、通報

消防長は、常に気象情報の把握に努め、洪水又は高潮のおそれがあることを自ら察知したときは、その後水位の変動を監視し、通報水位に達したときから本部長に報告するものとする。

報告

下記に掲げる観測所は、通報水位に達したときから観測、消防長に通報するものであるが、次の場合は、その都度これを行う。

- ア. 警戒水位に達したとき
 - イ. 警戒水位まで下がったとき
 - ウ. 通報水位まで下がったとき

また、太田川南大居観測所については、危険水位・特別警戒水位も同様に通報することとする。

水路観測所

河川名	観測所名	所在地	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難断水位	氾濫危険水位	左岸堤防高	右岸堤防高	管理者	観測者名
那智川	川 関	大字川関	2.00	2.60	-	-	5.20	5.40	和歌山県	新宮建設部
太田川	南大居	大字南大居	3.00	3.50	3.80	4.40	5.90	4.70	和歌山県	新宮建設部
太田川	下 里	大字下里	1.70	2.50	-	-	3.90	4.20	和歌山県	新宮建設部

情報交換

水防本部と消防本部及び新宮建設部は、相互の情報交換に努める。

(3)潮位観測、情報収集、通報

消防長は、町水防本部と連絡を密にし、高潮による被害が発生する恐れがあるときは、担当地区消防団から正確な情報を入手して潮位観測に万全を期するものとする。

9．水防上の注意箇所

(1)重要水防箇所

町内の河川、海岸等で、水防上特に重要と思われ注意を要する箇所は、第1編第1章河川防災計画、第7章海岸防災計画のとおりである。

水防管理者は、当該施設の管理者との連絡を密にし、水防活動が円滑に行われるように努める。

(2)水防上影響のある橋梁

桁下高が低く冠水により水没する恐れがあり、水防活動に際して特に注意をしなければならない箇所は、第1編第1章河川防災計画のとおりである。

(3)重要なダム、水こう門

水防上重要なダム、水こう門は、第1編第1章河川防災計画のとおりである。

10. 水防資器材、輸送の確保

(1) 資器材の整備計画

水防資器材は、水防箇所ごとに想定される工法に応じた資器材の種類、数量を備えておくものとし、緊急時に備えて定期的に点検し、老朽損傷により不足を生じたときは、直ちに補充しておくこと。

町の水防資器材の備蓄状況は、下記のとおりである。

管理団体名		那 智 勝 浦 町					
河 川 名		町全域	那 智 川	長野川	太田川	太田川	合 計
水防倉庫名		消防署	那 智 水防倉庫	宇久井 水防倉庫	太 田 水防倉庫	下 里 水防倉庫	
場 所		朝 日 1丁目	天 満	宇久井	南大居	下 里	
備蓄 主 な 資 材	袋 類	400	1,245	890	680	600	3,815
	な わ		8	3	5	44	60
	杭		200	50	230	50	530
	鉄 杭	100	50	50	100	50	350
	か ま	10				4	14
	お の	10				3	13
	ペ ン チ	8				5	13
	スコップ	15	12	17	11	13	68
	ツルハシ	10		4		5	19
	杓ノミ	2	2	2	2	2	10
	ハンマー	10				10	20
	のこぎり	4				2	6
	掛 矢	10	4	4	5	4	27
	バ ー ル	1					1
シート	10	20	20	20	20	90	

県の資器材備蓄状況

県水防資器材の備蓄状況は、下記のとおりである。

町備蓄資器材が不足したとき、又は緊急に必要なときは、県の資器材を使用することができる。

所管建設部名		新 宮 建 設 部					
主対象水防管		那 智 勝 浦 町					
所在地		朝 日 1丁目	天 満	宇久井	太 田	下 里	合 計
資 器 材 名	袋 類	1,000	1,245	890	680	600	4,415
	な わ		8	3	5	44	60
	杭	100	250	100	330	100	880
	掛 矢	10	4	4	5	4	27

(2) 輸送の確保

非常の際の水防要員、水防資機材の輸送及び関係機関の連絡経路を確保するため、町有車両・船艇等を使用し、不足が生じる場合は民間から調達し万全を期するものとする。

1 1 . 水防作業と警戒

(1) 水防工法

水防工法を決めるには、河川施設の被害がどの位の規模なのか見極め、人員、備蓄資材、搬入可能な資材等の関係を総合的に判断して決定する。

又、作業は豪雨の中、強風下、真夜中、狭い場所と極めて過酷な条件のときが多く、安全について特に配慮しなければならない。

(2) 警 戒

水防管理者は、出動命令を発したときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、過去の被害箇所、特に注意を要する箇所を中心に巡回し、次のような異状を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに所定の報告を行うこと。

裏法の漏水又は飽水による亀裂、又は崩れ。

表法水衝部の亀裂、崩れ。

天端の亀裂、崩れ。

堤防の溢れ。

樋門の両袖、底部からの漏水。

橋梁、その他の構造物と堤防との取り付け部の異常。

1 2 . 避難計画

(1) 避難のための立退き及び避難場所・施設

河川、溜池の水位が警戒水位に達し、破堤のおそれがある場合、高潮により危険が切迫しているときは、水防法第 2 5 条に基づき水防管理者は、防災行政無線、信号、その他の方法により避難準備又は、避難のための立ち退きを指示するものとする。

水防管理者は、地元警察署長と協議の上、事前に立ち退き計画を作成し、その立ち退き予定地域と避難場所・施設及び避難経路等必要な処置を講じておかなければならない。

(2) 浸水想定区域内の災害時要援護者施設の指定

水防法第 1 5 条に基づき、浸水想定区域内の災害時要援護者施設を次のとおり定める。

施設名	所在地	電話番号
南大居保育所	南大居 393	57-0333

(3) 避難の種類

避難準備（要援護者）情報の発表

人的被害が発生する恐れがあるため、要援護者等、特に避難行動に時間を要する者を事前に安全な場所へ避難させる必要がある場合に発表する。

- ア. 次の水位観測所の水位が避難判断水位に達し、更に水位の上昇が予想される場合
 (南大居観測所 3.5m、下里観測所 2.5m、川関水位観測所 2.6m)
- イ. 諸般の状況から準備、又は避難させておく必要があると認められるとき
 なお、上項イ.の基準に該当した場合は、太田小学校を避難場所として開設し、町の防災行政無線で南大居から上流地域に放送を行うこととする。

避難勧告

- ア. 河川が警戒水位を突破した場合
 イ. 小匠ダムで非常警戒体制に入った場合

避難指示

- ア. 河川の水位が高く、被害の危険が目前に切迫していると判断した場合
 イ. 小匠ダムで非常放流操作に入った場合

(4) 避難誘導

避難誘導は、警察官、消防機関の職団員及び救助班職員が行うものとし、地区責任者は分団長とする。

避難の順位及び移送の方法は、老人、幼児、傷病者、及び婦人を優先的に避難させ自力で避難できない場合、又は避難途中危険がある場合は、車・舟等を利用して行う。

(5) 避難伝達方法

避難地区住民への伝達方法は、防災行政無線、小匠ダム有線放送、広報車、消防機関の職団員によりおこなう。

(6) 水防信号

水防法第 16 条の規定による水防信号は、次のとおりである。

水防サイレン信号

第 1 信号	- 5 秒	10 秒休止	- 5 秒	10 秒休止	- 5 秒
第 2 信号	- 5 秒	5 秒休止	- 5 秒	5 秒休止	- 5 秒
第 3 信号	○ - 10 秒	5 秒休止	○ - 10 秒	5 秒休止	○ - 10 秒
第 4 信号	- 1 分	5 秒休止	- 1 分		

- 第 1 信号 警戒水位に達したとき。
 第 2 信号 消防機関に属するもの全員出動。
 第 3 信号 該当区域内に居住するものが出動。
 第 4 信号 立ち退きの指示。

1 3 . 応援・協定、出動要請

(1)水防管理団体相互の協力

隣接する水防管理団体と相互に協力して水防活動に当るものとする。

消防機関の応援協定締結状況は、第 3 編第 4 章第 1 節消防計画のとおりである。

(2)警察官の出動要請

町水防本部長、消防長は水防のため必要があると認めるときは、次の事項を明らかにし、新宮警察署長に対し出動を要請するものとする。

ア.要請する理由

イ.出動希望人員

ウ.機動力の概数

エ.希望する地区及び日時

(3)自衛隊の出動要請

水防活動上自衛隊の派遣を要請する必要があるときは、東牟婁振興局を通じて総合防災課に通報し、知事がこれを要請する。

緊急やむをえない場合のほか、次の事項を明かにした文書を持って要請する。

ア.災害の状況及び派遣を要請する事由

イ.派遣を必要とする期間及び場所

ウ.派遣を希望する人員、装備等

エ.活動内容

オ.現地における調整責任者

カ.その他参考事項

災害派遣に必要な資器材（消耗品を含む）は、自衛隊が装備するシャベル、ツルハシ及び施設器材のほかは、要請者側が準備、提供するものとする。

派遣部隊の内部管理に必要な経費は自衛隊負担とし、救護復旧用資材、消耗品等は要請側の負担とする。

第2 小匠防災ダム

太田川沿岸の洪水被害は、昭和14年より117年間に8回も大水害にみまわれ耕地関係のみでも12億7千万円(昭和29年物価指数による)の多額の被害を被っている。

このような災害を防止するため太田川支流の小匠川にダムを築造し、小匠川の水を一時貯溜調整を行い、太田川の洪水を先に流下せしめ、その後ダムの貯溜水を放流し、もって下流地域の耕地、公共施設及び人家等を水魔から守らんとするものである。

県営事業として、昭和25年度より9年の歳月と6億余円事業費を投じ、昭和33年度にダムが竣工した。

以来、防災効果を発揮し、太田川沿岸に於ける大水害の発生は無くなった。

1. ダムの概要

型式	非溢流型直線式コンクリート重力堰堤(但し余水吐部：溢流型)
堤高	35.9 m
堤長	137.0 m
堤頂幅	4 m
堤体積	56,800 m ³
洪水調節樋門	低部樋管式(内径4.5 m)2門
余水吐樋門	二段式溢流樋門(幅4.5 m×高4.5 m)2門
計画満水位	E L 58.0 m
平時内水位	E L 32.0 m
有効貯水量	6,596,000 m ³ (総貯水量 7,486,150 m ³)
満水面積	53 ha
集水面積	4,000 ha(支配流域面積)
計画基準日雨量	420.7 mm(70年確率)
計画基本雨量	101.6 mm/hr(最大2時間連続雨量の1時間平均)

2. 管理体制

ダムの管理は、町が県の委託を受けて「小匠防災溜池管理規定」に基づき実施している。

(1)警戒待機

ダム地点の1時間雨量20ミリ以上に達した場合。

ダム内水位が標高34m以上に達した場合。

大雨洪水警報又は、これに類する特報が発令された場合。

(2)調節準備

ダム内水位が標高36mを超過した場合。

大雨洪水警報、その他諸般の状況から洪水調節を要することが必至と見られる場合。

(3)調節操作

ダム内水位が標高38.4m以上に達した瞬時から、再び38.4mに降下するまでの調節操作。

調節操作の要点

南大居測水所において洪水面を限界水位4.4mより、又、小匠測水所において洪水面を限界水位2.5mより超過しないように貯溜水を放流し、余剰水を内水位標高38.4m及び、至58.0m間の容量を有効に利用して貯溜する。

(4)非常警戒体制

ダム内水位が標高56.5mを超過した場合。

ダムの重要施設に異常を認めた場合。

諸般の状況から内水位が計画満水標高58mを超過する可能性がある場合。

(5)非常放流操作

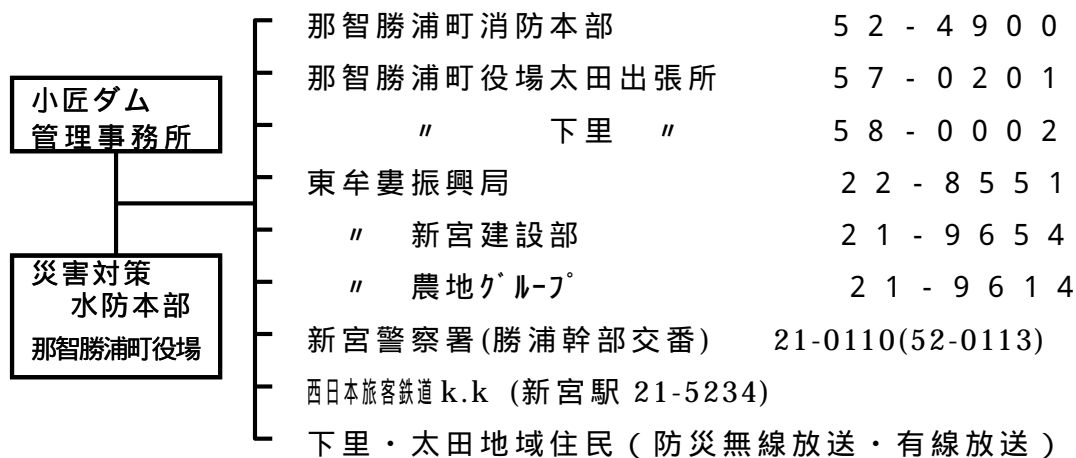
ダム内水位が標高58mを超過した場合。

ダム施設に重大な危険を生じた場合。

諸般の状況から明らかに標高58mを超過すると断定される場合。

3. 小匠ダム連絡系統図

(1)連絡系統図



4. 小匠ダムテレメーター

(1)雨量局

雨量局	所在地	備考
ダム雨量局	那智勝浦町大字小匠 1258	
大野雨量局	" 大字大野	
櫻山雨量局	古座川町櫻山	

(2)水位局

水位局	所在地	備考
ダム水位局	那智勝浦町大字小匠 1258	
小匠水位局	" 大字小匠 1101-2	
出合水位局	" 大字小匠	
南大居水位局	" 大字南大居	

(3)警 報 局

警 報 局	所 在 地	備 考
ダ ム 警 報 局	那智勝浦町大字小匠 1258	放送・サイレン
小 匠 警 報 局	" 大字小匠 1101-2	"
出 合 警 報 局	" 大字小匠 2 続 2-2	"
長 井 警 報 局	" 大字高遠井 307-2	"
中 里 警 報 局	" 大字中里 413	"
下 和 田 警 報 局	" 大字下和田 409-4	"
下 里 警 報 局	" 大字下里 133	"

5 . 小匠ダム非常放流のサイレン信号

- 60 秒	10 秒休止	- 60 秒	10 秒休止	- 60 秒
--------	--------	--------	--------	--------

資料編 03-03-00 参照

第3節 土砂災害対策計画

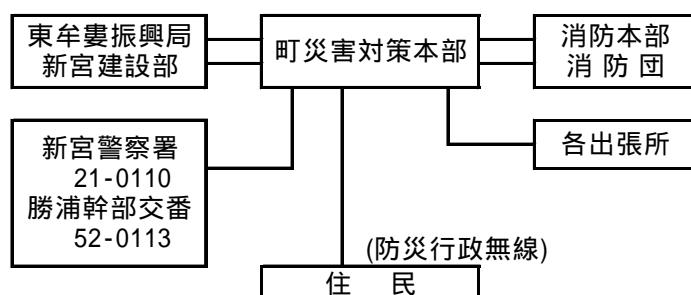
和歌山県南部の年間降水量は2,000～3,500mmと全国でも極めて雨の多い地域となっている。

近年では、温暖化の影響で台風や集中豪雨による大規模な土石流や地すべり、崖崩れ等の土砂災害が多発しているが、山地の地質条件が複雑なため土砂災害の予測は非常に難しく、土砂災害対策には常に注意を払う必要がある。

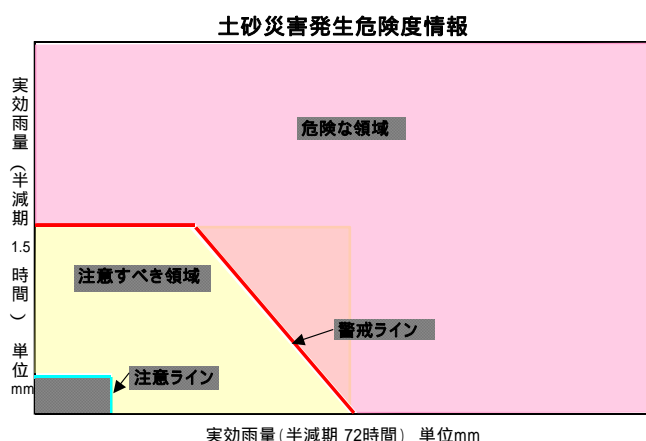
1. 組織

本組織の系統及び編成並びに各組織の分担任務は第3編第1章防災組織計画のとおりとする。

2. 連絡系統



3. 土砂災害発生警戒、注意発令基準



あくまでも統計的な推定・予測であり、危険な領域に入ると直ちに土砂災害が発生するわけではなく、危険な領域に入っても発生しない場合がある。逆に危険な領域に入っていない段階でも土砂災害が発生する場合がある。

また、がけ崩れ発生は予測が困難なため、時間雨量20mm、連続雨量100mmを注意の目安とする。

4. 警戒発令基準等の処置

(1) 注意発令基準での処置

防災担当職員は、現地の状況、雨量等を確認の上、必要に応じて町長に報告すると共に関係課長に連絡し、関係課長は必要人員を招集する。

消防本部は、当該地区の分団長に連絡し警戒体制に入る。

防災行政無線により警戒の広報を実施する。

避難所の開設準備をする。
新宮警察署勝浦幹部交番へ連絡する。

(2)警戒発令基準での処置

町長は、現地の状況、雨量等を考慮し、避難所の開設を行うと共に、当該地区住民に避難勧告・指示を発令する。

防災行政無線により避難勧告・指示の広報を実施する。

消防機関は、避難誘導及び警戒に当たると共に、他地区の消防分団へも連絡し、それぞれの地区の警戒を実施する。

第3編第4章第2節の避難計画に基づき避難者の受け入れを実施する。

町全域の状況把握及び被害発生箇所の調査を実施する。

新宮警察署勝浦幹部交番へ連絡する。

5 . 注意を要する地区への対応

土砂災害発生危険地域において警戒発令基準雨量に達したときは、当該地区区長に連絡の上、避難所の開設を行う。

また、避難所の運営にあたっては、地域の自主防災組織に協力を要請する。

第4章 り災者救助保護計画

災害時におけるり災者の救助及び保護は、本計画によるものとする。

災害救助法では、救助の実施は知事が行なうこととされているが、災害時における救助活動の緊急性からその一部については、町長が行なうものとする。

第1節 災害救助法適用基準

1. 救助法による救助は、市町村単位にその適用地域を指定して実施するものとし、同一災害による市町村の被害が次の基準に該当する場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに適用される。

- (1) 全壊、全焼、流失により那智勝浦町内の住家の滅失した被害世帯数が50世帯以上に達したとき。
- (2) 被害世帯数が、50世帯に達しないが被害が相当広範囲な地域にわたり和歌山県下の世帯数が1,000世帯以上の場合で、那智勝浦町内の被害が25世帯以上に達したとき。
- (3) 被害世帯が(1)及び(2)に達しないが、被害が広範囲な地域にわたり全県下の滅失世帯が5,000世帯以上に達した場合で、那智勝浦町内の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。
- (4) (1)(2)(3)の基準に達しないが、次の各号の一に該当し、知事において特に救助を実施する必要があると認める場合は、当該市町村に限り救助法による救助を実施することがある。

被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離、又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊な補給方法を必要とするものであること。

有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため特殊な技術を必要とするものであること。

船舶の沈没あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合。

その他多数のものが生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合。

2. 適用算定基準

住家が滅失した世帯(全壊、全焼、流失)の算定に当っては住家が半焼し、又は半焼する等著しく損傷した世帯の二世帯をもって、住家が床上浸水、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一世帯とみなす。

3．救助法の適用と救助の程度

救助法を適用した場合における救助の程度及び期間は、災害救助法施行細則の定めるところによるが、災害の種別、地域条件、その他の状況によって知事が必要と認める範囲において実施する。

4．救助法による救助の種類（報告様式については、資料編 03-04-02 を参照）

- (1) 避難場所の設置
- (2) 応急仮設住宅の設置
- (3) 炊出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給
- (4) 被服、寝具、その他の生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 災害にかかった者の救出
- (7) 災害にかかった住宅の応急修理
- (8) 援護資金の貸付等
- (9) 学用品の給与
- (10) 埋 葬
- (11) 遺体の搜索
- (12) 遺体の処理
- (13) 障害物の除去
- (14) 応急救助のための輸送費
- (15) 応急救助のための賃金、職員等雇上費

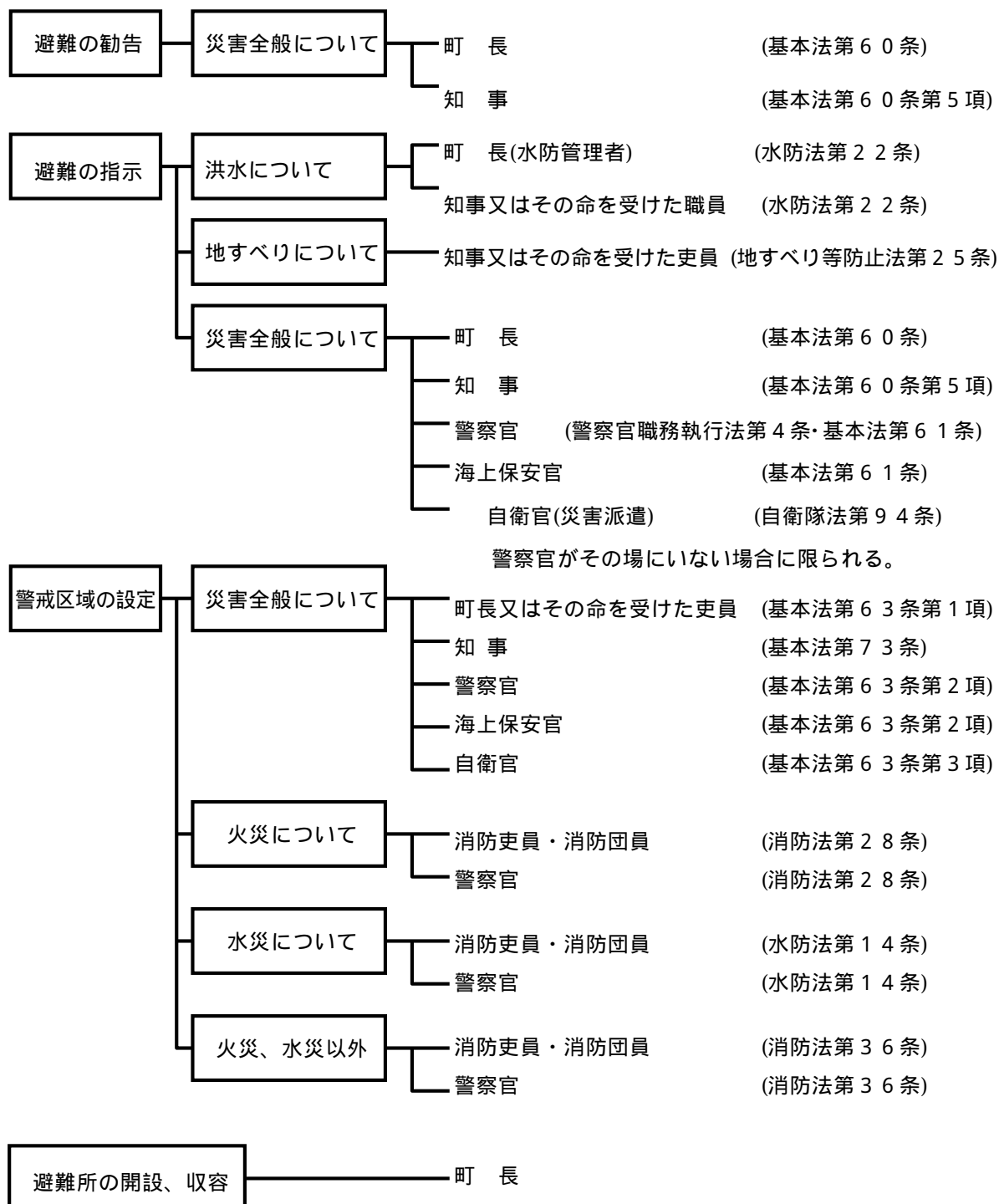
災害救助法による救助の程度、方法及び期間は、資料編 03-04-01 を参照

第 2 節 避難計画

災害のため現に被害を受け、又は受ける恐れのある者の避難のための指示勧告及び避難所の開設並びに收容保護は、本計画によるものとする。

1. 実施責任者

避難のための立ち退きの勧告、指示及び避難所の開設並びに避難所への收容保護は、次の者が行う。



2. 避難準備（要援護者）情報及び避難の勧告・指示について

(1) 避難準備（要援護者避難）情報の発表

災害発生の恐れがあり、事態の推移によっては、避難勧告、指示等が予想される時に、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害が発生する危険性がある場合、避難のための準備情報を発表する。

(2) 避難勧告

災害により町民の生命、身体に危険が予想される時、また、住家等に重大な被害が予想されるとき、避難のための勧告をする。

(3) 避難指示

状況が悪化し、避難すべき時期が切迫した時、また、現に災害が発生し、その現場に残留者がいる場合、避難のための立退きを指示する。

(4) 津波からの避難のための勧告及び指示

強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、町長は、必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から離れ、安全な場所に避難するよう勧告又は指示することとする。

地震発生後、津波警報が発せられたときには、町長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から離れ、安全な場所に避難するよう勧告又は指示することとする。

上記により勧告・指示を行ったときは、県知事に報告する。

3. 伝達方法

伝達方法は、第3編第2章第3節「注意報・警報の伝達経路」により、防災行政無線、広報車等をもって周知徹底を図る。

- (1) 防災行政無線
- (2) 広報車、宣伝車等による
- (3) 各自治会及び自主防災組織を通じる
- (4) サイレン、警鐘等による
- (5) テレビ、ラジオ等による

4. 避難の方法

(1) 第1次避難（事前避難）

災害が事前に予想されるときは、あらかじめ高齢者、障害者、病弱者、乳幼児、女性等災害時要援護者を避難させるものとする。

(2) 第2次避難（緊急避難）

災害が発生したとき、又は事前避難のいとまがないときは、緊急避難を行うものとし、避難勧告・指示が発せられたとき、又は自主的な判断により行うものとする。

- (3) 避難は原則として避難者各自が行うものとし、自主的判断により縁故関係先又は指定避難所に避難するよう周知し、必要に応じ関係機関の車両、船舶等を利用する。
- (4) 避難の際の心得、指定避難場所を平素からリーフレット等により住民に周知徹底を図る。
- (5) 緊急避難に際しては、関係機関と密接な連絡をとり、町長の命を受けた職員、消防吏員、警察官、及び消防団員が誘導を行う。状況に応じて誘導員を配置して事故防止に務める。

- (6) 避難開始とともに警察官、消防吏員等により現場警戒区域を設定し、必要な警戒を実施する。
- (7) 避難に際しては、次の事項を周知徹底するものとする。
 - 戸締り、火気危険物等の始末を行う。
 - 水その他の被害による油脂類の流出防止や発火薬品、電気、ガス等の保安処置を行う。
 - 非常持出品等は、必要最小限にとどめ、平素から準備しておく。

5．収容者

避難所へは次の者を収容する。

- (1) 避難の勧告、指示が発せられた者又は緊急に避難することが必要である者。
- (2) 住家が災害により全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水の被害を受け日常起居する居住の場所を失った者。

6．避難場所の開設及び開設方法

避難所の開設および収容ならびに災者の保護は救助法による救助が適用された場合は、同法に基づき本部長が実施する。

又、同法が適用されない場合の災害についても町独自に於て応急対策として本部長が開設する。

小中学校、公民館等の公共施設を避難所として指定し、その周知徹底を図り、あらかじめ居住地に配慮して避難所毎の担当職員を定めておくものとする。

また、直ちに救助部の必要な職員を派遣するとともに、必要に応じて施設管理者、自治会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て避難所の開設、運営に努めるものとする。

避難者が多く、指定避難所に収容しきれない場合、又は災害の種類、状況等によっては、未指定の公共施設、公的宿泊施設、寺院等に収容し保護する。

避難所を設置した場合は、次の事項を直ちに県本部に報告するものとする。

- (1) 避難所の開設の日時、場所
- (2) 箇所数及び収容人員(避難所別)
- (3) 開設期間の見込
- (4) 閉鎖した場合の日時

7．収容期間

避難所の収容、保護の期間は災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害が落ち着くに従い、収容人員が次第に減少するときは、町長（本部長）は避難所を逐次整備縮小し、その都度その旨を県本部に報告するものとする。

なお、大災害の場合等でこの期間内に閉鎖することが困難な場合は、町長（本部長）は次の事項を明示し東牟婁振興局を經由して県本部長に開設期間の延長を要請し、県本部が厚生労働大臣と協議し、その同意を得た上で期間を定めることができる。

- (1) 実施期間内により難い理由
- (2) 必要とする救助の実施期間
- (3) 期間延長を必要とする地区、救助対策者数
- (4) その他

8．所要物資の確保

避難所開設及び収容保護のための所要物資は、町対策本部で確保することとする。ただし、確保が出来ないときは、県本部に物資確保の要請を行う。

9．避難所の運営

- (1) 町はあらかじめ避難所毎の担当職員を居住地に配慮して定めるなど、発災後の迅速な人員配置に努めるとともに、自主防災組織等とも連携して円滑な運営に努めるものとする。
- (2) 自主防災組織等は、避難所の運営に対し町に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保するものとする。
- (3) 町は避難所の運営について管理責任者の権限を明確にするものとする。
- (4) 町は避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、避難生活に必要な物品の確保や食糧、飲料水等の提供、炊出し等を行うものとする。
- (5) 町は必要により警察と十分連携を図りながら、パトロール隊による巡回活動を実施するものとする。
- (6) 男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。

10．その他、必要とする事項

各避難所の責任者は、次の関係書類を整備保存しなければならない。

- (1) 避難所収容日誌
- (2) 避難所用物品受払簿
- (3) 避難所設置及び収容状況
- (4) 避難所設置に要した支払証拠書類
- (5) 避難所設置に要した物品受払証拠書類

第3節 食糧供給計画

計画方針

災害時における被災者に対する食糧の供給は、県、関係機関の協力のもとに本計画により実施する。また、平素から家庭及び企業での最低3日分の備蓄を推進する。

ただし、救助法が発動されない場合の措置については、本部長は適当なる措置をとるものとする。

計画内容

1. 実施者

炊き出し及び食品の給与は、本部長が実施する。

2. 実施態勢

救助部において、食糧調達、炊き出し、並びに食糧輸送の担当者を定め実施する。

3. 炊き出し及び食品給与対象者

- (1) 避難所に収容されたもの
- (2) 住家の被害が全壊(焼)、流失、半壊(焼)、又は床上浸水等により炊事のできない者
- (3) 旅行者、一般家庭の来訪客等
- (4) 救助作業、その他の緊急災害対策業務に従事する者

4. 食糧の供給

- (1) 救助部は必要数量の把握を行い当面は、備蓄食糧を中心とした供給計画を作成する。
- (2) 避難所での受入配布については、各地区自治会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て実施する。

5. 食糧の調達

(1) 備蓄食糧

備蓄倉庫より搬出して避難所へ配布する。

(2) 調達食糧

- ・炊出し、その他、給与のための必要な原材料等の調達は、本部長が実施する。
- ・加工食品は原則として町内流通業者に手配のうえ必要品を調達する。
- ・調達食糧の搬送については、原則として調達先業者に依頼するものとするが、困難な場合は、本部の公用車又は状況に応じて運送業者に依頼し実施するものとする。

(3) 救援食糧

ア．上記による供給が不可能な場合は、和歌山県災害救助用米穀の引渡し取扱い要領に基づき東牟婁振興局長を経由して知事に要請する、又、必要に応じて隣接市町村に要請し調達する。

応急用米穀は、精米で被災者一食当たり200グラムとする。ただし、消費の実情に応じて乾パンの供給を行う(乾パンは一食当たり100グラムとする)

イ．県及びその他自治体からの救援食糧は、あらかじめ定めた物資拠点に受け入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。

(4) 食糧の供給実施期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし被災者が縁故先等へ避難する場合、食糧品の持ち合わせがない者には、3日分以内を現物により支給することができる。

6. 炊き出し

加工食品の調達が困難な場合、及び食糧の給与が長期になる場合には炊き出しを実施する。

なお、炊き出し用米穀の供給不可能な場合は、県知事と近畿農政局和歌山農政事務所長が締結している「災害救助法が発動された場合における災害救助用食糧の緊急引渡しに関する協定書」に基づき政府米の調達を図る。

(ア) 実施場所

炊出しは、小、中学校等の給食室等の公共建物を利用して実施することを原則とし、学校調理員等も炊き出しに従事、協力するものとする。

(イ) 炊出しの方法

炊出しは、各地区自治会、自主防災組織、婦人会、ボランティア、自衛隊等の協力を得て実施する。

(ウ) 実施期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし本部長はこの期間内で打切ることが困難な場合は、避難所開設延長と併せて、県本部長に期間延長の申請を行う。

(エ) 書類の整備

炊出し等を実施する場合には、各現場にそれぞれ実施責任者を定め、炊出しに必要な次の帳簿を整理し、保管しなければならない。

救助実施記録日計票

炊出し給与状況

炊出しその他による食品給与物品受払簿

炊出しその他による食品給与のための食糧購入代金等支払証拠書類

炊出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

ア．主食の調達先

町内米穀店

名 称	所在地	電話番号
東 米 穀 店	宇久井 326	54-0035
尾 鷲 米 穀 店	築 地 5-2-35	52-0376
三 由 米 穀 店	勝 浦 487	52-0438
汐 竹 商 店	天 満 195	52-0065
南 商 店	井 関 796-1	52-0837
谷 商 店	浦 神 1219	58-0141
浜 口 商 店	下 里 2949	58-0086
並 川 商 店	浦 神 287	58-0380
向 山 商 店	朝 日 2-208	52-0287
下 地 米 穀 店	長 井 818	57-0006
寺 地 商 店	南大居 1013-1	57-0124

イ．町内パン製造販売店

名 称	所在地	電話番号
七 福 堂	宇久井 445	54 - 0055
コ ッ ペ	朝 日 3丁目 70	52 - 4407
木 村 屋	築 地 1丁目 1 - 11	52 - 0269
風 英 軒	天 満 240	52 - 0360
京 菓 堂	井 関 762	52 - 0386
サ ン タ	朝 日 2丁目 239	52 - 6624
ピ ー タ ー パ ン	築 地 3丁目 3-1	52 - 0270

ウ．町内大型小売店

名 称	所在地	電話番号
A コ ー プ な ち	天 満 1733-2	52-0900
シ ョ ピ ン グ パ ー ク オ ー ク	朝 日 1-222-5	52-1623
オ ー ク ワ 北 浜 店	北 浜 1-18	52-0319
オ ー ク ワ 下 里 店	下 里 509-1	58-1333

第4節 給水計画

災害発生により、飲料水が確保できない場合、又は汚染した場合の確保及び供給は、次のとおりとする。

1. 実施者

飲料水の供給実施は、町本部長が実施する。

2. 実施態勢

救助部給水班において実施する。

3. 飲料水の供給を受ける者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

4. 供給量

最低必要量1人1日3リットルを目標として供給し、応急復旧の進捗に合せ、順次供給量の増加を図る。又、風呂、トイレ及び炊事に必要な生活水の確保にも努めるものとする。

5. 飲料水の供給方法

(1) 給水車、又は容器等による運搬供給

浄水場、水源地及び被災地に近い水道から取水し、飲料水、生活水の輸送を行う。

(2) ろ過器等による供給

飲料水が防疫その他衛生上浄化の必要があるときは、ろ過器等を設置し滅菌を確認の上、飲料水を確保する。

(3) 井戸水等による供給

水質検査を実施し飲料水として適当と認められた場合には、その付近の被災者のための飲料水として供給する。

なお、飲料に適さない場合は、滅菌等により飲料水、生活水として確保する。

6. 飲料水の供給要請手続

本部において、飲料水の供給ができないときは、「水道災害に伴う相互応援ブロック組織体制」(資料編 03-04-03 参照)に基づき、次の事項を明示の上、応援又は協力の要請をする。

(1) 給水地

(2) 必要水量 (何人分、何立方メートル)

(3) 給水方法 (ろ過器、給水車、その他)

(4) 給水期間

(5) 水道又は井戸の名称

(6) その他

7．水道の対策

本部長は、災害による水道事故に対処するため、災害発生が予想されるときは、給水班を待機させると共に、復旧資材の確保に努め事故が発生したときは、次の方法により対策を講じるものとする。

- (1) 各施設を巡回して事故発生の有無を確認する。
- (2) 施設の破壊、漏水等を認めるときは、応急処置を講じると共に関係機関への連絡を密にする。
また、県支部保健班（新宮保健所）を經由して県本部生活衛生班（生活衛生課）に被害内容、被害金額及び給水状況等を速やかに報告する。
- (3) 本部のみでは飲料水の供給ができなくなったときは、県支部保健班（新宮保健所）を經由して県本部生活衛生班（食品安全企画課）に連絡するとともに、相互応援協定等に基づく支援の要請や県本部を通じて他の府県水道事業体等に対する広域的な支援の要請を行う。
- (4) 復旧に当たっては、浄水場からの送水管の復旧を優先的に行い、病院、避難所への給水が早急に行われるよう配慮しながら、断水区域の解消に努める。
- (5) 家庭用井戸の位置の把握に努め、給水の実施にあたっては、給水場所や時間等を迅速かつ的確に広報できるよう努めるものとする。

8．救助法による基準

- (1) 飲料水の供給期間
災害の日から7日以内
- (2) 飲料水供給のための費用のうち補助対象となる経費
水の購入費
給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、及び燃料費
浄水用の薬品及び資材費

9．帳簿等の作成

飲料水の供給を行うときはその責任者を定め、次の帳簿等を作成し、整理保管しなければならない。

- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 供給用機械器具・燃料及び浄水用薬品・資材受払簿
- (3) 飲料水の供給簿
- (4) 飲料水供給のための支払証拠書類

第5節 物資供給計画

救助法によるり災者に対する被服寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、本計画によるものとする。ただし、救助法が発動されない場合の措置については、本部長は適当な措置をとるものとする。

1．実施者

各世帯に対する支給は本部長が行う。

2．実施態勢

救助部救助班において実施する。

3．対象者

災害時の被害を受け、被服寝具その他日用品等をそう失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

4．支給品目

被害の実情に応じ次の品目の範囲において、現物をもって行うものとする。

- (1) 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
- (2) 外衣（洋服、作業衣、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ等の下着）
- (4) 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
- (5) 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- (6) 食器（茶碗、皿、箸等）
- (7) 日用品（石鹸、歯磨き、バケツ、トイレットペーパー等）
- (8) 光熱材料（マッチ、プロパンガス等）

5．給与又は貸与の期間

災害発生の日から10日以内とする。

6．物資の確保

救助物資は県本部の備蓄物資の放出によるほか、日用品等については本部が調達するものとする。

7．帳簿等の作成

物資を供給する場合は、給付段階毎にそれぞれ責任者を定め、記録及び受領書を次のとおり整備しなければならない。

- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 物資受払簿
- (3) 物資の給与状況表
- (4) 物資購入関係支払証拠書類
- (5) 備蓄物資払出し証拠書類

8．個人備蓄の推進

防災関係機関は、災害直後に最低限必要となる被服等の生活必需品の各家庭における備蓄を推進する。

第6節 住宅対策計画

災害により住家に被害を受けた者で、自己の資力では、住宅を得ることのできない者の応急仮設住宅の建設並びに応急修理は、本計画によるものとする。

ただし、救助法が発動されない場合の措置については、本部長は適当なる措置をとるものとする。

1. 実施者

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の計画の樹立と実施は、知事から委託を受け本部長が行うものとするが、町において実施が困難な場合は県が行うことができる。

2. 救助法による応急仮設住宅の建設基準

建築基準法第85条の建築の緩和の告示後、実施するものとする。

(1) 規模並びに費用の限度

規模 1戸当 29.7 m² 限度 1戸当 2,387 千円以内

(2) 建設の期間

災害発生の日から20日以内に着工し、できる限り速やかに完成するものとする。

(3) 入居基準

住家が全焼、全壊又は流失した者であること。

居住する住家がない者であること。

自己の資力では、住宅を確保することができない者であること。

(4) 建設戸数

建設戸数は被災滅失住宅戸数の3割以内とする。ただし3割をこえて設置する必要があるときは県本部長の調整のもと、他市町村の余分戸数の融通を受けることができる。

3. 救助法による住家の応急修理の基準

(1) 規模並びに費用の限度

特に面積の限度はないが、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分とする。

費用の限度・・・1世帯当り 520 千円以内

(2) 応急修理の期間

災害発生の日から1ヵ月以内に完了すること。

(3) 対象者

居住者が自己の資力をもって応急修理ができない者。

(4) 修理戸数

救助法適用市町村単位の半壊、半焼戸数の3割以内とする。ただし3割をこえて修理する必要があるときは県本部長の調整のもと、他市町村の余分戸数の融通を受けることができる。

4 . 資材の確保

資材は原則として、請負業者が確保するものとするが、業者において確保できないときは、県本部が斡旋調達を行い又は支給するものとする。

5 . 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅は、町長が県知事の委託を受けて管理するものとする。

(1) 家賃及び維持管理

家賃は無料とする。

維持修理は、入居者において負担する。

地代を必要とするときは、入居者の負担とする。

(2) 供与期間

完成の日から2年以内とする。

(3) 応急仮設住宅台帳の作成

町長は、入居予定者が仮設住宅に入居したときは、応急仮設住宅台帳を作成し、入居契約書とともに整理保管し、知事に台帳の写しを提出するものとする。

6 . 帳簿類の作成

作成しなくてはならない書類等は、次のとおりである。

応急仮設住宅

ア. 救助実施記録日計票

イ. 応急仮設住宅台帳

ウ. 応急仮設住宅用敷地貸借契約書

エ. 応急仮設住宅使用貸借契約書

オ. 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等

カ. 応急仮設住宅建築工事代金等支払証拠書類、なお直営工事の場合はこのほかに工事材料受払簿、大工、作業員等の出納簿、輸送簿等

応急修理

ア. 救助実施記録日計

イ. 住宅応急修理記録簿

ウ. 工事契約書、仕様書等

エ. 応急修理支払証拠書類

第7節 医療助産計画

災害のためその地域の医療の機能がなくなり、又は著しく不足し、若しくは医療機関が混乱した場合における医療及び助産の実施は、本計画によるものとする。

(主な医療関係施設は資料編 02-14-00 のとおり)

1. 実施者

本部長の要請等により、県本部長が医療班を現地に派遣して実施する。

ただし、医療班が現地に到着するまでの間及び小災害にあつては、本部長が実施する。

2. 実施態勢

町立温泉病院を中心に医療、助産救助を実施する。

救助部医療班をもって被災現地における応急医療活動を実施し、編成は概ね次の基準によって編成する。

医師 1名・看護師 2名・事務職員 1名

必要に応じて、東牟婁郡医師会に応急医療活動の協力を要請する。

東牟婁郡医師会	太地町森浦 703-4	南紀パシフィック・イラ	59-3403
---------	-------------	-------------	---------

3. 救助対象者

医療及び助産の救助は、次のものを対象にして行う。

(1) 医療救助

医療を必要とする負傷、又は疾病状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者

(2) 助産救助

災害発生時における(おおむね発生後7日以内)に分娩した者で災害のため医療の途を失った者(死産、流産を含む)

4. 実施の方法

医療の実施は、災害の条件によって一定できないが、おおむね次の方法によるものとする。

(1) 被災地において医療の必要がある場合は、本部長はそれぞれ必要な現地に医療班を派遣し、避難所、公民館及び公共施設等に救護所を設置して行う。

なお、この場合は被災現地の適当な医療施設によることが適当と認められるときは、本部長は施設所有者と協議して使用するものとする。

(2) 被災地区の医療機関によって医療を実施することが適当なときは、本部長は当該医療機関の代表者と協議して平常時の取り扱いに準じて実施するものとする。

(3) 医療を要する者の状態が重傷で施設への収容を必要とするときは、本部長は被災地区に近い医療施設へ移送し、当該施設において医療の給付をするものとする。

(4) 本部長は、医療助産救助の実施が不可能、又は困難なときは県支部保健班(新宮保健所)にその旨を連絡し、県、日本赤十字社、自衛隊に応援要請するものとする。

ただし、緊急を要するときでそれが困難なときは、隣接市町村長又は医療機関に対して応援の要請をするものとする。

- (5) 災害で多くの負傷者が発生し医療能力を上回りそうな場合は、負傷者の医療機関への搬送順位等のトリアージを実施する。

5 . 医療の範囲及び程度

救助法による医療及び助産救助の実施の範囲と程度は、おおむね次の基準によるものとする。

(1) 医療の範囲

診 療

薬剤又は治療材料の支給

処置、手術、その他の治療及び施術

病院、又は診療所への収容

看 護

(2) 助産の範囲

分娩の介助

分娩前後の処置

脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(3) 期 間

医療救助の実施は、災害発生の日から14日以内とする。

助産救助の実施は、災害発生の日から7日以内とする。

以上の期間で救助を打ち切ることができないときは、本部長は県本部に期間延長の要請を行い、厚生労働大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

(4) 程 度

医療の程度は、生活保護法による医療助産保護に定める程度によるものとする。

6 . 医療品、衛生材料等の確保

医療及び助産救助実施のため必要な医療品、衛生材料及び医療器具は従事する医療関係者の所持品を使用するものとする。

ただし、手持ち品がなく不足したときは、本部において確保するものとするが、確保不可能又は困難なときは、県支部保健班に対してその旨を連絡し要請するものとする。

7 . 災害救助法適用時の国庫負担の対象となる費用の基準

(1) 医療班の費用

救助費

使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費の実費

事務費

医療班員の派遣旅費

(2) 日本赤十字社和歌山県支部の費用

救助に要した経費の実費

(3) 医療機関による費用

社会保険診療報酬の例による額

(4) 助産の費用

病院、その他医療機関による場合は、使用した衛生材料及び処置等の実費又は助産師による場合は、慣行料金の8割以内の額

8. 医療機関の対策

患者収容施設を有する医療機関にあっては、次の対策をたてるとともに、災害時の応急処置を実施する。

(1) 患者の避難

患者の条件等を考慮した避難順序及び避難場所等を予め定めておく。

(2) 応急治療

避難先において、応急治療を実施する。

避難先施設その他の被害により治療できないときは、本部に連絡して処置を行うものとする。

(3) 転送

施設の被害が甚大で継続診療が長期間見込めないときは、他の適当な施設に転送するものとする。

適当な施設が無いときは、本部長その他の関係の長にその斡旋を要請する。

(4) 給食

患者の給食は、できる限り収容機関内において実施するものとする。

ただし、施設の被害その他により不可能なときは、本部に連絡し、り災者の炊出し給付を受ける等応急的な給食を実施するものとする。

(5) 救助法患者の切り替え

救助法により医療給付されている患者については、法定期間経過後は、打ち切りとなるので保健制度への切り替えを指導する。

9. 書類の整備

(1) 救助実施記録日計表

(2) 医薬品、衛生材料受払簿

(3) 薬剤、治療材料使用簿

(4) 病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類

(5) 医療、助産関係支出証拠書類

第8節 り災者救出計画

災害のため現に生命身体が危険な状態にある者、生死不明の状態にある者の捜索、又は救出保護は本計画によるものとする。

1. 実施者

り災者救出は、本部長が消防機関、警察官、自衛隊、海上保安署、その他奉仕団等の協力により、舟艇、重機その他必要な器具を借り上げて実施する。

2. 実施態勢

(1) 消防本部及び救助部救助班は、警察等関係機関と緊密な連絡を取り、協力して救出にあたりるとともに、必要に応じ、相互応援協定締結消防機関及び自衛隊に応援要請するものとする。

(2) 船舶海難及び海上における人身事故等を認知した場合は、海上保安署に速やかに通報するとともに、救助等の措置に援助、協力する。

(3) 消防本部及び関係機関が災害現場に到着するまでの間は、自主防災組織等地域住民が救助作業を実施する。また、町が行う救出作業に協力する。

(4) 救出した負傷者は、ただちに救急車や救援車により医療機関へ搬送する。

(5) 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と緊密な連絡をとって行う。

作業用重機の調達は、町内建設業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。

3. 対象者

(1) り災者の救出は、災害のため現に救出を要する状態におかれている者で、おおむね次の状態にある者

火災の際に火中に取り残された場合

災害の際倒壊家屋等の下敷きになった場合

水害により流失家屋と共に流されたり、孤立した地点に取り残された場合、又は山津波により生き埋めになった場合

登山者の遭難の場合

海上における船舶が災害に遭遇した場合、又は陸上から海上に流された場合

(2) 災害のため生死不明の状態にある者で、社会通念上生死の未だ判明しない者、行方不明であるが諸般の情勢から生存していると推定される者

4. 災害救助の基準等

救助法によるり災者救出の実施基準その他は次のとおりとする。

(1) 費用の範囲はおおむね次の範囲とする。

借上費

救出に必要な機械器具の借上費

購入費

救出のため必要とした機械器具の購入費

修繕費

救出のため必要とした機械器具の修繕費

燃料費

機械器具の使用に必要な燃料費

(2) 救助の期間

災害発生の日から3日以内とする。
ただし、真にやむを得ない場合に限り、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長することができる。

5. 書類の整備

- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 被災者救出用機械器具燃料受払簿
- (3) 被災者救出状況記録簿
- (4) 被災者救出関係支払証拠書類

第9節 住宅等の障害物除去計画

災害により住居に運びこまれた土砂、竹木等により日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去については、本計画によるものとする。

1. 実施者

被災地の障害物の除去計画樹立、及び実施は本部長が行う。

ただし救助法が適用となれば、県本部長の委任を受け現物給付をもって本部長が実施するものとする。

2. 救助法による障害物除去の基準

(1) 対象者

住宅が半壊又は床上浸水したもので、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、自己の資力では障害物の除去ができない者。

(2) 除去の期間

災害発生の日から10日以内とする。

本部長は、10日以内に除去できないときは、県本部長に期間延長の申請を行い、厚生労働大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができる。

(3) 災害救助法適用時の国庫負担金の対象となる費用の限度

当地における通常の実費

3. 書類の整備

本部長は、障害物除去に関する必要な書類等を次により整備するものとする。

- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 障害物除去の状況記録簿
- (3) 障害物除去費用関係支払証拠書類

第 10 節 遺体搜索処理計画

災害の混乱期に行方不明の状態にあり、周囲の状況によりすでに死亡していると推定される者の搜索、並びに災害の際死亡した者の遺体の処理については、本計画によるものとする。

1 . 遺体の搜索

(1) 実施者と搜索の方法

本部長が消防機関、警察機関、海上保安部機関等に協力を要請し、必要な機械器具を借上げ、搜索を実施するものとする。

(2) 対象者

災害で現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の状況から既に死亡していると推定される者

(3) 搜索期日

災害発生の日から 10 日以内とする。ただしこれによりがたい場合は、厚生労働大臣の承認を得て、必要最小限度の期日を延長することができる。

(4) 災害救助法適用時の国庫負担金の対象となる費用

次の費用の当地域における通常の実費

借上費（舟艇その他搜索のための機械器具借上費）

購入費（同上購入費）

修繕費（同上修繕費）

燃料費（同上使用のための燃料費、照明の燃料費）

(5) その他

搜索を実施した場合、本部長は次の書類を保存整備するものとする。

救助実施記録日計表

搜索用機械器具燃料受払簿

遺体の搜索状況記録簿

遺体搜索用関係支出証拠書類

2 . 遺体の処理

災害の際死亡した者について、その遺族が社会混乱のため遺体の処理（埋葬を除く）を行うことができない場合において、本部長が遺族に代わって処理を行う。

ただし、救助法が適用なれば県本部長の補助又は委任により本部長が行う。

(1) 遺体処理の内容

遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理（いずれも遺体識別のために行う。）

遺体の一時保存（遺体の身元識別のため）

検 案（医師による死因その他医学的検査）

(2) 遺体処理の方法

現物給付で行うものとする。

- 遺体の一時保存のための施設等の設置
遺体の洗浄、縫合、消毒等の役務の提供
死者に遺族がない場合は、遺体の処理に必要な物資の調達から処理に関するすべての措置
- (3) 災害救助法適用時の国庫負担金の対象となる費用
「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」による。
- (4) 処理期間
災害発生の日から10日以内とする。ただしこれによりがたい場合は、厚生労働大臣の承認を得て、必要最小限度の期日を延長することができる。
- (5) 安置所の設置、搬送等
遺体の安置については、災害の状況に応じて町斎場及び体育館等公共建築物を中心に選定し、安置所を開設する。また、相談窓口を設置し住民への情報提供を行う。
警察官の検死及び医師の検案を終えた遺体は、身元確認と身元引受人の発見に務めるとともに、救助部が各部、各機関の協力を得て、開設した安置所へ搬送する。
身元の判明した遺体については、遺族等に引渡すものとする。
遺体の搬送は、町霊柩車を使用し、必要に応じて新宮保健所、隣接市町及び関連機関へ応援を要請する。
棺、骨つぼ、ドライアイス等必要な物資は、葬儀業者等に協力要請し調達するものとする。
- (6) その他
本部長は、遺体処理を行った場合は、次の書類を整備保存するものとする。
救助実施記録日計表
遺体処理台帳
遺体処理費支出関係証拠書類

4. 埋火葬

災害で死亡した者に対して、社会が一時混乱しているために遺族による埋火葬が困難な場合、又は死亡した者に遺族がない場合は、応急的な措置として、遺体の埋火葬（仮埋葬）を実施する。

ただし救助法が適用されれば、県本部長の補助又は委任により本部長が行う。

- (1) 埋火葬の方法
現物給付で行うものとする。
棺、骨つぼ等、埋葬に必要な物資の支給及び火葬又は納骨等の役務提供
死者に遺族がない場合は、埋葬に必要な物資の調達及び火葬措置
- (2) 埋火葬期間
災害発生の日から10日以内とする。ただしこれによりがたい場合は、厚生労働大臣の承認を得て、必要最小限度の期日を延長することができる。
- (3) 災害救助法適用時の国庫負担金の対象となる費用
「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」による。

- (4) 遺体の火葬は、町斎場で行うこととし、死亡者数によっては和歌山県広域火葬実施要綱に基づき応援要請するものとする。
- (5) 縁故者の判明しない者については、遺骨を一時保管し、縁故者が判明次第引渡すものとする。
- (6) 身元が判明しない者については、一定期間経過後、行旅死亡人として取扱うものとする。
- (7) その他
 埋火葬を実施し、又は、埋火葬に要する現品若しくは経費を支給した場合は次の書類を保存し、整備するものとする。
 救助実施日計表
 埋火葬台帳
 埋火葬費支出関係証拠書類

5 . 火葬場の状況

名 称	所 在 地	台 数	平常時	延長時
那智勝浦町斎場	天満 1991-2	2 基	4 体/日	8 体/日

6 . 町内葬儀業者

業 者 名	所 在 地	電 話 番 号
勝 浦 公 益 社	朝日 2 - 3 1	5 2 - 6 3 8 2
紀 伊 葬 祭	朝日 4 - 1 9	5 2 - 3 7 7 0
中 本 葬 儀	天満 1 6 8 4 - 4	5 2 - 4 9 6 6
JA みくまの葬祭センター	川関 1 2 3 9 - 1	5 2 - 7 2 0 3

第 11 節 災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画

災害により被害を受けた者に対し、災害弔慰金及び災害障害見舞金等の支給並びに低所得者に対して災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立ち直りを図り、併せて生活の安定化を促進するものとする。

1. 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付

(1) 実施者

町長は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく条例の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した住民の遺族、世帯主に対して弔慰金及び障害見舞金の支給及び援護資金の貸付を行う。

(2) 実施基準等

災害弔慰金

対象災害	自然災害 ・ 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 ・ 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ・ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害	
支給額	1. 生計維持者	500万円
	2. その他の者	250万円
	遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母

生計維持者とは、弔慰金を受けることとなる遺族の生計を主として維持していた者。

災害障害見舞金

対象災害	自然災害 ・ 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 ・ 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 ・ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害	
支給額	1. 生計維持者	250万円
	2. その他の者	125万円
障害の程度	1. 両眼が失明したもの 2. 咀嚼および言語の機能を廃したもの 3. 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6. 両上肢の用を全廃したもの 7. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8. 両下肢の用を全廃したもの 9. 精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が、前各号と同程度以上と認められるもの	

(3) 災害援護資金の貸付け

町は、条例に基づいて災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、その生活の立て直しに資するため災害救護資金の貸付けを実施する。

(4) 対象災害

- ・当該貸付けを実施する市町村の区域内において災害救助法が適用された災害
- ・都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害

(5) 貸付け限度額

被 害		金 額
負 傷 区 分	程 度	
世帯主におおむね 1月以上の療養を 要する負傷がない 場合	家財の損害が、その価額の3分の 1以上	150万円
	住居の半壊	170万円（特別の事 情のある時250万円）
	住居の全壊	250万円（特別の事 情のある時350万円）
	住居の全体が滅失若しくは流失	350万円
世帯主におおむね 1月以上の療養を 要する負傷がある 場合	家財の損害がない場合	150万円
	住居の損害がなく、家財の損害 がその価額の3分の1以上	250万円
	住居の半壊	270万円（特別の事 情のある時350万円）
	住居の全体が滅失若しくは流失	350万円

備 考

住居の半壊とは、住居の損壊、焼失又は流失した部分の床面積（以下「損失床面積」という。）が、その住居延床面積の2割以上7割未満の場合であって、その部分の修理を実施することによって住居として使用できる状態をいう。

住居の全壊とは、損失面積がその住居の延床面積の7割以上に達した状態（次項に定めるものを除く。）又は損失床面積がその住居の延床面積の7割に達しないが、その住居を改築しなければ居住できない状態をいう。

住居の滅失とは、住居全体の損壊、焼失又は流失をいう。

特別の事情のある時は、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情が認められるときをいう。

(6) 貸付条件

- ・利 率 年3%（据置期間は無利子）
- ・据置期間 3年（特別の事情がある場合は5年）
- ・償還期限 10年（据置期間を含む）
- ・償還方法 年賦または半年賦

・所得制限

世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
1 人	2 2 0 万円
2 人	4 3 0 万円
3 人	6 2 0 万円
4 人	7 3 0 万円
5 人以上	1 人増すごとに 7 3 0 万円に 3 0 万円を加えた額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、 1 , 2 7 0 万円とする。	

第 12 節 被災者生活再建支援法の適用計画

地震等の自然災害時における被災者の生活再建に関する支援については、本計画によるものとする。被災者生活再建支援法に基づき、支援金の支給事務については、県から被災者生活再建支援基金（財団法人都道府県会館）へ全部委託、又、基金から一部町が受託し、実施するものとする。

なお、支援法の適用基準等は次のとおりである。

1. 適用基準

暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・津波等の自然災害により生じた被害が次に該当するに至った場合（火災・事故等人為的な原因により生じた被害は含まれないが、当該起因が自然現象によるものは対象となる。）

- (1) 災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する被害（同条第 2 項のみなし規定により該当することとなるものを含む）が発生した市町村における自然災害
- (2) 10 以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害
- (3) 100 以上の世帯の住宅が全壊した県における自然災害
- (4) 本制度適用市町村又は都道府県の区域に隣接する市町村（人口 10 万人未満に限る）の区域においては、5 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

上記の自然災害によって対象となる世帯

- 住宅が、全壊（全焼・全流出）した世帯
- 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- 被害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯

2. 住宅の被害認定

被害認定については、認定基準〔[災害の被害認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日内閣府政策統括官（防災担当）通知）]〕により町が行い、県はその取りまとめを行うこととする。

3. 支援金の支給限度額と対象経費

下表に示す限度額の範囲内で支給される。

要援護世帯とは心身喪失・重度知的障害者、1 級の精神障害者、1・2 級の身体障害者等を含む世帯をいう。

	世帯の年収、年齢等の要件	世帯人数	合計	居住関係経費		
				生活関係経費	うち家賃等	
全壊世帯	年収 ≤ 500 万円	複数	300 万円	100 万円	200 万円	50 万円
		単数	225 万円	75 万円	150 万円	37.5 万円
	・世帯主が 45 歳以上又は要援護者世帯で 500 万円 < 年収 ≤ 700 万円 ・世帯主が 60 歳以上又は要援護者世帯で 700 万円 < 年収 ≤ 800 万円	複数	150 万円	50 万円	100 万円	25 万円
		単数	112.5 万円	37.5 万円	75 万円	18.75 万円
大規模半壊世帯	年収 ≤ 500 万円	複数	100 万円	—	100 万円	50 万円
		単数	75 万円	—	75 万円	37.5 万円
	・世帯主が 45 歳以上又は要援護者世帯で 500 万円 < 年収 ≤ 700 万円 ・世帯主が 60 歳以上又は要援護者世帯で 700 万円 < 年収 ≤ 800 万円	複数	50 万円	—	50 万円	25 万円
		単数	37.5 万円	—	37.5 万円	18.75 万円

- 生活に必要な物品の購入費又は修理費
- 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費
- 住居の移転費又は移転のための交通費
- 住宅を賃借する場合の礼金
- 民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50万円が限度）
- 住宅の解体（除却）・撤去・整地費
- 住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息
- ローン保証費、その他住宅の建替等にかかる諸経費
- （注）大規模半壊世帯は から のみ対象（100万円が限度）
- （注）長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、更に の経費について合計金額の範囲内で70万円を限度に支給
- （注）他の都道府県に移転する場合は、 から それぞれの限度額の1/2

4．申請手続き・提出書類

被災者生活再建支援金の支給を受けようとする世帯の世帯主は、次の から の書類を町担当窓口へ提出する。

- 被災者生活再建支援金支給申請書
- り災証明書
- 所得証明書等
- 住民票又は外国人登録済証明書
- 預金通帳の写し
- 要援護世帯であることが確認できる書類
- 支出を証明する領収書・契約書の写し等

5．町・県・基金の事務体制

(1) 那智勝浦町

- ・ 制度の周知（広報）
 - 住宅の被害認定
 - り災証明書等必要書類の発行
 - 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務
 - 支給申請書の受付・確認等
 - 支給申請書等のとりまとめ及び県への送付
 - 使途実績報告書の受付・確認等
 - 支援金の支給（被災者の口座振込みによる場合を除く。）
 - 支援金の返還に係る請求書の交付
 - 加算金の納付に係る請求書の交付
 - 延滞金の納付に係る請求書の交付
 - 返還される支援金、加算金及び延滞金の受領並びに基金への送金
- ・ その他上記に係る付帯事務

(2) 和歌山県

- ・ 制度の周知（広報）

基金への支援金支給事務の全部委託

被害認定のとりまとめ

被害状況等の内閣府等への報告

法の対象となる自然災害の公示と内閣府等への報告

支給申請書等必要書類のとりまとめ及び基金への送付

冷暖房器具に関する被災世帯のみなし措置の通知・報告

暖房器具の限度額を別に定める場合の申請等

特定の医療器具等を対象とする場合の申請等

(3) 法人（財団法人都道府県会館）

- ・ 制度の周知（広報）

交付金交付申請書の受理及び審査

交付金の交付決定及び交付

交付金の却下の決定

支援金支給実績報告書の受領及び審査

交付金の交付決定の取消し及び交付金の返還請求

国への補助金交付申請等補助金関係事務

支援業務に必要な調査又は研究

支援事業運営委員会の設置及び必要事項の審議

県からの支援金支給に関する事務の全部受託

支援金の支給の申請に係る書類の審査

支援金の支給の決定及び却下の決定

支援金の支給

支援金の申請期間の延長

支援金の使途実績に係る書類の審査

支給すべき支援金の額の確定

支援金の支給決定の取消し

市町村に対する支援金支給事務の一部委託

- ・ その他上記に係る付帯事務

「 」は、各団体で行う事務、「 」は、委託を受けて行う事務、「・」は、必要な事務

6 . その他

収入額の算定、その他については被災者生活再建支援法・同施行令・同施行規則・事務次官通達等に基づき行うものとする。

第5章 保健衛生計画

第1節 防疫計画

1. 目的

災害発生時における被災地の防疫は、本計画に定めるところにより迅速に実施し、感染症の発生とまん延の防止に期するものとする。

2. 実施者

本部長は、県支部保健班（新宮保健所）とともに実施するものとする。

3. 組織

災害防疫実施のために、町災害対策本部は防疫班を編成する。

防疫班は概ね衛生技術者1名（班長）、事務吏員1名、作業員数名をもって編成する。

4. 防疫の方法

防疫活動は、次の方法によって行うものとする。

(1) 防疫処置の強化

災害の規模に応じた防疫組織を設け、対策の推進を図る。

(2) 広報活動の実施

パンフレット、リーフレット等の配布などにより、広報活動を強化し、地区住民の社会不安の防止に努める。

(3) 清掃方法

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び第2節に定める「清掃計画」によって、ごみ処理、し尿処理等を実施するものとする。

(4) 消毒方法

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条第2項及び、法施行規則14条に定めるところにより実施するものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図るものとする。

(5) ねずみ族、昆虫等の駆除

知事の指示に基づき、法第28条第2項の規定により、病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族・昆虫等が存在する区域を指定し、当該ねずみ族・昆虫等の駆除を行うものとする。

(6) 家庭用水の供給

法第31条第2項規定による知事の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給をするものとする。実施に当たっては（第3編第4章第4節「給水計画」）に定める方法によって行うものとする。

(7) 患者の入院方法

感染症等であって、入院が適当なものについては、法第19条の規定により、早急に入院の手続きを取るものとする。感染症指定医療機関が被災した場合又は、交通事情等の理由により入院が困難な場合は、その他の医療機関に入院の手続きを取るものとする。

(8) 集団避難所

感染症等により避難所を開設したときは、県防疫関係職員の指導を得て衛生の徹底を期するものとする。

5 . 報 告

本部長は、警察、消防等諸機関、地区の衛生組織その他関係団体の緊密な協力のもとに、下記の事項について、所定の様式(災害防疫事務要領)により、所轄保健所を経由して、県本部長に報告(電話、書類)するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 防疫活動状況
- (3) 災害防疫所要見込額
- (4) その他

6 . 市町村で備付けを要する記録

おおむね次の書類を整備し保管する。

- (1) 災害状況及び防疫活動状況報告
- (2) 清掃方法及び消毒方法に関する書類
- (3) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する書類
- (4) 生活の用に供される水の供給に関する書類
- (5) 患者台帳
- (6) 防疫作業日誌
- (7) 防疫経費所要額調及び関係書類

7 . その他

災害防疫の業務分掌の概要は次表のとおりである。

災害防疫における業務分掌概要

実施主体	町本部	県支部保健班(保健所)	県本部防疫班(健康対策課)	備考
検病調査		主 県防疫計画により、 検病調査班を編成し 実施する。		
健康診断		主 検病調査の結果必要 と認め足るときは県 本部と協議の上行うこと	健康診断を行うに必要な 器材、薬剤の確保	
患者の入院		主 感染症患者又は病原体 保有者の発生したとき は速やかに入院の手続 きをとる。		
		主 患者多数発生又は交通 途絶のため感染症指定 医療機関に入院困難な ときは他の医療機関に 入院の手続きをとる。	患者数、入院先などの把 握等を通じてまん延対策 を講じる。	
生活の用に 供される水 の供給	主 県支部の指示により 実施すること。	町本部に指示する。	給水ろ過班の現地派遣、 自衛隊の出動要請	
消毒	主 県支部の指示により 実施すること。	町本部に指示する。		市町村の被害激甚でその 機能が著しく阻害され町 本部が実施できないか実 施しても不十分であると 県本部が認めるときは県 本部が代執行する。
ねずみ族 昆虫駆除	主 県支部の命令により 実施すること。	町本部に実施範囲、 期間を示達する。		
集団避難所	主 集団避難所を開設し たときはその衛生管 理に特に注意すること。 (自治組織の編成)			
臨時予防接種	町本部で実施すること が可能と認め県支部が 命令したときは、町本 部において実施するも のとする。	主 県本部の命令により 対象者、期間を定め て臨時予防接種を実 施するものとする。	感染症予防上必要と認め るときは対象者期日を指 定して支部に臨時予防接 種を命ずる。	

第2節 清掃計画

災害の発生によって、ごみ、汚泥並びにし尿等（以下「廃棄物」という。）により生活環境が著しく汚染された場合、これらを早急に処理し、衛生的な生活環境を確保するための災害時における廃棄物対策は本計画による。

1．実施者

被災地における廃棄物収集処分の応急対策計画の策定及びその実施は本部長が行うが、特に以下の点について配慮するものとする。

- (1) 避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等におけるごみ処理の必要性や収集、処理見込みを把握し、必要に応じて周辺的环境に留意して公有地等を中心に仮置き場を設置する。
- (2) 避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況を勘案のうえ、当該避難所等のし尿の収集、処理見込みを把握する。

2．組織

本部の救助部において実施する。被害が甚大で本部のみで実施が不可能なときは、他の市町村に応援を要請し、本部各班の応援を得て衛生班を増員して、ゴミ処理係、し尿処理係を編成し実施する。

3．ごみの収集、処理

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条（一般廃棄物の収集、運搬、処分の基準）に定めるところにより、災害発生の日からなるべく早く収集、運搬処理する。
- (2) 被災地の区長等の協力を得て地区毎に集積所を定め清掃作業の効率化を図る。
- (3) 委託業者を被災地に重点配置する。なお不足の場合には車両を借上げ、作業員を雇入れ作業の円滑化を図る。
- (4) ごみの分別は可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ等に分別し、腐敗性の高い可燃ごみは、最優先で収集し、クリーンセンターで焼却処分する。
- (5) 処理施設は、速やかな点検を行い稼働の措置を講じ、処理能力を上回るごみが発生した場合は、周辺的环境に留意して公有地等を中心に臨時集積所を設置するとともに、隣接市町村に協力を依頼するものとする。
- (6) 大規模災害発生時における廃棄物の処理等に関して協力が必要な場合は、和歌山県と社団法人和歌山県産業廃棄物協会が締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」に基づき、県を通じて同協会協力を要請する。
- (7) がれきに混在する石綿等有害な物資の収集・処理にあたっては、地域住民の健康管理及び安全管理に十分配慮し、専門業者により処理を行う。併せて環境汚染の未然防止に努める。

4．し尿の収集、処理

- (1) し尿の収集は一部事務組合域内許可業者により行う。なお収集能力が不足すると思われるときは、保健所及び県の指導により被害地外の隣接市町村に協力を要請するものとする。

- (2) 被災状況により、町が備蓄する仮設トイレでは足りない時は、県又は被害を受けていない市町村等に要請して、速やかに避難所等に仮設トイレの設置に努める。

なお、仮設トイレの設置不能により仮設する場合は、立地条件を考慮し、地下水の汚染しない場所を選定して設置するものとする。

- (3) し尿処理は、原則として処理場（大浦浄苑）で処分するものとするが、必要に応じ、環境衛生上支障のない場所に応急的貯溜槽を設置するものとする。

5. 県への報告

- (1) 本部長は、災害により応急対策を実施したときは、直ちに、新宮保健所経由のうえ県環境生活部環境生活局循環型社会推進課へ報告する。
- (2) 本部長は、廃棄物処理施設（ごみ処理施設・し尿処理施設）に被害があった場合は、厚生省環境衛生局水道環境部長通知（平成12年7月17日生衛発第1153号（一部改正）平成13年4月24日環廃対第180号）に示された様式により、その被害状況、被害写真及び復旧計画（第1報は、概況を電話・FAXで）を添え、新宮保健所を経由して、県環境生活部環境生活局循環型社会推進課へ報告する。

6. その他

堆積土砂と災害清掃事業との関係

堆積土砂の排除は、清掃作業とはみなされない。

ごみ処理施設

施設名	所在地	処理能力(t/日)	電話番号
クリーンセンター	大字天満 1986	50	52-4564

ごみ運搬車両	積載量(t)
6台	12

し尿処理施設

施設名	所在地	処理能力(kl/日)	電話番号
大浦浄苑	大字市屋 1054-9	37	52-2325

許可業者	住所	電話番号	運搬車	積載量(kl)
(有)勝浦衛生	大字天満 802-12	52-0471	3台	7.2
(有)毎日環境	大字市野々 2355	55-0354	3台	5.4
(有)太地環境	太地町太地 553-1	59-2261	3台	5.4

第3節 食品衛生計画

被災地営業施設及び臨時給食施設(避難所その他炊き出し施設)の実態を把握し、新宮保健所の指示に従って適切な処置を講ずることによって被災者に対し安全で衛生的な食品を供給する。

1. 臨時給食施設

関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、食品衛生監視員、保健所職員による現地指導の徹底によって事故の発生を防止する。

[重点指導事項]

手洗い消毒の励行

食器器具の消毒

給食従事者の健康

原材料、食品の検査

浸水、断水による飲料水の供給については、特に衛生的に取り扱うようにする。

2. 営業施設

新宮保健所の協力を得て営業施設の監視を強化するとともに、保存又は製造されている食品の検査を実施して不良食品の供給を排除する。

[重点監視指導事項]

浸水地区は浸水期間中営業を自粛休業させ、水が引いた後、施設、設備を完全消毒の上、新宮保健所の確認を受けて営業を再開するよう指導すること。

その他の地区においては臨時給食施設と同様であるが、特に従業員の健康について指導すること。

また、汚水により汚染された食品及び停電により腐敗、変敗した食品が供給されることのないようにすること。

3. その他

災害の規模によっては、食品衛生監視員、保健所職員のみでは、十分な監視指導ができない場合もあると考えられるので、食品衛生指導員を指揮して指導に当らせる配慮をする。

第4節 保健師活動計画

災害発生時における被災地の保健師活動は、本計画により迅速に実施し、被災地住民の健康保持を図るとともに、疾病予防活動及び心の相談等精神保健活動に努めるものとする。

1．実施者

本部長が実施するものとする。ただし、必要に応じて県に対し保健師の派遣要請を行い、計画の円滑な実施に努めるものとする。

2．救助部（救助班）の業務

被災住民の健康状況の把握を行うものとする。

保健師の勤務状況の把握を行うものとする。

医療、防疫班等の各班との連携、調整を行うものとする。

その他関係機関との調整を行うものとする。

保健師の被災地における活動調整を行うものとする。

3．保健師活動

(1) 保健師の編成

被災地における保健師の活動は、原則として複数をもって編成する。

(2) 被災地における活動内容

被災住民の実態把握

情報収集及び情報提供

巡回による被災者の健康管理及びメンタルケア

保健衛生指導の実施

要援護者の安否確認

関係機関との連絡調整

4．報告及び記録

保健師活動を実施した場合、県支部（保健班）に報告するとともに以下の書類を整備し、保管しておくものとする。

(1) 報告書類

保健師業務日報

(2) 記録書類

保健師活動日誌

要フォロー台帳

避難所での保健活動

仮設住宅入居者健康調査票

継続を要するケースについては、個人票にて記入

その他

第6章 公共土木施設等応急対策計画

災害の発生後、民生の安定、公共福祉の早期回復を図るため、災害箇所の本復旧計画を立てる前に、落石、流出土砂、雑木等を除去するほか、仮道、仮橋、仮締切などの応急工事を実施する。なお、応急工事の施工にあたっては、平常時より地元建設業界、建設業者と調整を図り、速やかな実施に努める。

1．道路、橋梁

災害発生時、国、県、及び町等道路管理者は、所轄の道路の亀裂、陥没、損傷及び倒壊又は落橋による交通不能箇所の被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため活動体制を確立し、安全対策及び応急並びに復旧措置を講じる。

なお、被災した道路、橋梁が唯一の交通路で緊急物資、復旧資材等の輸送に必要な場合、又は本復旧に長期間を要するものについては仮道、仮橋等を設ける。

2．河川

災害発生時、河川管理者は、管内河川等を巡視し、河川施設の被害及び障害物を発見したときは、関係機関に通報するとともに、障害物の除去や応急復旧に努め、次期出水により被害が予想される箇所について、決壊防止工事を実施する。

3．下水道、公共溝渠（排水路）等

町は、災害時に下水道施設、公共溝渠等の被害状況を調査し関係機関に伝達するとともに、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手する。

4．海岸、漁港、港湾

災害発生時、海岸、漁港、港湾等の管理者は、各施設を巡視し、被害を関係機関に通報するとともに、堤防が決壊するおそれのあるもの、堤防前面の土砂が流出し根固めをする必要があるもの、あるいは護岸、水門が全壊又は決壊して放置すると、隣接する一連の施設又は背後地に甚大な被害を与える、又はおそれが大きい箇所に、仮締切、決壊防止工事を実施する。

5．砂防、地すべり等災害

町は、砂防、地すべり危険地区を巡視し、関係機関に通報するとともに、二次災害の危険性について点検し、砂防ダムや流路工等が決壊し、これを放置すれば下流または周辺の人家等へ影響するおそれが大きいものについて、仮設防護柵設置等土砂災害対策工事を要請する。

特に二次災害の危険性の高い被災箇所については緊急に土砂災害対策工事を要請する。

第7章 農林水産関係災害応急対策計画

第1節 農林関係災害応急対策計画

各種気象災害による農作物、農林業施設等の被害を最少限にとどめるための諸対策について定める。

(1) 風水害応急対策

農作物対策

ア. 水 稲

冠水田は、速やかに排水路を修復し、排水する。また、退水時に茎葉に付着した泥土は、洗い流す。

倒伏した場合は、丁寧に引き起こす。成熟期に近いものは、早急に収穫する。(出穂後30日経過すれば、あまり減収にならない。)

なお、冠浸水田の落水後は、白葉枯病、紋枯病、トビイロウンカ、ヨコバイ、ヨトウ類の病虫害が発生しやすいので、早期防除を行う。植換えを要する場合は補種苗の確保を図り、直ちに植換えする。

イ. 大 豆

強制排水を行うとともに、水害により発生する病害虫に対し早期防除の徹底を図る。

また、倒伏した場合は丁寧に引き起こす。特に、成熟期に近いものは早急収穫する。

ウ. 果 樹

a. 倒伏樹は、露出した根の乾かないうちに引き起し、土寄せ、支柱立て、敷草等を行う。

b. 潮風を受ける所は、できるだけ早くスプリンクラ - 等で散水し洗浄する。

c. 果樹発育期においては、落葉の程度に応じ手直し摘果による適正着果を維持し、成熟期には全摘果による樹勢回復を図る。

d. 落葉の甚しい樹は、わら等で枝幹の保護を行い、せん定は極力行わず翌春の新梢の充実後適宜行う。

e. 冠水園は速やかに排水と土壌の乾燥を図る。

エ. 野 菜

a. 被害程度や作目、作型により異なるが、被害が著しく栽培を継続することが不可能な場合は、速やかに栽培を中止し、経営可能な範囲で次期作目、作型を検討する。

b. 被害が比較的軽微で、引続き栽培を継続する場合は、次の措置を講じる。

(ア) 支柱等による倒伏の復旧や一部果実の収穫、摘果等により草勢の早期回復を図る。

(イ) 滞水している場合は、直ちに、排水溝(路)の整備等排水対策を行うとともに、園内の清掃をする。

- (ウ) 泥水、はね水で汚染された茎葉は、速やかに噴霧器等で水洗する。
- (I) 幼苗時で補植可能な場合は、被害株（苗）を除去し、速やかに補植する。
- (オ) 被害の程度により、葉面散布や追肥による栄養補給、土寄せ、敷わら（草）等を行い草勢の回復に努める。
- (カ) 風水害の状況に応じ、病害防除の徹底を図る。

オ. 花卉、花木

- a. 被害の程度により、引続き栽培可能なものは、次の応急措置を講じる。
 - (ア) 倒伏したものは、支柱、整枝用ネット等で起こし、土寄せ、敷わら（草）を行い、草（樹）勢の回復に努める。
 - (イ) 被害枝の除去及び再整枝の検討を行う。
 - (ウ) 浸水した育苗は、切花園では、速やかに排水し泥水、はね水の汚れを水洗する。
 - (I) 風ずれ、浸水に伴う病害の防除措置をとる。
 - (オ) 切花では被害株（苗）を除去し、補植可能なものは、予備苗を植付ける。
 - (カ) 草（樹）勢回復のため、追肥、葉面散布を行う。

カ. 施設栽培（野菜、花卉、花木、果樹）

- a. ハウス、ガラス室などの施設の被害状況を速やかに調べ、破損部の早期補修に努める。
- b. 風雨中も見廻りを徹底し、施設内への浸水防止とか、換気に留意する。
- c. 浸水、破損等の施設では、過湿状態とならないよう換気及び排水に努め、病害発生の予防措置をとる。
- d. 施設の復旧に時間を要する場合は、その間の温度管理に努め、特に低温時には、二重カ - テンの設置など保温対策を講じる。

キ. 茶

- a. 支柱等による倒伏株の復旧と株元への土寄せを行う。
- b. 浸水園では、速やかに排水し、泥水、はね水の水洗と病害発生の予防措置を行う。
- c. 倒伏株等被害園に対して、樹勢回復のため、速効性チッ素を施すとともに敷わら（草）を行う。

畜産対策

ア. 一般対策

- a. 家畜の待避
 - 畜舎の損壊した場合、あらかじめ検討した待避場所に家畜を移動し脱出を防止する。
- b. 飼料
 - 飼料が水没等により不足が生じた時は、農業協同組合、飼料業者等に緊急確保の手配を行う。
- c. 停電時の対応
 - 停電による給温、給水、換気が不能となった時は、あらかじめ講じておいた方法によりそれぞれの代替え処置をとる。

d. 飼料作物

浸冠水した場合は速やかに排水に努める。

イ. 家畜衛生対策

畜舎等に浸水した場合は速やかに排水に努め、乾燥後速やかに畜舎及び周辺の清掃消毒を行い、家畜伝染病の発生防止に努める。

林業対策

ア. 苗畑

病虫害の発生防止を準用する。

イ. 造林地

- a. 早期に山を巡視して被害の状況を把握する。
- b. 被害木は早急に処分し、病虫害の発生を防止するとともに、根切れ、根ゆるみなどを起こした幼令林木は木起こしや根ぶみをして樹勢の回復を図る。

ウ. 治山、林道

早期に施設を巡視して、被害の状況を把握するとともに危険な場所については標示をし、応急処置をする。

(2) 干害応急対策

農作物対策

ア. 水稲

用水の不足する水田では、水稲の生育に必要な最少の水量で最大の効果を上げるよう計画的、能率的な灌水を行う。

このため、水源を他に求められるところでは、田面が白くならないようにポンプ等による間断灌水を行う。また、適当な水源を近くで得られないところで、田面が白くなった水田では、株元への灌水や、敷草等を行い被害の軽減を図る。

干害を受けると、ウンカ類の発生が予想される。発生すれば、直ちに防除を行う。

イ. 大豆

畦間灌水の徹底と敷草等を行うとともに、干害に伴う病虫害の発生に注意し、早期防除に努める。

ウ. 果樹

- a. 干ばつ時において着果量が過重にならないよう摘果し、適正着果を維持する。
- b. 灌水は、主根域土層の土壤水分含量に基づき、各生育時期別に定めた適正灌水量、間断日数により行う。用水不足の場合は局所灌水等による効率的な方法で行う。

エ. 野菜、花卉等

- a. 生育期間中の極端な土壤水分の低下は、作物の正常な生育を阻害するので、可能なかぎり灌水を実施することが望ましい。
- b. この場合、水源容量を考慮しながら、作物が干害影響を受ける直前から早めに灌水を開始する。

- c. 特に、夏季は長期にわたって無降雨日が続く場合があり、一度灌水を開始してから中断すると、一層被害を増すので注意する。
- d. 定植後の乾燥は、著しく初期生育を阻害するので、夏季に限らず有効な手段で灌水する。

オ. 茶

茶園では、ハダニ、ヨコバイ、ハマキ等干害（乾燥）に伴い多発することが予想され、樹体被害を増大することがあるので、防除の徹底を図る。

(3) 寒冷害（雪害）応急対策

農作物対策

ア. 水 稲（山間部）

田植えは、遅れても温暖な日を待って行う。

生育時に低温が予想されれば、深水管理する。また早期落水は、登熟を妨げ、収穫量及び品質の低下をきたすので、生育に見合った適切な水管理及び施肥等栽培管理に万全を期す。

また低温、日照不足等により、稲体が軟弱化し、抵抗性が弱まるので、いもち病を中心に病虫害の発生動向を的確に把握し、適時適切な防除に努める。

適期収穫を励行するとともに、施設乾燥能力に合わせた計画的な乾燥及び水分別仕分けを徹底する。

イ. 果 樹

（寒冷害対策）

- a. 落葉や枝幹の枯込みの甚だしい場合は、わらや石灰乳等の塗布で枝幹の日焼けを防止する。
- b. 枝の枯込みは、夏季や翌春まで続くことがあるので、剪定は枯込み部にとどめ、進行の停止後とする。
- c. 冬季結実の晩柑類やびわは、気象情報に注意し、袋掛け、樹幹被覆等の保温管理のほか、異常低温が予想される場合は速やかに収穫する。
- d. 収納後の果実についても、凍害を受けることがあるので十分な貯蔵管理を行う。
- e. 晩柑類の凍害果は、被害の程度及び苦味成分をもとに仕分け出荷する。

（霜害対策）

- a. 局地気象観測並びに霜注意報をもとに、燃焼資材等により気流の循環と気温低下を軽減する。

ウ. 野菜、花卉

- a. 被害の程度に応じて、収穫中のものは、商品性を損なわない範囲で収穫し、被害部位を除去して草勢の回復を促す。特に、えんどう、切花等で生長点が被害を受けた場合、側枝が密生するので、整枝に留意する。
- b. 栽培を継続することが不可能な場合は早く見切りをつけ、次期作目（型）に着手する。

- c. 軽度の被害で草勢が弱っている場合は、気温の上昇を待って中耕及びチッ素主体の追肥を施す。

I. 施設栽培（野菜、花卉、果樹）

- a. 野菜、花卉は前項に同じ
- b. 野菜、花卉は前項に同じ
- c. 積雪に伴う施設破損を防止するため、降雪初期から施設内温度を12～13に調節するとともに、二重カ-テンを開放して融雪を促す。

オ. 茶

- a. 冬季に樹体被害を受けた場合には、被害の程度に応じ、深刈から中刈を実施する。
- b. 発芽期の凍霜害が予想される時は、被覆法、散水凍結法、煙霧法、換気法等の実施で対処する。
- c. 新梢の被害を被った場合は、被害部位を剪除して、再生を促す。
- d. 被害園では、早期に樹勢を回復するため、少量の速効性チッ素を施用するとよい。

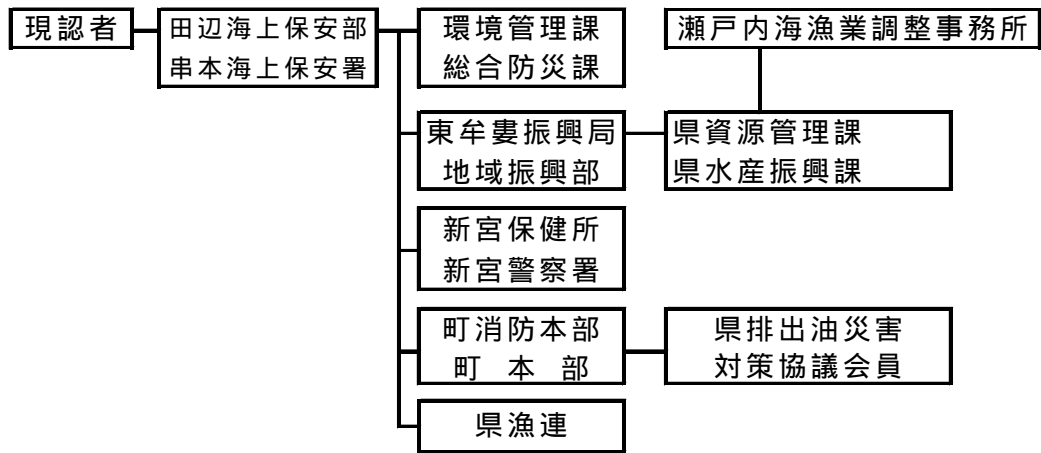
林業対策

ア. 造林地

- a. 早期に山を巡視して、被害状況を把握する。
- b. 雪害を受け回復の見込みのあるものは、根ぶみ、あるいは、藁縄、ビニ-ルテ-プなどで雪起しを行う。
- c. 被害を受け回復の見込みのないものは、できるだけ早く伐採し、その材に見合った利用を行う。

第2節 水産関係災害応急対策計画

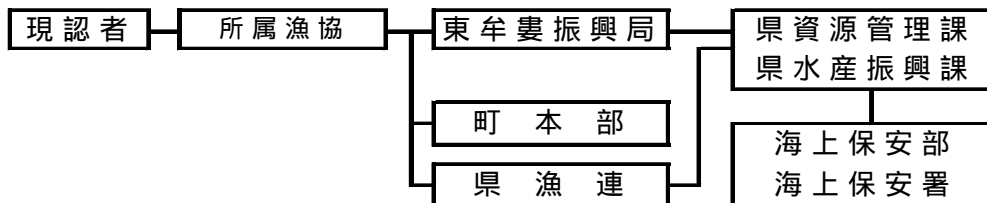
災害における漁場、水産施設等の被害を最小限にとどめるため、応急対策を迅速かつ的確に実施するものとする。



1. 流出油による漁場、水産施設災害の発生に際し、事故発生時の伝達方法は次のとおりとする。

通報を受けた町、消防本部は、和歌山県流出油災害対策協議会連絡体制により、漁協及び関係機関に連絡するものとする。

2. 風水害、震災等による漁船及び養殖筏等の損害流出事故発生時の伝達方法は次のとおりとする。



第8章 上水道施設災害応急対策計画

上水道施設を災害から保護するため、各種施策を行うとともに、上水道施設が災害により被災した場合には、被害状況を速やかに調査し応急復旧作業により上水道の復旧に努める。

1. 応急給水

災害時の応急給水は、第3編第4章第4節、給水計画によるものとする。

2. 組織及び参集

災害発生時に平常組織から切り替えるべき上水道の災害時組織をあらかじめ明確にしておくとともに、災害に応じた自主参集体制を職員に周知徹底しておく。これにより災害発生とともに、直ちに上水道に関する災害応急対策活動を行う。

3. 災害発生時の応急対策

浄水場施設、配管等の被害調査及び点検を行う。

被害の状況に応じて、応急復旧の優先順位を定め、適切な工法で応急復旧を行う。

施設の重要性及び施設の将来計画等を勘案して、本復旧水準を定め本復旧を行う。

4. 資機材、車両、人員等の確保

資機材、車両等は、町有のものを使用し、必要に応じて民間業者から調達し、協力を得る。

5. 災害時の広報

町民に対し、破損箇所、注意事項、復旧作業の状況等について広報を行う。

第9章 下水道施設災害応急対策計画

下水道施設を災害から保護するため、各種施策を行うとともに、下水道施設が災害により被災した場合には、被害状況を速やかに調査し、応急復旧作業により下水道の復旧に努める。

1. 組織及び参集

災害発生時に平常組織から切り替えるべき下水道の災害時組織をあらかじめ明確にしておくとともに、災害に応じた自主参集体制を職員に周知徹底しておく。

これにより災害発生とともに、直ちに下水道に関する災害応急対策活動を行う。

2. 災害時発生時の応急対策

(1) 終末処理施設、配管等の被害調査及び点検を行う。

(2) 被害の状況に応じて、応急復旧の優先順位を定め、適切な工法で応急復旧を行う。

(3) 施設の重要性及び施設の将来計画等を勘案して、本復旧水準を定め、本復旧を行う。

3. 資機材、車両、人員等の確保

資機材、車両等は、町有のものを使用し、必要に応じて民間業者から調達する。

4. 災害時の広報

町民に対し、破損箇所、注意事項、復旧作業の状況等について広報を行う。

第10章 公共的施設等災害応急計画

第1節 電力施設災害予防計画（関西電力株式会社 新宮営業所）

電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境に常に努力を傾注する。

1．計画

(1) 関係機関との協調

自治体及び防災関係機関と平常時から協調し、防災情報の提供・収集等相互連携体制を整備しておく。

(2) 防災教育

職員への防災教育を実施し、職員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

(3) 防災訓練

防災対策を円滑に推進するため防災訓練を実施する。

2．電力施設の予防措置

風水害、雷、地震対策等の設備を強化し、被害の防止に努める。

また、病院等重要施設及び避難所については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備等を配備しておくよう要請する。

3．災害対策用資機材等の確保及び整備

(1) 災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品の確保に努める。

(2) 災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、船艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

(3) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念に整備点検を行い、非常事態に備える。

(4) 食糧・医療・医薬品等の保有量を定め、その確保を図る。

(5) 災害対策用資機材等の仮置場について、あらかじめ公共用地等の候補地について、防災会議の協力を得て非常事態下の用地確保の円滑化を図る。

4．広報活動及び方法

災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため広報活動を行う。

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車により直接当該地域へ周知する。

5．対策要員の確保

(1) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は気

象、地象情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

- (2) 対策組織が設置された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員はあらかじめ定められた基準に基づき直ちに所属する事業所に出動する。
- (3) 交通途絶等により所属する事業所に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する事業所に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

6．危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害発生時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請等があった場合には、対策組織の長は送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

第2節 通信施設災害応急対策計画（西日本電信電話株式会社）

災害の発生時に電気通信施設が被災した場合に、通信回線に応急措置を講じるとともに、局舎の応急復旧及び中継所の仮設等を行って、通信回路を確保する対策について定める。

1．電気通信設備及び回線の応急復旧措置

電気通信設備が災害等により被災し、通信回線の機能が停止したときは、西日本電信電話株式会社の災害予防計画の定めるところにより、被災設備の復旧に関して応急措置を講じる。

2．回線の復旧順位

重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じ、次の復旧順位を参考に適切な措置をもって復旧に努める。

第1順位 気象関係、水防関係、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関

第2順位 ガス、水道の供給に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体

第3順位 第1順位、第2順位に該当しないもの

3．局舎建物等の応急措置

地震災害により局舎建物等が被災したときは、応急復旧措置を講じるとともに当該建物等の迅速な復旧が困難であるときには他の建物等の利用・借入れ等を行い、速やかに業務の再開を図る。

第3節 鉄道施設災害応急対策（JR西日本旅客株式会社 新宮駅）

本計画は、JR西日本に関する運転事故又は災害が発生し、若しくは発生が予想される場合の応急対策等について、定めるものとする。

1. 計画内容

災害等により応急対策を実施する場合は、「和歌山支社鉄道事故及び災害処置要領」により、事故災害対策非常体制をとり、旅客、公衆の安全及び輸送の確保に対処するものとする。

(1) 事故災害対策通信連絡体制

災害情報及び応急措置の連絡及び指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等で行う。

(2) 事故災害対策非常体制

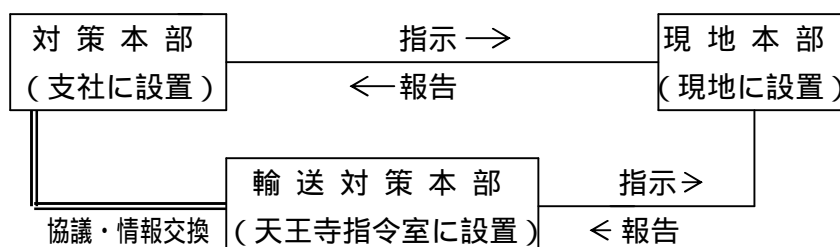
事故又は災害の規模により、下記の体制とし、支社内に対策本部を、現地に復旧本部を設置する。

事故対策本部（以下「対策本部」）及び現地対策本部（以下「現地本部」）の設置基準及び召集範囲

体制種別	設置基準	召集範囲
第1種体制	車両5両以上脱線又は旅客が死亡し若しくは多数負傷したとき	召集可能者全員
第2種体制	車両が脱線し本線が支障するとき又は本線が5時間以上不通となる恐れがあるとき若しくは旅客が負傷したとき	召集可能者の半数
第3種体制	その他特に必要と認めるとき	必要最小限の数

上記を基準として室課長、鉄道部長及び駅区所長は、種別毎の召集者を定めておくこと。

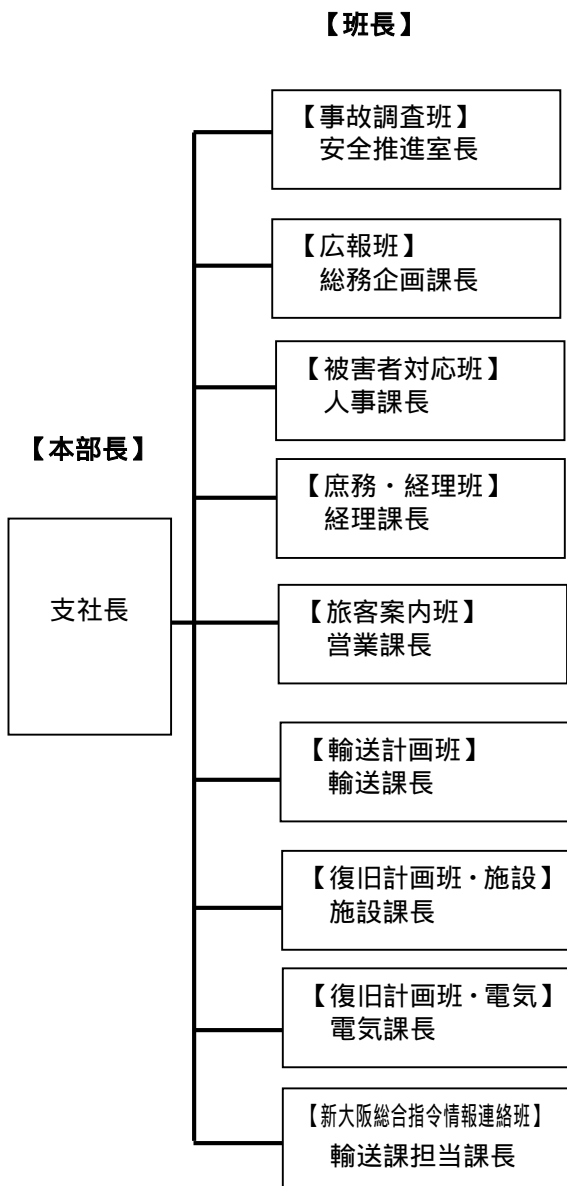
対策本部の位置付け



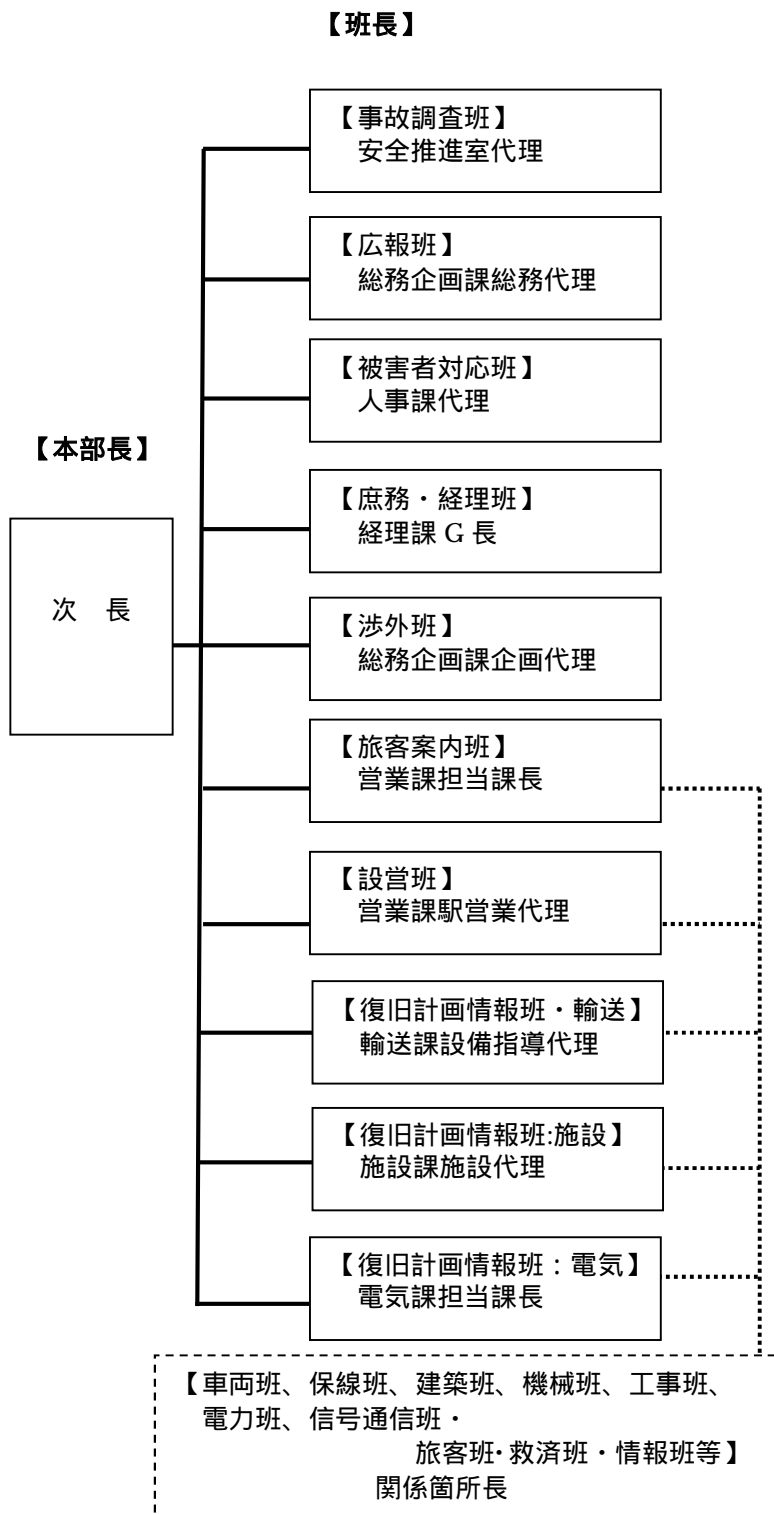
対策本部及び現地本部の組織構成

第1種体制

支社対策本部



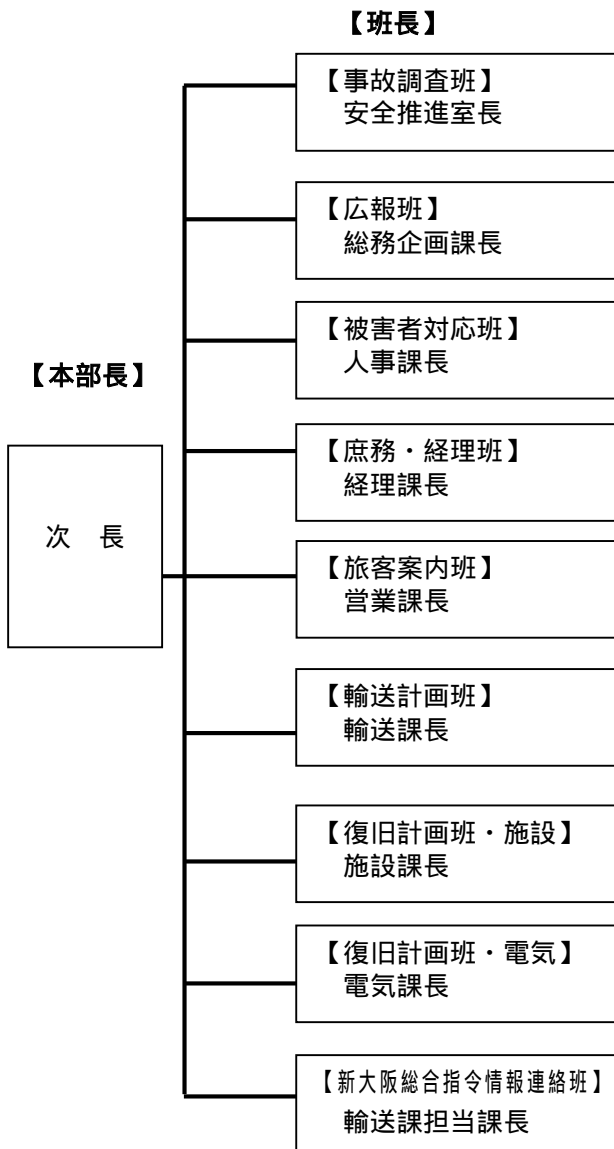
現地対策本部



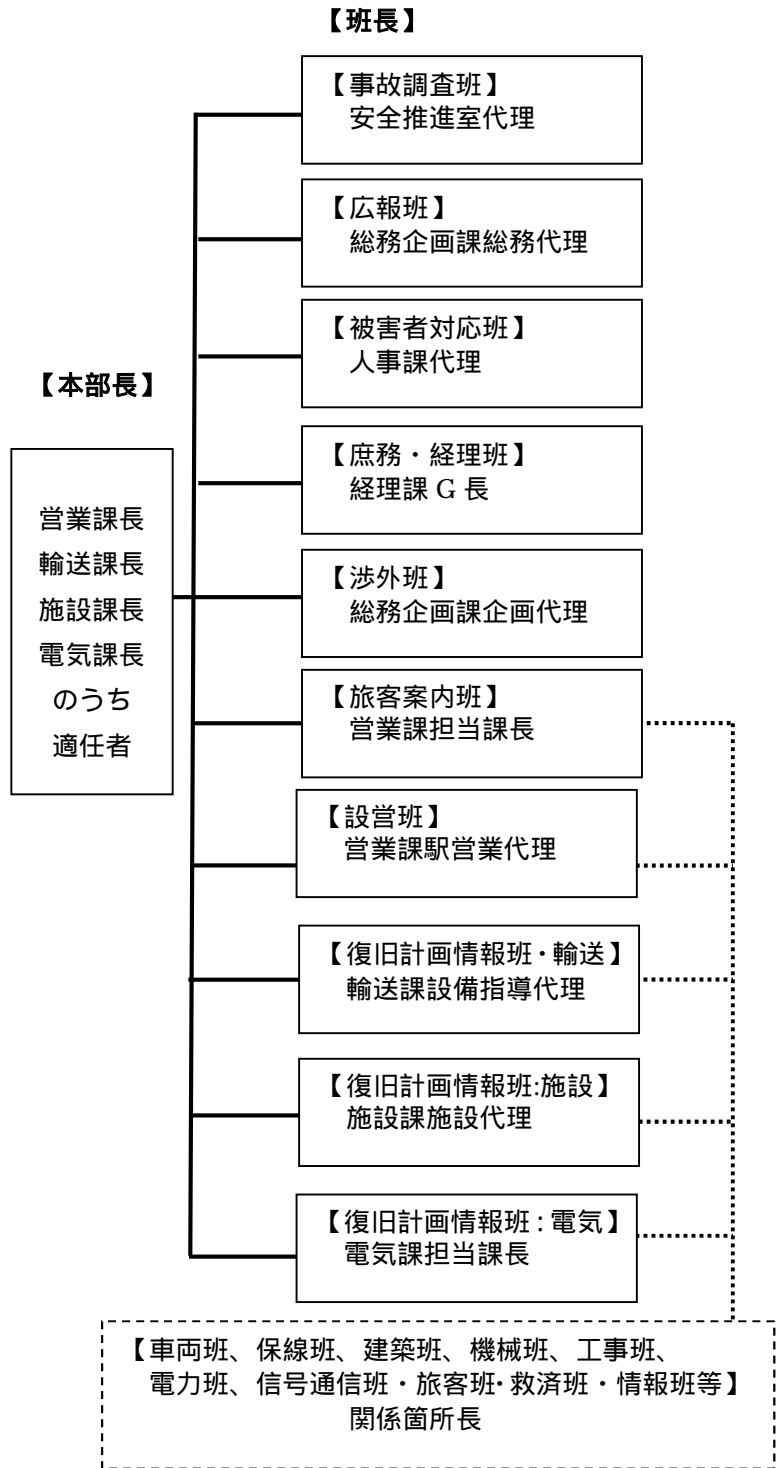
第2種体制

不要な班は設置しない

支社対策本部



現地対策本部



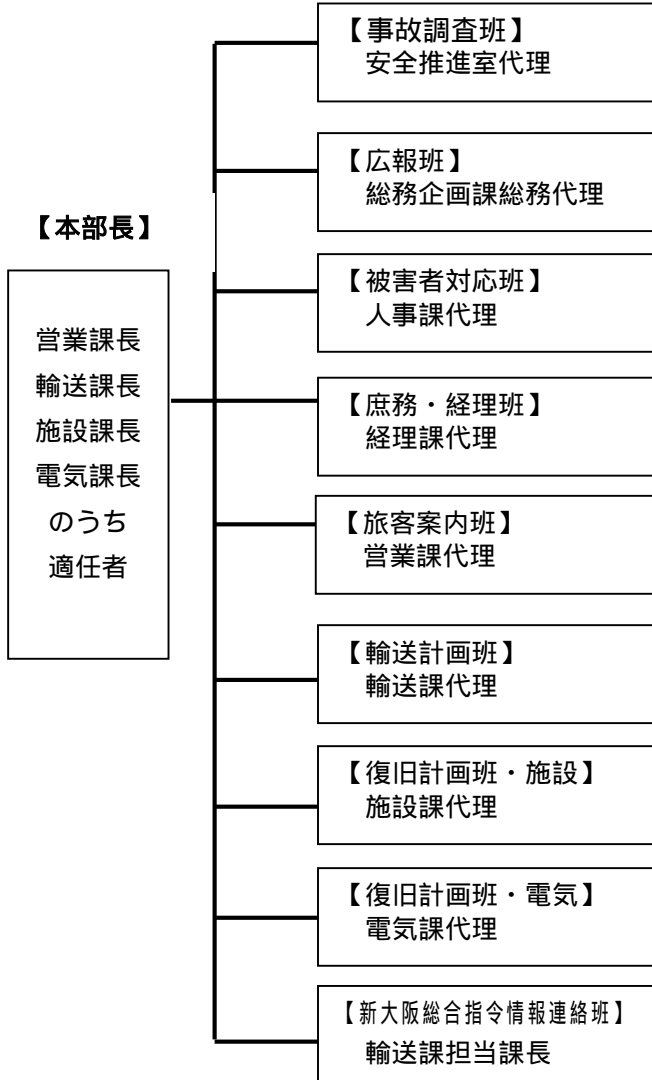
第3種体制

不要な班は設置しない(必要な班のみ本部長から連絡する)

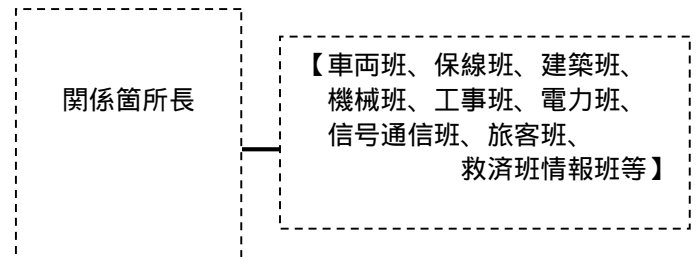
支社対策本部

現地対策本部

【班長】



【本部長】



対策本部の電話番号

支社

被害者対応班、広報班、事故調査班、庶務・経理班、旅客案内班、輸送計画班、復旧計画班	
J R	0 7 6 - 2 5 1 1 [本部長・班長用]
J R	0 7 6 - 2 5 1 2 ~ 2 5 1 7 [本部員用]
J R F A X	0 7 6 - 2 5 1 8
N T T	0 7 3 - 4 2 5 - 6 0 9 1 0 7 3 - 4 2 5 - 6 0 9 4
N T T F A X	0 7 3 - 4 2 5 - 6 0 9 6

天王寺 CTC 指令所

J R	0 7 4 - 2 2 2 0、2 1 6 0
J R F A X	0 7 4 - 2 0 6 8
N T T	0 6 - 6 6 2 9 - 0 6 9 0

第 11 章 在港船舶対策計画

台風、高潮、津波等災害に際し、港内の船舶の災害対策は本計画によるものとする。

1 . 関係機関との協力

台風襲来時及び津波発生時における災害を防止するため、東牟婁振興局産業振興部、串本海上保安署、及び町内 3 漁業協同組合等と、密接な協力により災害防止の徹底を図る。

2 . 在港船舶に対する措置(串本海上保安署)

- (1) 在港船舶の動静を把握し、気象情報を伝達するとともに荷役の早期完了又は中止を勧告する。
- (2) けい船中の船舶、修繕中の船舶、しゅんせつ船等の早期避難を勧告指導する。
- (3) 在港船舶全般に対し、十分な荒天対策の実施及び安全な泊地に避難するよう指導する。

3 . 港内における障害物の措置

- (1) 串本海上保安署は、漂流物、沈殿物その他航路障害物が生じたときは、巡視船艇により必要な応急措置を執るとともに、当該物件の所有者又は占有者に対し除去を命じる。
- (2) 串本海上保安署は、漂流物等のため、船舶の航行に危険があると認めた場合は、船舶交通の制限又は禁止を行うとともに、航行警報、水路通報等により、一般に周知を図る。
- (3) 港湾管理者、漁港管理者は、港内における漂流物その他航行に支障を及ぼすおそれのあるものを除去する。

第 12 章 林野火災応急対策計画

林野火災から自然環境と町民の生命財産を守るため、出火の早期発見と延焼防止のための体制を整備し、森林所有者・管理者・森林組合（以下森林所有者等という）地域住民、消防機関、県その他関係機関が連携して消火・救助活動に当たるものとする。

なお、この計画の運用は、消防法、那智勝浦町消防計画、那智勝浦町火災予防条例等の関係法令、条例に基づくものとする。

1．出火の発見・通報

(1) 出火発見者の義務

森林・原野等で火災を発見した者は、直ちに最寄りの消防機関に通報しなければならない。また、発生した火災が微少な場合は、消防隊の到着までの間、地域住民等と協力して自身に危険が及ぼさない範囲内で初期消火活動に当たるものとする。

(2) 消防本部の対応

通報を受けた消防本部は直ちに火災位置を確認し、消防隊を出動させるとともに次により関係機関に連絡し、所要の措置を要請する。

地元消防団

消火活動、飛び火等による延焼警戒及び住民等の避難誘導のための出動

森林所有者等

森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力

県消防保安課

県防災ヘリコプターの緊急運航

警察署

消防車両の通行確保のための交通規制

町

地域住民及び登山者等一時滞在者の安全確保

また、火災が消防本部の管轄区域外に及ぶおそれがある場合は、速やかに当該隣接消防機関に連絡し協力を要請する。

2．消火・救出活動

(1) 火災防御活動の実施

現場に到着した消防隊は、消防団・森林所有者等・県防災ヘリコプター等と協力して、効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。

情報収集

消防隊は、消防団とともに自ら火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現地の林業関係者や地元住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。

現地に出動した県防災ヘリコプターは火災の延焼状況を空中から偵察し、地上の消防隊に情報を提供するとともに飛び火の警戒にあたる。

消火活動の実施

消防隊は、消防ポンプによる消火活動のほか、背負いポンプ等を使った人海戦術による消火、県防災ヘリコプターによる空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。また、消火活動による延焼阻止が難しいと判断されるときは、森林所有者等と調整のうえ、林業関係者等と協力して森林の伐開により臨時的防火帯を形成するなどして延焼を阻止するものとする。

(2) 孤立者等の救出

現地に出動した県防災航空隊は、県防災ヘリコプターにより火災現場を空中から偵察し、孤立した負傷者及び退路を絶たれた者等を発見したときは、直ちに他の業務に優先して救助活動を行う。

(3) 現場指揮本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合は、消防長を本部長とする現地指揮本部を現場近くに開設し、消火活動等の指揮にあたる。

火災の区域が複数の消防機関の管轄区域にまたがる場合は、関係消防機関の長が協議して現地指揮本部長を定める。

3. 避難・誘導

(1) 森林内の滞在者の退去

町・警察・消防団等は、林野火災の通報を受けたときは直ちに広報車等により火災発生区域周辺に広報を行い、登山者等の森林内の滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。道に迷った者等に遭遇したときは安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。

県防災ヘリコプターは、空から避難の呼びかけを行う。

(2) 住民の避難

町長は、森林火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対し避難勧告等を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

4. 広域応援等の要請

(1) 消防の広域応援

消火にあたる消防長は、当該消防本部単独での対処が難しいと判断される場合は、消防相互応援協定に基づき、他の消防機関に対し応援を要請する。

(2) 自衛隊の派遣要請

町長は、消防力だけでは当該林野火災への対処が難しい場合は、県知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

(3) 鎮火後の措置

消防本部は、林野火災鎮火後も再発に備えて、なおしばらく警戒にあたる。

・林野火災時におけるヘリコプター発着予定地

名 称	所 在 地		施 設 管 理 者		発着面積	備 考
	住 所	電話番号	氏 名	電話番号		
那智漁港ヘリポート	浜ノ宮	52-2711	町 長	52-0555	2,370 m ²	北西 49.4m 北東 74.0m

第 13 章 危険物等災害応急対策計画

第 1 節 危険物災害応急対策計画

危険物施設等は、地震災害時における火災、爆発、漏えい等の危険が予想されるので、危険物関係法令に基づく予防規程、自衛消防組織等を実効あるものとともに、火災、爆発、流出等を防止し、地震による危険物の被害を最小限にとどめ、施設の関係者及び周辺住民に対する危害防止を図る。

1．危険物事業所

危険物施設の管理者は、関係法令により定められた予防規程等によるほか、県、町、消防本部等と連携して、地震災害時における応急措置を次により実施するものとする。

(1) 災害が発生するおそれのある場合の措置

情報及び警報等を確実に把握する。

施設内の警戒を厳重にするとともに保安要員を各部署に配備する。

消防設備等を点検整備するとともに、危険物の流出、あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等の防止対策を講じる。

初期消火要領の徹底及び混触発火等による火災の防止対策を講じる。

(2) 災害が発生した場合の措置

消防機関及びその他の関係機関へ通報する。

消防設備を使用し災害の防除に努める。

危険物施設等における詰替え、運搬等取扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に最善の方策を講じる。

災害状況の把握及び災害拡大に伴う付近の状況等により避難等の処置を講じる。

2．那智勝浦町

危険物施設の管理者と密接な連携を保ち、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を町消防計画の定めるところにより実施するものとする。

3．和歌山県

町及び国との連絡を密にするとともに、職員の防火体制等措置要領に基づき実施する。

第2節 高圧ガス等災害応急対策計画

高圧ガス及び液化石油ガスによる災害に際して、住民の生命及び財産を保護するためにこの計画を定める。

1. 高圧ガスによる災害の発生するおそれのある場合、又は災害が発生したときは、災害の発生又は拡大を防止するため速やかに次の応急措置を講じるものとする。
 - (1) 高圧ガスによる災害の発生するおそれのある場合は、その施設の管理者は、関係機関と連絡を密にし、速やかに適切な措置を講じる。
 - (2) 上記の措置が執れない場合は、必要に応じ、危険区域内の住民の避難措置を講じる。
 - (3) 高圧ガスによる災害が発生した場合、次の措置を講じる。
 - 立入禁止区域の設定及び交通規制
 - 被災者の救出、救護
 - 消火及び防火、防爆、除害活動並びに広報活動
 - (4) 必要に応じて、和歌山県高圧ガス地域防災協議会、和歌山県エルピーガス協会又は関係事業所の応援を求める。

第3節 危険物等輸送車両災害応急対策計画

危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両の事故に伴う応急措置は、本計画により実施する。

1. 輸送従事者
 - 輸送途上において事故が発生したときは、次の措置を講ずるほか、事故の状況並びに積載危険物の種類及び性状等に応じ適切な措置を講ずるものとする。
 - (1) 消防機関及び警察機関に通報する。
 - (2) 付近住民並びに通行人に火気使用禁止及び風上への避難を呼びかける。
 - (3) エンジンの停止、安全弁の確認、初期消火等の措置を講じる。
 - (4) 特に火薬類については、盗難防止、爆発防止等の適切な措置を講じる。
 - (5) 高圧ガスについては、和歌山県高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所の協力を求め適切な措置を講じる。
2. 那智勝浦町
 - 警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策を、町消防計画の定めるところにより実施するものとする。

第14章 災害警備計画

第1節 警察警備計画

災害時において迅速な立ち上がりを行い、警察の組織力と装備資機材を最大限に活用し、緊急救助活動、交通規制、犯罪の予防及び取締り等を総合的に行い治安の維持に当るものとする。

1. 警察本部の任務と活動

災害においては、住民の生命、身体、財産を保護し、その他被災地における治安の維持にあたる時、関係機関と緊密な協力、連携のもとに、おおむね次の活動を行う。

- (1) 気象及び災害関係情報の収集と伝達
- (2) 被害状況等の調査
- (3) 避難の指示、警告及び誘導
- (4) 被災者の救助
- (5) 死体の検視及び身元の確認
- (6) 交通の秩序及び緊急交通路の確保
- (7) 犯罪の予防及び取締り
- (8) 他機関の行う活動に対する協力援助

2. 警備体制

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、災害種別、規模及び態様に応じて次により警備体制を確立するとともに、広域緊急援助隊の応援要請を行うなど、迅速適切な警備措置を講じる。

警備体制の種別及び体制確立

「和歌山県地域防災計画基本計画編」の災害警備計画を参照のこと。

災害警備本部の組織及び警備部隊の編成と運用

災害警備本部は、各体制の段階に応じて開設することとし、警備本部の組織とその分掌事務及び警備部隊の編成と運用については、災害警備計画の定めるところによる。

(災害警備計画は、「和歌山県地域防災計画基本計画編」参照)

体制の切替り及び解除

気象状況の好転、悪化、危険状態の解消、緊迫、被災地における応急措置の経緯など情勢の変化に応じて体制の緩和又は強化若しくは解除を行う。

3. 交通対策

(1) 交通秩序の確保

災害時においては次の要領により、早期に交通秩序の確保に務める。

継続的に交通機関の運行状況及び道路の被害状況の調査を行う。

前号の調査に基づく交通関係情報を取りまとめ、関係先に通報する。

要所に交通案内所、不通箇所、迂回路等を明示した立看板等の設置及び交通整理員を配置する。

(2) 緊急交通路の確保

被災地において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する必要があると認めるときは、速やかに当該規制の対象、区間、期間(又は始期)迂回路等を決定し、所要の交通規制を行う。

前号の規制を実施しようとするときは、所要の標識を設置するとともに、報道機関等による広報、立看板の掲示等によって交通の禁止又は制限の内容を一般住民に周知する。

(3) 広域交通管制による規制

被災地への一般車両の乗入れを抑制するため、隣接若しくは近接する府県警察に対し、主要道路における広域交通管制による規制を要請する。

4. 通信体制

災害時における通信については、和歌山県警察大規模地震災害警備計画の定めるところによる。

第2節 海上公安警備計画(串本海上保安署)

沿岸海上において、暴動、騒乱、海難及びその他の災害時の応急対策については、串本海上保安署その他関係機関の協力のもとに実施するものとする。

1. 警備救難体制

(1) 非常体制の種別及び基準

警戒体制の呼称を「警戒配備」という。

大規模海難等に至らない海上における災害の発生が予想されるときに、警戒体制を確立し、災害の防止と局限を図る。

非常体制の呼称を「非常配備」といい、次のとおり区分する。

非常配備 甲	大規模犯罪
非常配備 乙	大規模海難等

海上における暴動、騒乱等の社会的に著しく影響の大きい犯罪、大規模な海難及びその他の災害に備え、緊急に事前の態勢を確立することにより、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における人命及び財産の保護並びに海洋の汚染の防止に資する。

非常体制の発令

非常配備の発令は、第五管区海上保安本部長が行い、警戒配備の発令は、第五管区海上保安本部長又は、田辺海上保安部長が行うことができる。

非常体制発令時の措置要領

警戒配備及び非常配備ごとに、それぞれ次のとおり措置する。

警戒配備

- a. 警戒配備を実視するための要員を増強する。
- b. 予想される災害の発生を防止し、又は局限するための対策を検討する。
- c. 情報を収集し、関係先に通報する。
- d. 通信設備を強化する。
- e. 必要な巡視船艇、航空機を待機させ、又は出動させる。

非常配備

- a. 非常配備を実施するため、次により要員を増強する。
第一体制 職員のおおむね2分の1以上
第二体制 職員のおおむね4分の1以上
- b. 大規模犯罪又は大規模海難等の発生を防止し、又は局限するための対策を検討する。
- c. 情報を収集し関係先に通報する。
- d. 通信配備を強化し、必要により通信統制又は通信制限を実施し、若しくは臨時通信系を設定する。
- e. 必要な巡視船艇、航空機を待機させ、又は出動させる。
- f. 業務上必要な施設、資材、機器等の点検、整備又は手配を行う。
- g. 航行警報等により、必要な情報を伝達するとともに、大規模犯罪又は大規模海難等の発生に備えて措置すべき事項を指導する。また、必要により関係者に対し船舶の移動を命じ、船舶の航行を制限する等の処分を行う。
- h. 関係諸機関と緊急に連絡し、情報を交換し、必要により協議する等相互の協力を努める。
- i. 民心の安定に重点を置いた広報を行なう。
- j. 職員の健康管理、給食等に関する必要な措置を行なう。

2. 対策本部の設置

- (1) 海難その他における災害の規模と継続期等により必要と認めるときは、対策本部を設置し、管内の船艇、航空機、人員等の派遣を受け、また必要ある場合は、他管区の応援により、災害時の応急措置を統一かつ、強力で推進する。

(2) 対策本部の種類、設置者及び設置基準

種類	設置者	設置基準
中規模海難等対策本部	第五管区海上保安本部長 田辺海上保安部長	大規模でない海難その他の海上における災害で、社会的に影響の大きいもの。
大規模海難等対策本部	第五管区海上保安本部長	大規模な海難その他の海上における災害で、社会的に著しく影響の大きいもの

(3) 対策本部の要員

別に定める対策本部編成表に従い要員を配置し、災害の救助、援助、汚染の防除及び犯罪の捜査に関する業務並びにこれらの付帯業務を実施する。

3. 非常通信体制

(1) 非常体制

災害発生地又は災害対策本部所在地と通信連絡が途絶した場合は、通信代行巡視船艇の派遣又は携帯無線機を活用して、田辺海上保安部・串本海上保安署との通信連絡を確保する。

第 15 章 文教対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、小学校、中学校及び保育所等においては、児童、生徒及び幼児の安全確保を第一とし、また体育館等が地域住民の避難所に利用されるため、避難場所としての防災機能の強化と、教職員対策、文教施設の復旧、学用品、教科書等次の応急措置を講ずる。

第 1 節 小中学校計画

小学校、中学校に関する災害の応急対策は、別に定めるもののほか、この計画によるものとする。

1．児童生徒の安全の確保

- (1) 児童生徒に対する安全指導の充実徹底を図るとともに、避難訓練等の実施を通じて常に緊急措置、安全措置がとれるような体制を確立しておく。
- (2) 学校長は、事前に災害が予想される場合や児童生徒に危険が及ぶ心配があるときなど現状を的確に判断し、臨時休校、学校行事の中止等適切な処置を講じると共に本部教育班及び県支部教育班に報告するものとする。
- (3) 在校時、学校外の諸活動、登下校時、夜間、休日等の児童生徒の安全確保方策については、危機管理マニュアル等を整備し確立しておくこと。

2．学校施設の確保

(1) 被害程度別応急教育予定場所

応急修理で使用できる程度の場合
当該施設の応急処置をして使用する
学校の一部校舎が使用できない程度の場合
特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足する場合は、二部授業等の方法による。

校舎の全部、又は大部分が使用できない程度の場合
区民会館等公共施設を利用し、又は隣接学校の校舎等を利用する。
特に地区が全体的被害を受けた場合
住民避難先の最寄の学校、り災をまぬがれた区民会館等公共施設を利用する。

(2) 施設利用の応援

隣接学校、その他公共施設を利用して授業を行う場合には、次の方法により、当該施設管理者の応援を得るものとする。

町内施設利用の場合
本部において、関係者協議のうえ行うものとする。
町外の施設利用の場合
本部は、県教育委員会に対して施設利用の応援を要請するものとする。

3．教職員の対策

(1) 学校内調整

欠員が少数の場合には、学校内において調整するものとする。

(2) 町内調整

学校内で対応できないときは、学校長は教育長に派遣の要請をするものとする。教育長は、本部長と協議し管内の学校内において調整するものとする。

(3) 郡内調整

町内において対応できないときは、本部は県教育委員会に教職員の派遣を要請するものとする。

第2節 学校給食関係の計画

災害時における学校給食の応急対策は、本計画によるものとする。

1. 給食の実施

本部は、次の点に留意して応急給食を実施するものとする。

- (1) 災害により被害があっても、できるかぎり継続して実施するものとする。
- (2) 施設及び原材料が被害を受け、その実施ができないときは、速やかに応急処置をして実施すること。
- (3) 学校を避難所として使用する場合は、給食施設は学校給食と、り災者炊出しとの調整に留意すること。

2. 被害物資対策

本部教育班は、被害を受けた給食用原材料品の報告をとりまとめ、被害状況報告を速やかに行う。

被害物資の処分方法等については、本部または県本部の指示、指導によるものとする。

第3節 社会教育施設関係の計画

災害時における社会教育施設関係の応急処理等の措置を講じる。

1. 公民館、その他社会教育施設の対策

災害時における、公民館、その他の社会教育施設は、災害応急対策のため、特に避難所等に利用される場合も少なくないので、本部教育班は被害状況の掌握に努めると共に、その応急修理等適宣の処置を速やかに実施するものとする。

2. 文化財対策

被害文化財については、文化財審議会委員等専門家の意見を参考にして文化財的価値を可及的に維持する。

被災文化財個々についての対策は、所有者あるいは管理者に指示し指導するものとする。

第4節 学用品給与計画

災害により住家に被害を受け、就学上かかすことのできない学用品を喪失、又は棄損した小中学校の児童生徒に対し、必要最小限度の学用品を給与しそれらの者の、就学の便を図るものとする。

1. 給与の種別

教科書、文房具、通学用品

2 . 給与対象者

災害により住家に被害を受けた児童生徒で、住家の被害程度は全壊(焼)、流失、半壊(焼)、及び床上浸水以上で学用品がなく就学に支障を生じている者

3 . 給与方法

(1) 学用品は原則として県において一括購入し、り災児童生徒に対する配分は、町長が実施するものであるが、教科書等については、地域ごと学校等により使用教科書が異なる場合も考慮し、学用品の給与を迅速に行うため職権の委任により、調達から配分までの業務を町長が実施することがある。

(2) 町長は、学用品の給与に当っては、まずその給与対象となる児童生徒の確実な人員を把握するため、り災者名簿と児童生徒の指導要録及び学齢簿等と照合し、被害別、学年別、に給与対象人員を正確に把握しなければならない。

4 . 救助法による学用品の給与基準

(1) 給与対象者

「学用品の給与」は、住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)、又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態になった者を含む。)により学用品を喪失、又は損傷し、就学上支障のある小中学校児童生徒に対して行なう。

(2) 給与期日

「学用品の給与」は、災害発生の日から教科書については、1ヵ月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

(3) 給与の品目

「学用品の給与」は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。

教科書

文房具

通学用品

(4) 「学用品の給与」のため支出できる費用は、「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出、又はその承認を受けている教材を給与するための実費とする。

(5) 書類の整備保存

教材、学用品の給与を実施したときは、次の書類を整備保存しなければならない。

救助実施記録日計表

学用品の給与状況

学用品購入関係支払証拠書類

第5節 保育所等の応急対策

保育所に関する災害の応急対策は、別に定めるもののほか、この計画によるものとする。

1．保育所等幼児の安全の確保

- (1) 幼児に対する安全を第一とし指導の充実徹底を図るとともに、避難訓練等の実施を通じて常に緊急措置、安全措置がとれるような体制を確立しておくものとする。
- (2) 所長は、事前に災害が予想される場合や幼児に危険が及ぶ心配があるときなど現状を的確に判断し、臨時休園、行事の中止等適切な処置を講じると共に本部に報告するものとする。
- (3) 勤務時間外に大規模地震等が発生した場合は、所長又は保育士等は、所属の保育所等に参集し、本部が行う災害応急対策活動に従事し、また応急的な保育の実施及び施設の管理のための体制を確立するものとする。

2．応急保育の実施

所長は、応急的な保育計画を策定し、臨時の幼児編成等必要な措置を講じ、速やかに本部に報告するものとする。

第 16 章 災害対策要員の計画

災害応急対策を実施するため必要な要員は、本計画によるものとする。

第 1 節 災害対策要員の動員計画

災害応急対策の要員については、おおむね次の順序で動員を行うものとする。

ただし、災害応急対策作業の内容によっては、先順位の要員に余裕があっても、他の種別要員を先に動員する必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 町職員の動員(消防職員も含む)
- (2) 消防団員の動員
- (3) 町内奉仕団体の動員
- (4) 労働者の雇い上げ

1. 県本部への応援要請

災害応急対策及び災害救助を実施するにあたり、災害応急対策作業人員が不足し町内奉仕団体の動員、並びに労働者の雇い上げが不可能なときは、次の応援要請事項を示して県本部へ要請するものとする。

(応 援 要 請 事 項)

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 従事場所
- (3) 作業内容
- (4) 人 員
- (5) 従事期間
- (6) 集合場所
- (7) その他参考事項

第 2 節 奉仕団体等の編成及び活動計画

災害応急対策の実施に奉仕する奉仕団体等の編成及び活動は、本計画によるものとする。本部各班は、分担する災害応急対策実施のため、ボランティアによる奉仕の必要があると認めるときは、総務部に連絡するものとする。

1. 奉仕団の編成

- (1) 自治会及び自主防災組織
- (2) 日本赤十字奉仕団及び婦人会その他婦人団体
- (3) 青年団

奉仕団は各団体別に編成し、それぞれに名称を付し、責任者を定め、平常時の組織等を考慮して災害奉仕活動の実態に即した編成をするものとする。

2. 非組織ボランティアの受入れ

- (1) 来訪する非組織ボランティアのために、町社会福祉協議会と連携し、奉仕団体等の協力を得て、庁舎、避難所等にボランティアコーナーを開設して対応する。
- (2) ボランティア活動を必要とする場所、活動内容等の情報提供その他地域の実情にあった円滑な活動が行えるよう努める。

3. 専門ボランティア

災害応急対策において、必要性の高い特定の専門技能を有するボランティア

が必要な場合は、県本部へ派遣を要請する。

4. 作業内容

作業内容は、おおむね次のいずれかとし、組織人員等の実情に応じた作業とする。

- (1) 炊出し、その他災害救助の実情に応じた作業とする。
- (2) 清掃の実施
- (3) 災害対策物資、資材の輸送及び配分
- (4) 応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業
- (5) 軽易な事務の補助
- (6) その他、上記作業に類した作業

5. その他

(1) 帳簿等の整備

奉仕団の奉仕を受けた場合は、次の記録簿を作成し整備しておくものとする。

奉仕団の名称及び人員又は氏名

奉仕した作業内容及び期間

その他参考事項

町内奉仕団体

団体名	代表者名	住所	電話番号	団員数
那智勝浦町日本赤十字奉仕団	前田 澄子	天満 1730-12	52-2161	91

第3節 対策要員雇用計画

災害応急対策の実施が本部の職員、消防団、防災関係機関、及び奉仕団等では労力的に不足し、あるいは、特別な作業のため技術的な労力が必要なときにおける労働者等の雇上げは、本計画によるものとする。

1. 作業員の雇用と各部門の調整

災害時における作業内容と各部門の連携を図るため、雇用に当っては、総務部が労働者を雇用する。雇用の方法については、町内建設業者等に要請するものとし、なお不足するときは、新宮公共職業安定所に雇用を依頼する。

2. 労働者雇用の範囲

労働者雇用の範囲は、災害応急対策の実施に必要な人員とするが、救助法に基づく救助の実施に必要な労働者の雇上げの範囲は、次のとおりである。

(1) 避難者の避難誘導要員

災害のため現に被害を受ける恐れがあるものを安全地帯に避難させるための誘導要員を必要とするとき。

(2) 医療及び助産のための移送要員

災害現場の緊急医療班では、処理できない重傷患者又は緊急医療班及び県救護班が到着するまでの間に、医療措置を講じなければならない患者があり、病院診療所に運ぶための人員を必要とするとき。

医療班によって、医療助産がおこなわれる際の医師、助産師、看護師等の移動に伴う要員

傷病がまだ治癒していないが、やむをえず自宅療養することとなった患者を輸送するための要員

(3) 被災者の救出要員

被災者の身体の安全を保護する為、又は被災者を救出するための要員

(4) 飲料水の供給要員

飲料水を供給するための機械器具の運搬操作等に要する人員、及び飲料水を浄化するための医薬品等の配布に要する人員、並びに飲料水を供給するために必要とする人員

(5) 救済用物資の整理、輸送及び配分要員

被服、寝具、その他生活必需品、学用品、炊き出し用の食糧品、調味料、燃料、医薬品、衛生材料等を整理し輸送及び配分するための要員

(6) 遺体捜索要員

遺体捜索に必要な機械器具その他の資材の操作及び後始末に要する要員

(7) 遺体の処理(埋葬を除く)要員

遺体の洗浄、消毒等の処置をする要員及び仮安置所等まで輸送するための要員

(8) 労働者雇上げの特例

以上のほか埋葬、炊き出し、その他救助作業の要員を雇い上げる必要がある場合は、本部長は県本部に申請し、厚生労働大臣の承認を得て実施するものとする。

3. 労働者雇用の期間

労働者雇用の期間は、災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、救助法に基づく要員の雇用期間は、それぞれの救助の実施が認められている期間である。ただし、厚生労働大臣の承認を得て延長された場合は自動的に延長される。

4. 労働者の賃金

雇用労働者に対する賃金は、法令その他に規程されているものを除き労働者を使用した場合は、地域における通常の実費程度を支給するものとする。

5. その他

労働者を雇用した場合は、次の帳簿等を整備し保存しなければならない。

救助実施記録日計表

人夫雇上げ台帳

人夫賃支払関係証拠書類

第 17 章 道路、船舶交通応急対策計画

第 1 節 道路交通規制計画

災害により道路、橋梁等の施設に被害が発生し、又は発生する恐れがあり、交通の安全と施設の保安が必要になった場合、又は災害時における交通秩序を確保するため必要があると認めるときは、通行の禁止又は制限等の規制を行うほか、道路の応急復旧を実施する。

1. 交通規制の実施

規制の実施は、次の区分によって行うものとする。

区 分	実施責任者	範 囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 知 事 町 長	1.道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合 2.道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合	道路法 (4 6 条)
警 察	公安委員会 警察署長 警 察 官	1.災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき 2.道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき 3.道路の損壊、火災の発生、その他の事情により、道路において交通の危険が生じる恐れがある場合	基本法 (7 6 条) 道路交通法 (4 . 5 . 6 条)

ただし、道路管理者と警察関係機関は、密接な連絡をとり、適切な処置がとれるよう配慮するものとする。

2. 交通規制根拠法令

(1) 県公安委員会による交通規制

災害対策基本法第 7 6 条

県公安委員会は、管轄区域又はこれに隣接する府県において災害が発生し、若しくは災害が発生するおそれがある場合で、緊急輸送を確保するため必要があるときは、道路の区間及び区域を指定して緊急輸送車両以外の通行を禁止又は制限する。

道路交通法第 4 条

県公安委員会は、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため、必要があるときは、歩行者又は車両等の通行を禁止又は制限する。

(2) 警察署長の実施する交通規制

道路交通法第 5 条

警察署長は、その管轄区域の道路について災害による道路の損壊等危険な状態が発生し、又はその他の状況から必要があるときは、歩行者又は車両等の通行を禁止又は制限する。

(3) 警察官の実施する交通規制

道路交通法第6条

警察官は、災害発生時において、緊急措置を実施する必要があるときは、一時的に歩行者又は車両等の通行を禁止又は制限する。

(4) 道路管理者による交通規制

道路法第46条

道路管理者は、道路の損壊その他の事由によって、交通が危険であるときは、区間を定めて通行を禁止又は制限する。

3. 発見者等の通報

災害時に道路、橋梁等交通施設の被害並びに交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察官、又は町長に通報するものとする。

通報を受けた町長は、その道路管理者又は、その地域を所管する警察官に速やかに通報するものとする。

4. 各機関別実施の要領

道路管理者又は警察機関は、災害の発生が予想され、又は発生したときは道路橋梁等交通施設の巡回調査に努め、速やかに次の要領により交通規制を行うものとする。

(1) 道路管理者

災害により交通施設等の危険が予想され、又は発生したとき若しくは通報等により承知したときは、速やかに必要な規制をするものとする。

ただし、町長は当町以外の者が管理する道路、橋梁施設でその管理者に通知して規制するいとまがないときは、直ちに警察官に通報して道路交通法に基づく規制を実施するなど、応急措置を行なうものとする。

この場合町長は、速やかに道路管理者に連絡して、道路管理者が正規の規制を行うものとする。

(2) 警察機関

災害等により、道路の危険な状況が予想され又は発見したとき、若しくは通報等により承知したとき並びに災害が発生した場合において、災害対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があるときは、速やかに一般車両の通行の規制を行うものとする。

5. 緊急通行車両の基準

(1) 道路交通法第39条第1項の緊急自動車

(2) 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他災害応急対策を実施するため運転中の車両で、緊急通行車両の確認を受けた標章を掲示しているもの。

6. 災害応急対策に使用する車両の事前届出

本部が実施する災害応急対策活動及び地震防災応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するため、応急対策に使用する車両を予め県公安委員会に緊急通行車両の事前届出を行っておくものとする。

7. 規制の標識等

実施者は、交通規制を行った場合は、政令の定めるところにより、次の標識

を立てるものとする。

ただし、緊急のため規定の標識を立てることが困難、又は不可能なときは適宣の方法によりとりあえず通行を禁止、又は制限したことを明示するとともに警察官が現場において指導にあたるものとする。

(1) 規制標識

道路交通法第4条(道路標識等の種類、様式、設置場所等)によるもの

道路法46条(道路標識の設置等)によるもの

基本法施行規則第5条(通行の禁止、又は制限についての標示の標識等)によるもの

(2) 規制条件の標示

規制標識には、次の事項を明示する。

禁止、制限の対象

区域及び区間

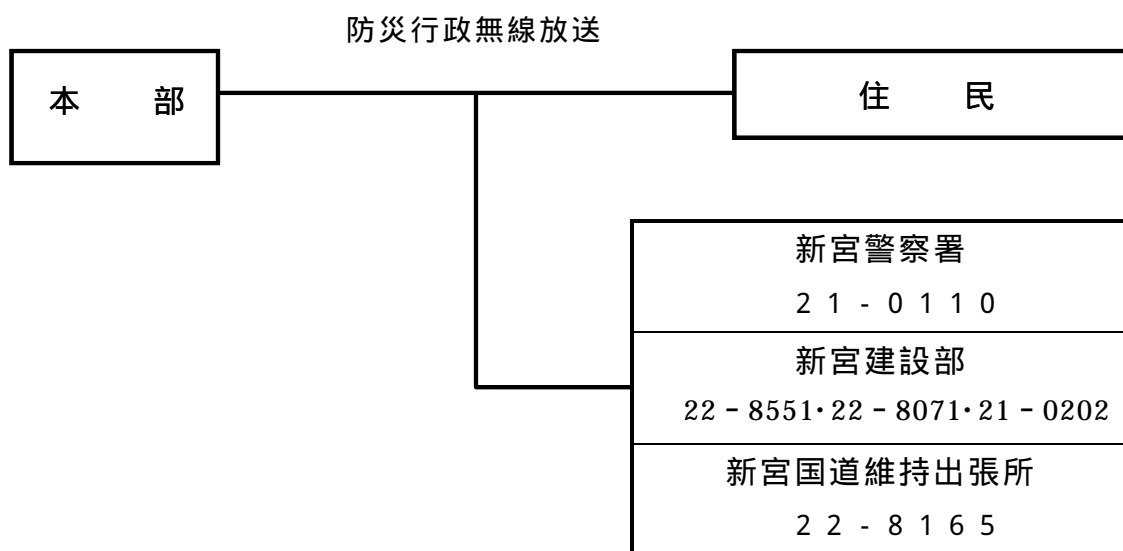
期間

この場合、必要があると認めるときは、実施責任者は適当な迂回路を明示し、一般の交通に支障のないよう努めるものとする。

8. 報告等

規制を行ったときは、各機関は次の要領により報告、又は通知し、本部は必要に応じ防災行政無線放送を用い広報するものとする。

(1) 系統



(2) 報告事項

各関係機関は、報告、通知に当っては、次の事項を明示して行うものとする。

禁止、制限の種別と対象

規制する区域及び区間

規制する期間

規制する理由

迂回路、その他の状況

第2節 船舶航行規制計画

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における船舶交通の安全を確保するため、航行規制等に関し定めるものとする。

1. 航行規制の実施者等

実施責任者	港名	規制内容
田辺港長	田辺	(1)けい留の制限禁止
和歌山下津港長	和歌山下津	(2)錨地の指定
田辺海上保安部長	新宮、宇久井、勝浦、浦神、古座西向、串本、日高、日置	(3)移動の制限 (4)移動命令 (5)船舶交通の制限禁止 (6)危険物積載船の停泊場所荷役の規制 (7)水路の保全に関する命令 (8)火気取り扱いの制限禁止

(1) 港長又は海上保安部長(以下「港長等」という)は、航行に当っては、港湾管理者、けい留施設の管理者と密接な連絡をとるように配慮する。

(2) 田辺、和歌山下津港以外の港における規制内容は、(4)(5)(7)及び(8)とする。

2. 発見者等の通報

災害時に港内の船舶施設の被害又は、船舶交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに港長又は町長に報告するものとする。

通報を受けた町長は、串本海上保安署長に通報するものとする。

3. 航路障害物の除去

串本海上保安署

(1) 巡視船艇により可能な範囲で航路障害物の応急的な除去作業を行う。

(2) 当該物件の所有者、占有者に除去の勧告、除去作業の指導監督及び警戒を行い、必要あるときは、航路障害物除去の命令をする。

港湾管理者、漁港管理者

所管する港湾区域、漁港区域内の航路等について、漂流物、沈没物、その他の障害物が認められる場合は、応急的な除去作業に務め、当該物件の所有者、占有者に除去の勧告、除去作業の指導監督を行い、必要あるときは、航路障害物除去の命令をする。

第 18 章 輸送計画

災害時における被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速確実な輸送を確保するため、陸・海・空のあらゆる有効な手段を利用し総合的かつ積極的に緊急輸送を実現するものとする。

特に機動力のあるヘリコプター、大量輸送が可能な船舶の活動を推進するものとする。

1．災害輸送の種別

災害輸送は、次の種別の内最も適切な方法によるものとする。

- (1) 自動車による輸送
- (2) 鉄道軌道等による輸送
- (3) 船舶による輸送
- (4) ヘリコプター等による空中輸送
- (5) 人力等による輸送

2．輸送力の確保

(1) 確保順位

災害輸送のための自動車輸送力の確保は、概ね次の順序による。

- 町有車両等
- 公共団体の車両等
- 営業用の車両等
- 自家用車両等

災害対策本部が設置されたときは、本庁集中管理車は総務部総括班が適正配車に務める。ただし、各課公用車は、要請があるまで当該課が実施する応急業務に使用する。

町有車両で不足するときは、民間所有の車両を借り上げる。なお調達不足の場合は、県支部に対し輸送内容その他必要な条件を明示して応援要請するものとする。

(2) 鉄道軌道による輸送

道路の被害等により車両による輸送が不可能なとき、又は遠隔地において、物資等を確保したときで、鉄道によって輸送することが可能なときは、JR 紀伊勝浦駅長に鉄道による輸送要請を行うものとする。

(3) 船舶による輸送

陸路の交通が途絶した場合には、県本部を通じて田辺海上保安部、海上自衛隊、又は近畿運輸局勝浦海事事務所に対し船舶の出動を要請する。

(4) 空中輸送

交通途絶に伴い緊急に空中輸送が必要なときは、県本部を通じて県防災ヘリコプター、自衛隊、田辺海上保安部等による空中輸送についてその出動を要請する。なお、空中による救助物資の投下場所、及びヘリコプター発着地点は第 2 編第 24 章「緊急輸送体制の整備」のとおりとする。

(5) 人力等による輸送

車両等による輸送が不可能な時は、人力等により輸送するものとする。

3．救助法による適用範囲

(1) 輸送の範囲

り災者の避難
 医療及び助産
 り災者の救出
 飲料水の供給
 救済用物資の輸送
 遺体の搜索
 遺体の処理

(2) 輸送の期間

各救助の実施期間とする。

(3) 費用の限度

災害時において、割引運賃が実施される場合は、その運賃による。

その他の場合は、原則として運輸省の認可を受けている料金等による。

海上輸送能力

(田辺海上保安部)

基地	船 艇	物資搭載量	輸送人員	備 考
田 辺	巡視船 ふじ	約16 t	約150人	主として甲板積みとなる。
	" みなべ	"	約110人	"
	" むろかぜ	約 3 t	約 20人	最優先、重要物資人員に限る。る。
下 津	消防船 なんりゅう	約 4 t	約 30人	主として甲板積みとなる。
	巡視船 ひのかぜ	約 3 t	約 20人	最優先、重要物資人員に限る。
和歌山	" きいかぜ	約 3 t	約 20人	"
串 本	" むろづき	約 4 t	約 55人	"

空中輸送能力

(県防災ヘリ)

基地	機 種	用 途	輸 送 能 力		患 者	機外懸垂能力	航続距離	備 考
			物 資	人 員				
白 浜	ベル 412EP	多目的	2.3 t	15人(定員)	ベット1	0.2 t	7 2 2 km	

(陸上自衛隊)

八 尾	OH - 6	連絡観測	1.0 t	2人	0	0	J型 4 3 5 km	最良条件下の数値
	UH - I J	多目的	4.7 t	11人	6人	1.0 t	D型 4 3 5 km	
	UH - I H	"	1.0 t	11人	6人	"	D型 4 3 9 km	
木更津	CH - 4 7	輸 送	22.6 t	55人	24人	10.0 t	4 7 4 km	

(海上保安庁)

八 尾	ベル 2 1 2	多目的	0.8 t	11人	6人	0.8 t	6 0 0 km	各2機配備
	ビーチ 200T	"	0.2 t	9人	5人	-	1, 3 3 0 km	各2機配備

第 19 章 自衛隊の派遣要請等の計画

那智勝浦町地域の防災に対して自衛隊の災害派遣を要請するために必要な事項は、本計画によるものとする。

1. 災害派遣要請基準

災害派遣の要請基準は以下のとおりとする。

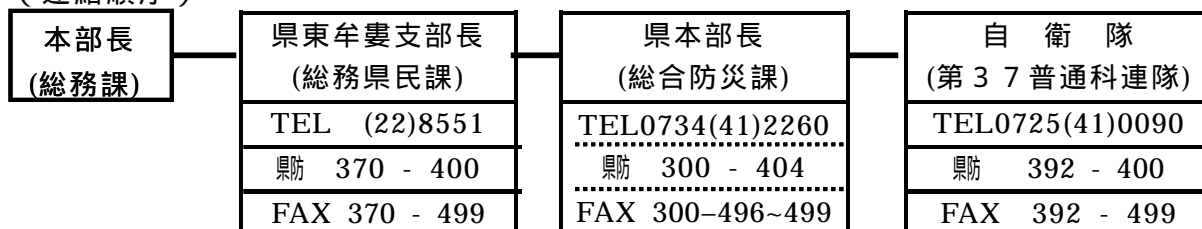
- (1) 人命救助のため応援を必要とするとき。
- (2) 風水害、地震津波等の災害が発生、又は予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。
- (3) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (4) 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。
- (5) 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援等の応援を必要とするとき。

2. 要請要領

本部長は、住民の生命又は財産を保護するため必要であると認めるときは、電話又は口頭をもって県災害対策本部東牟婁支部を経由して、県本部長に依頼するものとし、事後速やかに「部隊等の派遣要請書」を提出する。

ただし、通信途絶等により知事に対し派遣要請の依頼ができないときは、その旨及び町の区域に係る災害の状況を自衛隊第37普通科連隊に通知し、速やかにその旨を県本部長に通知する。

(連絡順序)



3. 派遣部隊の受入れ態勢

自衛隊の災害派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分に行えるよう務める。

- (1) 派遣部隊及び県との連絡職員を指名し、連絡にあたらせる。
- (2) 派遣部隊の集結地及び宿泊施設は、体育文化会館とし、車両、器材等の保管場所の準備をする。
- (3) ヘリコプター派遣時は、体育文化会館に隣接する木戸浦運動場をヘリポートとし、グラウンドへの散水、標示等の諸準備に万全を期す。
- (4) 派遣部隊の行う応急復旧に必要な機械等は、できる限り本部で準備し速やかに活動できるよう務める。
- (5) 災害派遣現場に責任者を置き、現場指揮官と協議し作業の推進を図る。

4．災害派遣部隊の活動

自衛隊の災害派遣は、主として人命救助及び財産の保護のため、各機関と綿密な連携を保って相互に協力し、次の業務を実施する。

(1) 被害状況の把握

知事からの要請を受けたとき、又部隊等の長が必要と認めるときは、車両船舶、航空機等により偵察を行う。

(2) 避難の援助

避難の命令が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要と認めるときは、避難者の誘導、輸送を行う。

(3) 遭難者の搜索救助

死者、行方不明者、傷者等の検索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、所要の水防活動を行う。

(5) 消防活動

利用可能な消火、防火用具をもって消防機関に協力して消火にあたる。

(6) 道路又は水路の啓開

道路又は水路が破壊し、もしくは障害物がある場合は、これらの啓開除去にあたる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

診察、救護、防疫、病虫害防除等の支援を行う。ただし、薬剤等は通常本部が提供し使用する。

(8) 通信支援

特に要請があった場合又は部隊等の長が必要と認める場合は、災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度において支援する。

(9) 人員及び物資の緊急輸送

特に要請があった場合又は部隊等の長が必要と認める場合は、緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(10) 炊飯又は給水の支援

特に要請があった場合又は部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯又は給水の支援を行う。

(11) 交通規制の支援

主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において自衛隊車両を対象として、交通規制の支援を行う。

(12) 危険物の保安及び除去

特に要請があった場合において必要と認めるときは、能力上可能にものについて火薬類爆発物の保安措置及び除去を実施する。

(13) その他

その他臨機の必要に応じ自衛隊の能力上可能なものについては、所要の措置を取る。

5．派遣部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、本部長又は本部長から委任を受けて本部長の職権を行う町吏員が現場にいない場合に限り、次の職務を執行することができる。

- (1) 警戒区域の設定及び同区域への立入り制限、禁止又は退去の命令
(基本法第63条第3項)
 - (2) 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用、又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収容
(基本法第64条第8項)
 - (3) 応急措置の実施の支障となる工作物等の除去等
(基本法第64条第8項)
 - (4) 住民又は現場にある者の応急業務への従事命令
(基本法第65条第3項)
- なお、この場合、自衛官は直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

6 . 派遣部隊等の撤収要請

町長は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、派遣部隊の長と協議のうえ、「部隊等の撤収要請」に記載する事項を明らかにして県本部長に提出する。

7 . 災害派遣ヘリコプター・船舶発着予定地

第2編第26章「緊急輸送体制の整備」参照

第 20 章 和歌山県防災ヘリコプター要請計画

町地域の災害に対して、県防災ヘリコプターの応援要請について必要な事項は、本計画によるものとする。

(ヘリコプターに関する事項は資料編 02-13-02 を参照)

1 . 応援要請基準

町区域内で災害が発生した場合で次のいずれかに該当し、防災ヘリコプターによる活動が必要と判断したとき、知事に応援要請を行う。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合。
- (2) 町の消防力によっては、災害の防御が著しく困難な場合。
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合。

2 . 応援要請の要領

応援要請は、和歌山県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 災害現場の最高指揮者の職名、氏名及び連絡方法
- (5) 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資器材の品目及び数量
- (7) その他必要事項

緊急時応援要請連絡先

和歌山県防災航空センター

TEL 0739(45)8211 県防 364-400、401

FAX 0739(45)8213 県防 364-499

3 . 防災ヘリコプターの活動内容

- (1) 被災状況等の調査及び情報収集活動
- (2) 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
- (3) 消防隊員、消防資機材等の搬送
- (4) 被災者等の救出
- (5) 救援物資、人員等の搬送
- (6) 災害に関する情報、警報等の伝達等の広報活動
- (7) その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

第 4 編

災 害 復 旧 計 画

第1章 施設災害復旧事業計画

公共的施設等の災害復旧事業計画は施設の緊急復旧とともに、再発災害の防止のための復旧事業の実施に当たっては、原形復旧にとどまらず、改良復旧あるいは、関連事業の採用を積極的に働きかけ、資金の正確にとらわれずより効果的経済的な配慮を盛り込むとともに、本町の特殊性すなわち台風常襲地帯、多雨地帯、リアス式海岸等の要素と、被害の原因を検討して、綿密周到な計画を組まなければならない。

特に公共土木施設災害復旧事業の推進については災害の程度及び緊急の度合等に応じて、中央の査定のための調査、測量及び設計を早急に実施し、関係者と十分協議検討を加え、復旧計画に当たっては被害原因を基礎にして再度災害が発生しないよう、あらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみにとらわれず、関連事業を十分考慮に入れて協力改良事業の促進を図る。

また、大災害が発生した場合の復旧等については、労働力の不足、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておかなければならない。

1. 事業計画の種別

次に掲げる事業計画について、被害の都度検討作成するものとする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - 河川公共土木施設復旧事業計画
 - 海岸公共土木施設復旧事業計画
 - 砂防設備復旧事業計画
 - 林地荒廃防止施設復旧事業計画
 - 地すべり防止施設復旧事業計画
 - 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
 - 道路公共土木施設復旧事業計画
 - 港湾公共土木施設復旧事業計画
 - 漁港公共土木施設復旧事業計画
 - 下水道施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 水道施設災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 文化財災害復旧事業計画
- (11) その他の災害復旧事業計画

2 . 災害復旧対策

災害に対する国の財政措置は次のとおりである。

(1)国庫補助及び国の財政措置

公共土木施設災害復旧

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの

農林水産施設災害復旧

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律によるもの

公立学校施設災害復旧

公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの

公営住宅の建設

公営住宅法によるもの

都市施設災害復旧

都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針によるもの

(2) 地方債に基づく措置によるもの

(3) 地方交付税に基づく措置によるもの

(4) 激甚災害時の特別財政措置によるもの

激甚災害指定の手続きについては、次により行うものとする。

激甚災害の調査

ア 和歌山県

県は、市町村の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合に、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるように措置する。

イ 那智勝浦町

激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。

激甚災害指定の手続き

県は、災害による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、国の機関と連絡をとり、速やかに指定の手続きをとる。

特別財政援助の交付(申請)手続き

激甚災害の指定を受けたときは、町は速やかに関係書類を作成し、県に提出しなければならない。

県は、これを受け事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法律に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きを行う。

第2章 災害復旧資金計画

災害復旧のための融資措置として、被災者、中小企業者、及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講ずるとともに、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図るものとする。

資金の種類

1．農林漁業関係の資金融通

(1) 天災融資資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）

農林漁業者経営資金

農林漁業組合事業資金

(2) 日本政策金融公庫資金（株式会社日本政策金融公庫法）

農業基盤整備資金

林業基盤整備資金

漁業基盤整備資金

漁船資金

農林漁業施設資金（共同利用施設、主務大臣指定施設）

農業経営維持安定資金

農林漁業セーフティネット資金

(3) 生活営農資金

(4) 林業・木材産業改善資金（林業・木材産業改善資金助成法）

2．商工業関係の資金融通

(1) 和歌山県制度融資枠の拡大、新制度創設

(2) 災害復旧高度化融資

(3) 中小企業近代化資金等助成法の設備近代化資金の償還期限延長

(4) 小規模企業者等設備導入資金助成法の設備資金の償還期限延長

3．福祉関係の資金融通

(1) 生活福祉資金（生活福祉資金貸付制度要綱）（県社会福祉協議会運用）

更生資金

身体障害者更生資金

生活資金

福祉資金

住宅資金

修学資金

療養資金

災害援護資金

- (2) 母子・寡婦福祉資金
 - 事業継続資金
 - 住宅資金

4 . 住宅関係の資金融通

- (1) 災害復旧住宅資金
- (2) 災害特別貸付

第3章 り災証明書の発行

り災証明の発行について必要なことを定める。

1. り災証明書

り災証明書は、被災者に対し災害救助法による各種施策、町税の減免等を実施するために必要なもので、地方自治法第2条に定める被災者に関する事務の一環として、被災者の応急的、一般的な救済を目的に、町長が確認できる程度の被害について証明するものである。

2. り災証明の対象

り災証明書の証明の範囲は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により、被害を受けた家屋とし、次の項目について証明を行なうものとする。

なお、家屋以外のものが被災した場合において、必要がある時は、これに準じて行なうものとする。

- (1) 全壊、流失、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水
- (2) 火災による全焼、半焼、水損

3. り災証明を行なう者

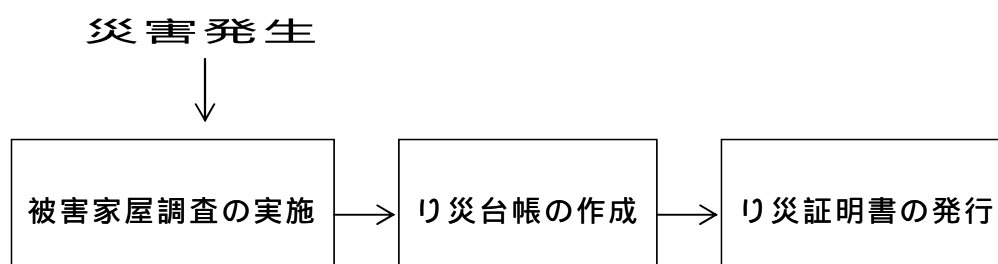
り災証明は、町長が行なう。ただし、火災による証明は、消防長が行なうものとする。

4. り災証明書の発行

り災証明書は、り災証明書の交付に関する要綱に基づき、交付するものとする。
(資料編 04-01-00 を参照)

5. り災証明書発行システム

り災証明書の発行システムは、下図のとおりである。



第 5 編

地震防災対策推進計画

第 1 章 地震防災対策推進計画

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、東南海・南海地震に係る地震防災対策推進地域について、東南海・南海地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

地震防災対策推進計画についての必要な事項は、「那智勝浦町地震防災対策推進計画（資料編 05-01-00 参照）に定める。